

第 I 部 調 査 結 果

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

経済のグローバル化等をはじめとした経済社会情勢の変化や労働者の意識の変化に伴い、働き方の多様化が進んでいる。このような中、近年、労働組合組織率の低下傾向が続く一方、労働関係法令上の「過半数代表」（事業場における過半数労働組合または過半数代表者）の役割が拡大してきている。

本調査は、事業場における「過半数代表」の選出状況や過半数代表者の選出方法等の実態を把握するため実施するものである。調査対象は、「平成26年経済センサス基礎調査-事業所調査」に登録されている事業所のうち、公務・農林漁業を除く常用雇用者2人以上規模の事業所とした。

本調査は厚生労働省労働基準局の要請研究である。

2. 調査の設計

- (1) 調査名：過半数労働組合および過半数代表者に関する調査
 - (2) 調査対象：全国の常用雇用者2人以上の事業所 2万社（農林漁業、公務を除く）
 - (3) 調査期間：2017年11月15日～12月20日 ※10月1日時点の状況を尋ねた。
 - (4) 調査方法：郵送による調査票の配付・回収
 - (5) 主要調査項目：
 - ①回答事業所の属性
 - ②労働組合の有無、過半数労働組合の有無
 - ③過半数代表者の選出の有無、選出方法
 - ④過半数代表者の属性
 - ⑤「過半数代表」を利用した制度（労使協定、意見聴取等）
- 全18問。巻末の「資料1（調査票）」を参照。

3. 標本の抽出

- (1) 母集団：「平成26年経済センサス基礎調査-事業所調査」（総務省）に登録されている事業所のうち、以下の①～④の条件を全て満たす277万2,440事業所
 - ①常用雇用者：2人以上
 - ②産業分類：農林漁業、公務を除く16分類
 - ③欠損データ*を除いたもの
- (*）正式名称、所在地、電話番号、産業分類、常用雇用者数の1つ以上が欠損しているデータ

④重複データ*を除したもの

(*）正式名称、所在地、電話番号の全てが一致するデータ

(2) 抽出方法：層化無作為抽出

産業分類（16 分類）と常用雇用者規模区分（7 区分）を掛け合わせた 112 層別の無作為抽出。抽出数は、各層別に均等割付のうえ一定の抽出率以上で調整。

4. 回収状況

配付数：20,000 件

有効回収数：7,299 件

有効回収率：36.5%

5. 結果の集計

回収された調査票のデータは、産業別・規模別に母集団の比率と一致するよう復元を行った。調査票配付数、有効回答数、有効回収率、ウェイト値および復元値は、89～90 頁のとおり。

6. 用語の解説

①過半数労働組合

単独で、事業場全体の従業員（非正社員を含む）の過半数を組織している労働組合。

②過半数代表者

事業場ごとに選出される、従業員（非正社員を含む）の過半数を代表する者。事業場に過半数労働組合がない場合、過半数代表者が使用者（事業主や会社）と「36 協定」を締結したり、就業規則の変更などに関する手続きで使用者に意見を述べたりする。

③「過半数代表」

事業場における過半数労働組合または過半数代表者。

④従業員

直接雇用している正社員の他に、非正社員（パート、アルバイト、契約社員、嘱託等）も含む。ただし当該事業所で受け入れている派遣労働者、請負社員は除く。

⑤正社員

従業員のうち、期間を定めずに直接雇用して、「正社員」「正職員」などと呼ばれている人。多様な正社員（地域限定・職務限定・時間限定正社員など）を含む。

⑥「事業所」と「事業場」

「事業所」とは「経済センサス基礎調査・事業所調査」の調査対象であり、物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所をいう。

「事業場」とは就業規則や労使協定を労働基準監督署に届け出る際の職場単位である。

7. 統計利用上の注意

- (1) 集計値は上記「5.」のとおり、ウェイト調整済みの（重み付けされた）値である。
（ただし図表 2-1-1(b)、図表 2-1-2(b)、表 2(b)を除く）。
- (2) n 数は小数点以下を四捨五入して整数値で表示している。構成比（%）は小数点以下第 2 位を四捨五入している。
- (3) 表章単位に満たない場合または回答がないものを「－」と表示している。
- (4) 表章単位未満を四捨五入した関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合や本問一枝問間が整合的でない場合もある。
- (5) 特段の断りが無い限り、設問の回答は単一回答である。

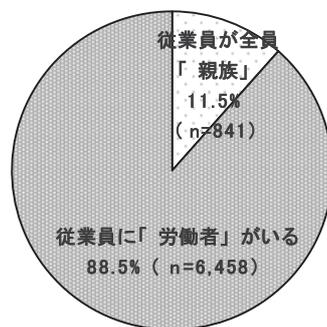
第2章 調査結果の概要

I 回答事業所の属性

1. 回答事業所の属性

次頁にある図表 2-1-1 (a) は、全ての回答事業所 (n=7,299) の属性である。このなかには、従業員が全員、事業主と同居し、生計を同一にする親族（以下「親族」。原則として「親族」は労働基準法上の「労働者」に該当しない）である事業所（以下「親族事業所」）も含まれている。

図表 1 回答事業所・労働者の有無別 (n=7,299)



図表 2-1-2 (a) は、全ての回答事業所から親族事業所を除いた事業所 (n=6,458) である。具体的に、設問 (問 8) 「貴事業所の従業員は全員、事業主と同居し生計を同一にする親族か」に対して「いいえ」と回答した事業所、つまり労働基準法上の「労働者」を雇用している事業所である。本調査の主題が「過半数代表」(事業場における過半数労働組合または過半数代表者) に関するものであるため、本調査の集計対象は図表 2-1-2 (a) の事業所である。親族事業所の属性については「資料 3」(91～92 頁) に掲載した。

図表 2-1-1(a) 回答事業所の属性 (n=7,299) ※復元後 (ウェイトバック集計後)

全体		n	%	
		7,299	100.0	
本社 か 否 か	本社	4,833	66.2	
	(本社以外にも国内事業所がある) (事業所は本社のみ=単独事業所) (無回答)	(1,008) (2,756) (1,068)	(20.9) (57.0) (22.1)	
	本社でない	2,388	32.7	
	無回答	79	1.1	
従業員 規 模	4人以下	2,510	34.4	
	5～9人	2,142	29.3	
	10～29人	1,891	25.9	
	30～99人	608	8.3	
	100～299人	118	1.6	
	300～999人	26	0.4	
	1,000人以上	4	0.1	
事業所 産 業 分 類	鉱業、採石業、砂利採取業	3	0.0	
	建設業	698	9.6	
	製造業	756	10.4	
	電気・ガス・熱供給・水道業	10	0.1	
	情報通信業	106	1.5	
	運輸業、郵便業	258	3.5	
	卸売業、小売業	1,980	27.1	
	金融業、保険業	162	2.2	
	不動産業、物品賃貸業	241	3.3	
	学術研究、専門・技術サービス業	266	3.6	
	宿泊業、飲食サービス業	896	12.3	
	生活関連サービス業、娯楽業	421	5.8	
	教育、学習支援業	185	2.5	
	医療、福祉	777	10.6	
	複合サービス事業 (郵便局、協同組合など)	71	1.0	
	サービス業 (他に分類されないもの)	469	6.4	
事業所 形 態	事務所	2,421	33.2	
	営業所、出張所	669	9.2	
	店舗、飲食店	1,984	27.2	
	工場、作業所	789	10.8	
	輸送・配送センター	62	0.8	
	病院、医療・介護施設	623	8.5	
	研究所	25	0.3	
	学校、保育所、学習支援塾等	225	3.1	
	旅館、ホテル等の宿泊施設	90	1.2	
	その他	261	3.6	
		無回答	150	2.0

全体		n	%
		7,299	100.0
事業所 所 在 地	北海道	334	4.6
	東北	688	9.4
	北関東・甲信	645	8.8
	南関東	1,604	22.0
	北陸	395	5.4
	東海	839	11.5
	近畿	1,028	14.1
	中国	567	7.8
	四国	255	3.5
	九州	921	12.6
		無回答	23
従業員は全員、事業主と同居し、生計を同一にする親族が否か			
	そうである	841	11.5
	そうでない	6,458	88.5

全体		n	%	
		7,299	100.0	
事業所 所 属 企 業 全 体	経営 形 態	会社 (法人)	5,065	69.4
		(外国資本比率: 0%)	(4,454)	(88.0)
		(外国資本比率: 0%超～3分の1以下)	(124)	(2.4)
		(外国資本比率: 3分の1超)	(43)	(0.9)
		(無回答)	(443)	(8.8)
	会社以外の法人 (協同組合、信用金庫、財団・社団 法人、医療・学校・宗教法人等)	711	9.7	
	個人経営 (個人事業主)	1,361	18.6	
	その他 (法人格をもたない団体)	61	0.8	
		無回答	101	1.4
	従業員 規 模	4人以下	1,810	24.8
5～9人		1,482	20.3	
10～29人		1,145	15.7	
30～99人		769	10.5	
100～299人		693	9.5	
300～999人		571	7.8	
1,000人以上		800	11.0	
	無回答	29	0.4	

図表 2-1-1 (b) 回答事業所の属性 (n=7,299) ※復元前 (ウェイトバック集計前)

全体		n	%	
		7,299	100.0	
本社 か 否 か	本社	3,785	51.9	
	(本社以外にも国内事業所がある)	(1,463)	(38.7)	
	(事業所は本社のみ = 単独事業所)	(1,630)	(43.1)	
	(無回答)	(692)	(18.3)	
	本社でない	3,472	47.6	
	無回答	42	0.6	
従 業 員 規 模	4人以下	1,014	13.9	
	5～9人	947	13.0	
	10～29人	1,235	16.9	
	30～99人	1,250	17.1	
	100～299人	1,389	19.0	
	300～999人	1,015	13.9	
	1,000人以上	449	6.2	
産 業 分 類	鉱業、採石業、砂利採取業	434	5.9	
	建設業	505	6.9	
	製造業	609	8.3	
	電気・ガス・熱供給・水道業	487	6.7	
	情報通信業	263	3.6	
	運輸業、郵便業	658	9.0	
	卸売業、小売業	516	7.1	
	金融業、保険業	483	6.6	
	不動産業、物品賃貸業	202	2.8	
	学術研究、専門・技術サービス業	326	4.5	
	宿泊業、飲食サービス業	262	3.6	
	生活関連サービス業、娯楽業	211	2.9	
	教育、学習支援業	485	6.6	
	医療、福祉	604	8.3	
	複合サービス事業 (郵便局、協同組合など)	430	5.9	
	サービス業 (他に分類されないもの)	824	11.3	
形 態	事務所	2,881	39.5	
	営業所、出張所	948	13.0	
	店舗、飲食店	641	8.8	
	工場、作業所	913	12.5	
	輸送・配送センター	142	1.9	
	病院、医療・介護施設	520	7.1	
	研究所	125	1.7	
	学校、保育所、学習支援塾等	510	7.0	
	旅館、ホテル等の宿泊施設	92	1.3	
	その他	392	5.4	
		無回答	135	1.8

全体		n	%
		7,299	100.0
事 業 所 所 在 地	北海道	403	5.5
	東北	624	8.5
	北関東・甲信	562	7.7
	南関東	1,878	25.7
	北陸	392	5.4
	東海	816	11.2
	近畿	1,031	14.1
	中国	483	6.6
	四国	283	3.9
	九州	798	10.9
	無回答	29	0.4
従業員は全員、事業主と同居し、生計を同一にする親族か否か			
	そうである	253	3.5
	そうでない	7,046	96.5

全体		n	%	
		7,299	100.0	
所 属 企 業 全 体	経 営 形 態	会社 (法人)	5,264	72.1
		(外国資本比率: 0%)	(4,214)	(80.1)
		(外国資本比率: 0%超～3分の1以下)	(371)	(7.0)
		(外国資本比率: 3分の1超)	(92)	(1.7)
		(無回答)	(587)	(11.2)
	会社以外の法人	1,431	19.6	
	(協同組合、信用金庫、財団・社団 法人、医療・学校・宗教法人等)			
	個人経営 (個人事業主)	435	6.0	
	その他 (法人格をもたない団体)	46	0.6	
		無回答	123	1.7
従 業 員 規 模	4人以下	669	9.2	
	5～9人	568	7.8	
	10～29人	680	9.3	
	30～99人	790	10.8	
	100～299人	928	12.7	
	300～999人	973	13.3	
	1,000人以上	2,663	36.5	
	無回答	28	0.4	

図表 2-1-2(a) 集計対象事業所（労働者あり）の属性（n=6,458）※復元後（ウェイトバック集計後）

全体		n	%	
		6,458	100.0	
本社 か 否 か	本社	4,088	63.3	
	(本社以外にも国内事業所がある)	(971)	(23.8)	
	(事業所は本社のみ=単独事業所)	(2,230)	(54.5)	
	(無回答)	(887)	(21.7)	
	本社でない	2,336	36.2	
	無回答	34	0.5	
従業員 規模	4人以下	1,766	27.3	
	5～9人	2,076	32.1	
	10～29人	1,861	28.8	
	30～99人	607	9.4	
	100～299人	118	1.8	
	300～999人	26	0.4	
	1,000人以上	4	0.1	
産業 分類	鉱業、採石業、砂利採取業	3	-	
	建設業	622	9.6	
	製造業	666	10.3	
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	0.1	
	情報通信業	104	1.6	
	運輸業、郵便業	251	3.9	
	卸売業、小売業	1,727	26.7	
	金融業、保険業	159	2.5	
	不動産業、物品賃貸業	186	2.9	
	学術研究、専門・技術サービス業	226	3.5	
	宿泊業、飲食サービス業	739	11.4	
	生活関連サービス業、娯楽業	348	5.4	
	教育、学習支援業	177	2.7	
	医療、福祉	751	11.6	
	複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	71	1.1	
	サービス業（他に分類されないもの）	417	6.5	
形態	事務所	2,198	34.0	
	営業所、出張所	660	10.2	
	店舗、飲食店	1,598	24.7	
	工場、作業所	695	10.8	
	輸送・配送センター	60	0.9	
	病院、医療・介護施設	595	9.2	
	研究所	23	0.4	
	学校、保育所、学習支援塾等	217	3.4	
	旅館、ホテル等の宿泊施設	81	1.3	
	その他	202	3.1	
		無回答	128	2.0

全体		n	%
		6,458	100.0
所在地	北海道	307	4.7
	東北	613	9.5
	北関東・甲信	563	8.7
	南関東	1,411	21.9
	北陸	320	5.0
	東海	737	11.4
	近畿	921	14.3
	中国	491	7.6
	四国	219	3.4
	九州	855	13.2
	無回答	21	0.3
事業所	従業員は全員、事業主と同居し、生計を同一にする親族か否か		
	そうである	0	0.0
	そうでない	6,458	100.0
事業所の 独立性	独立性のある事業場。 単独で「1事業場」となっている	4811	74.5
	独立性のある事業場。 近くの独立性のない事業場を一括して 「1事業場」となっている。	554	8.6
	独立性のない事業場。 近くの本社や支社等に一括されている	942	14.6
	無回答	150	2.3

全体		n	%
		6,458	100.0
経営 形態	会社（法人）	4,708	72.9
	(外国資本比率：0%)	(4,136)	(87.8)
	(外国資本比率：0%超～3分の1以下)	(124)	(2.6)
	(外国資本比率：3分の1超)	(43)	(0.9)
	(無回答)	(406)	(8.6)
	会社以外の法人	675	10.5
	(協同組合、信用金庫、財団・社団 法人、医療・学校・宗教法人等)		
	個人経営（個人事業主）	927	14.4
	その他（法人格をもたない団体）	57	0.9
	無回答	89	1.4
所属 企業 全体	4人以下	1,101	17.0
	5～9人	1,399	21.7
	10～29人	1,117	17.3
	30～99人	759	11.8
	100～299人	689	10.7
	300～999人	571	8.8
	1,000人以上	798	12.4
	無回答	23	0.4

図表 2-1-2 (b) 集計対象事業所（労働者あり）の属性（n=7,046）※復元前（ウェイトバック集計前）

全体		n	%	
		7,046	100.0	
本社 か 否 か	本社	3,563	50.6	
	(本社以外にも国内事業所がある)	(1,452)	(40.8)	
	(事業所は本社のみ=単独事業所)	(1,480)	(41.5)	
	(無回答)	(631)	(17.7)	
	本社でない	3,452	49.0	
	無回答	31	0.4	
従業員 規模	4人以下	787	11.2	
	5～9人	930	13.2	
	10～29人	1,227	17.4	
	30～99人	1,249	17.7	
	100～299人	1,389	19.7	
	300～999人	1,015	14.4	
	1,000人以上	449	6.4	
産業 分類	鉱業、採石業、砂利採取業	416	5.9	
	建設業	488	6.9	
	製造業	583	8.3	
	電気・ガス・熱供給・水道業	480	6.8	
	情報通信業	262	3.7	
	運輸業、郵便業	650	9.2	
	卸売業、小売業	475	6.7	
	金融業、保険業	475	6.7	
	不動産業、物品賃貸業	186	2.6	
	学術研究、専門・技術サービス業	301	4.3	
	宿泊業、飲食サービス業	234	3.3	
	生活関連サービス業、娯楽業	200	2.8	
	教育、学習支援業	480	6.8	
	医療、福祉	595	8.4	
	複合サービス事業（郵便局、協同組合など）	430	6.1	
サービス業（他に分類されないもの）	791	11.2		
形態	事務所	2,791	39.6	
	営業所、出張所	944	13.4	
	店舗、飲食店	560	7.9	
	工場、作業所	880	12.5	
	輸送・配送センター	139	2.0	
	病院、医療・介護施設	510	7.2	
	研究所	124	1.8	
	学校、保育所、学習支援塾等	505	7.2	
	旅館、ホテル等の宿泊施設	90	1.3	
	その他	373	5.3	
		無回答	130	1.8

全体		n	%
		7,046	100.0
所在地	北海道	394	5.6
	東北	601	8.5
	北関東・甲信	532	7.6
	南関東	1,818	25.8
	北陸	374	5.3
	東海	789	11.2
	近畿	998	14.2
	中国	467	6.6
	四国	269	3.8
	九州	776	11.0
	無回答	28	0.4
事業所	従業員は全員、事業主と同居し、生計を同一にする親族か否か		
	そうである	0	0.0
	そうでない	7,046	100.0
事業所の 独立性	独立性のある事業場。 単独で「1事業場」となっている	5198	73.8
	独立性のある事業場。 近くの独立性のない事業場を一括して 「1事業場」となっている。	844	12.0
	独立性のない事業場。 近くの本社や支社等に一括されている	858	12.2
	無回答	146	2.1

全体		n	%
		7,046	100.0
経営 形態	会社（法人）	5,150	73.1
	(外国資本比率：0%)	(4,111)	(79.8)
	(外国資本比率：0%超～3分の1以下)	(371)	(7.2)
	(外国資本比率：3分の1超)	(92)	(1.8)
	(無回答)	(576)	(11.2)
	会社以外の法人	1,417	20.1
	(協同組合、信用金庫、財団・社団 法人、医療・学校・宗教法人等)		
	個人経営（個人事業主）	315	4.5
	その他（法人格をもたない団体）	45	0.6
	無回答	119	1.7
所属 企業 全体	4人以下	455	6.5
	5～9人	546	7.7
	10～29人	672	9.5
	30～99人	786	11.2
	100～299人	927	13.2
	300～999人	972	13.8
	1,000人以上	2,662	37.8
	無回答	26	0.4

2. 本調査の集計対象事業所の属性

次に、「過半数代表」に関する調査対象事業所（n=6,458）の大まかな属性を確認する。図表 2-1-2(a)をみると、当該事業所が「本社」と回答したのは約6割（63.3%）で、このうち「事業所は本社のみ」が半数強（54.5%）となっている。つまり、全体の約3分の1（34.5%）が単独事業所である。また、単独事業所の9割以上（93.6%）が29人以下の事業所である。

事業所の従業員規模は、「4人以下」27.3%、「5～9人」32.1%、「10～29人」28.8%となっており、9人以下の事業所が全体の約6割（59.4%）を、29人以下では全体の9割弱（88.2%）を占めている。「300～999人」は0.4%、「1,000人以上」では0.1%と極めて少ない。

産業別では「卸売業，小売業」が26.7%と最も高く、「医療，福祉」11.6%、「宿泊業，飲食サービス業」11.4%、「製造業」10.3%の順となっている。

所属する企業全体についてみると、経営形態は「会社」が72.9%、「会社以外の法人」が10.5%、「個人経営」が14.4%など。このうち「会社」については、外国資本比率「0%」が87.8%、「0%超～3分の1以下」が2.6%、「3分の1以上」が0.9%などで、「0%」が9割弱を占めている。所属する企業全体の従業員規模は、事業所ほどの規模間のばらつきはなく、「4人以下」17.0%、「5～9人」21.7%、「10～29人」17.3%、「30～99人」11.8%、「100～299人」10.7%、「300～999人」8.8%、「1,000人以上」12.4%となっている。

図表 2-1-3 は、事業所と所属企業の従業員規模別のクロス表である。これによると、事業所規模が所属企業の規模と同一の割合は、「1,000人以上」を除き、事業所規模が小さいほど同一の割合が高くなっている。また例えば、「4人以下」事業所の場合、所属企業規模は、同一（「4人以下」）規模が約6割（62.3%）を占める以外は規模間で顕著な差はみられず、「1,000人以上」でも4.9%を占めている。

図表 2-1-3 回答事業所（労働者あり）の属性／事業所規模×所属企業規模（n=6,458, %）

		所属企業規模								
		全体	4人以下	5～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300～999人	1,000人以上	無回答
		6,458	1,101	1,399	1,117	759	689	571	798	23
		100.0	17.0	21.7	17.3	11.8	10.7	8.8	12.4	0.4
事業所規模	4人以下	1,766	1,101	119	126	121	116	92	86	5
		100.0	62.3	6.7	7.2	6.9	6.6	5.2	4.9	0.3
	5～9人	2,076	-	1,280	116	155	187	153	172	12
		100.0	-	61.7	5.6	7.5	9.0	7.4	8.3	0.6
	10～29人	1,861	-	-	875	228	235	210	310	4
		100.0	-	-	47.0	12.2	12.6	11.3	16.6	0.2
	30～99人	607	-	-	-	255	104	82	162	3
		100.0	-	-	-	42.1	17.1	13.6	26.7	0.4
	100～299人	118	-	-	-	-	47	25	46	-
		100.0	-	-	-	-	39.5	21.0	39.0	0.4
300～999人	26	-	-	-	-	-	9	17	-	
	100.0	-	-	-	-	-	33.2	66.4	0.4	
1,000人以上	4	-	-	-	-	-	-	4	-	
	100.0	-	-	-	-	-	-	98.7	1.3	

このほか、企業形態と従業員規模、産業別のクロスも集計しており、付属統計表（95～104頁）に掲載している。

事業場の独立性

最後に、事業所（事業場）の独立性について確認する。「事業場」とは、就業規則や労使協定を所管の労働基準監督署に届け出る際の職場単位である。規模が小さく独立性のない事業場の場合は、近くの支社や本社などに一括されて「1事業場」となっているケースがある。そこで、調査対象事業所の「事業場」としての独立性の有無を尋ねる設問を用意した。その結果、「独立性のある事業場で、単独で『1事業場』となっている」のが74.5%、「独立性のある事業場で、近くの独立性のない事業場を一括して『1事業場』となっている」が8.6%、「独立性のない事業場として、近くの本社や支社等に一括されている」が14.6%となっている。なお、「独立性のない事業場」と回答したケースについては、当該事業所を一括して「1事業場」となっている直近上位の機構（本社や支社等）が、労働組合の有無や過半数代表者の選出の有無等を尋ねた問10以降の設問の回答主体となっている。

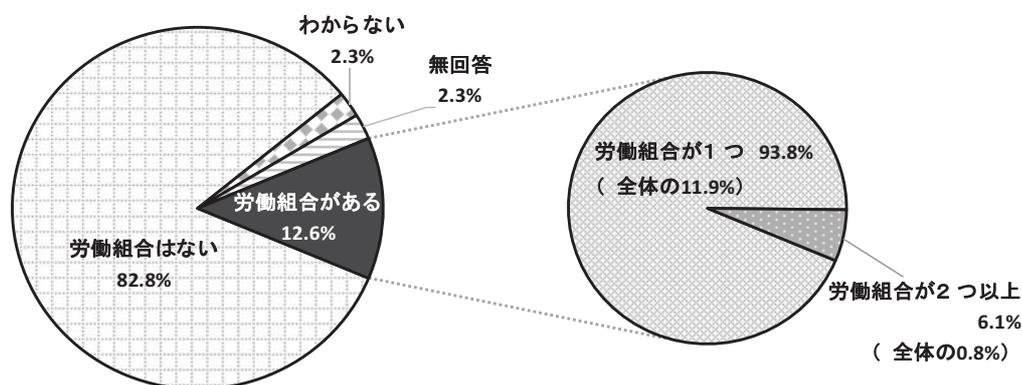
II 労働組合および「過半数代表」の状況

1. 労働組合の状況

(1) 労働組合の状況

事業所における労働組合の状況は、「労働組合がある」が 12.6%（「労働組合が1つある」11.9%＋「労働組合が2つ以上ある」0.8%）、「労働組合はない」が 82.8%、「わからない」が 2.3%、「無回答」が 2.3%だった。労働組合がある事業所のうち、単数組合である事業所が9割以上（93.8%）を占め、複数組合がある割合は 6.1%である（図表 2-2-1）。

図表 2-2-1 労働組合の有無（n=6,458, %）



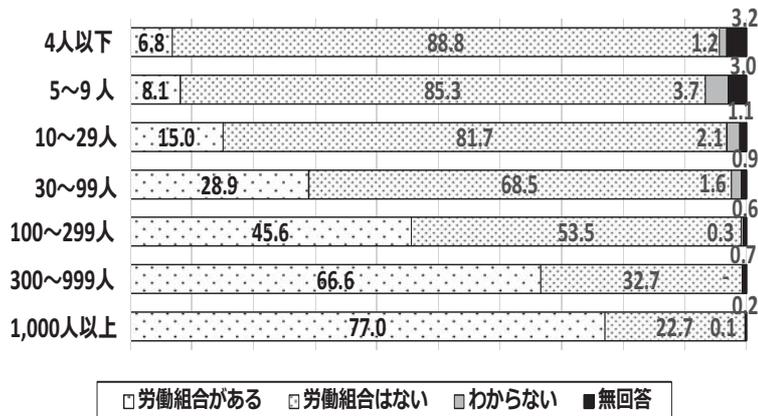
注) 四捨五入した関係で総数と内訳が一致しない場合もある。
以降の図表についても同じ。

①事業所規模別

事業所規模（従業員規模）別に労働組合がある割合をみると、「4人以下」6.8%、「5～9人」8.1%、「10～29人」15.0%、「30～99人」28.9%、「100～299人」45.6%、「300～999人」66.6%、「1,000人以上」77.0%と、規模が大きくなるにつれ労働組合がある割合が高くなっている（図表 2-2-2）。なお、「30人以上」になると約3分の1（33.1%）に労働組合があり、「29人以下」では1割弱（9.9%）となった。

小規模事業所について更にみてみると、労働組合がある「4人以下」事業所の45.6%が、「5～9人」事業所では41.4%が「独立性のない事業場」と回答している。つまり、「労働組合がある」9人以下の事業所については、その半数弱が直近上位の機構に一括されて1事業場となり、その事業場に「労働組合がある」と理解することができる。

図表 2-2-2 労働組合の有無／事業所規模別 (n=6,458, %)



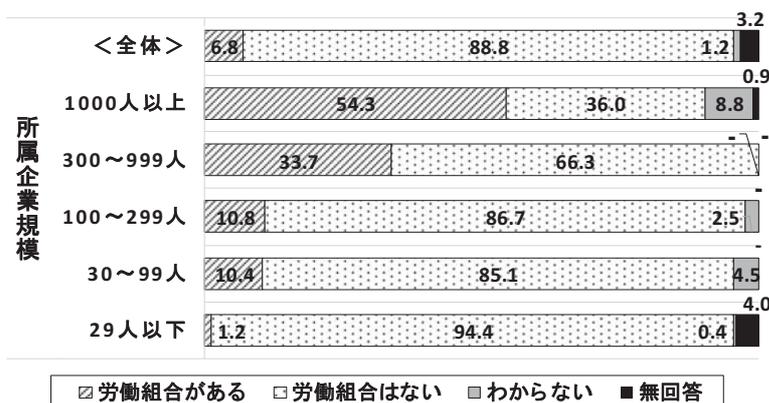
注) 労働組合がある「4人以下」事業所の45.6%が、「5~9人」の41.4%が「独立性のない事業場」と回答。

②事業所規模別×所属企業規模別

さらに、それぞれの事業所が所属する企業規模（従業員規模）別に、労働組合がある割合をみると、例えば「4人以下」事業所の場合、所属企業規模が「1,000人以上」では、労働組合がある割合は54.3%と5割を超えているが、「300~999人」になると33.7%、「100~299人」では10.8%、「30~99人」10.4%、「29人以下」1.2%などと、企業規模が小さくなるほど労働組合がある割合が概ね低くなっている（図表 2-2-3）。

事業場の独立性との関係についてみると、「1,000人以上」の企業に所属する「4人以下」事業所で「労働組合がある」うちの47.7%が「独立性がない」と回答している。同様に、「300~999人」の企業に所属する「4人以下」事業所で「労働組合がある」うち、独立性がないのは39.6%だった。

図表 2-2-3 労働組合の有無／「4人以下」事業所×所属企業規模別 (n=1,766, %)



注 1) 「全体」は「所属企業規模」が「無回答」を含む。

注 2) 労働組合がある、「1,000人以上」企業に所属する事業所の47.7%が、「300~999人」企業に所属する事業所の39.6%が「独立性がない事業場」と回答。

図表 2-2-4 をみると、他の事業所規模でも、所属企業規模が大きいほど、労働組合がある割合が高くなる傾向がみてとれる。

図表 2-2-4 労働組合の有無／事業所規模別 × 所属企業規模別 (%)

所属企業規模	4人以下事業所 (n=1,766)					5~9人事業所 (n=2,076)					10~29人事業所 (n=1,861)				
	労働組合がある	労働組合はない	わからない	無回答		労働組合がある	労働組合はない	わからない	無回答		労働組合がある	労働組合はない	わからない	無回答	
<全体>	6.8	88.8	1.2	3.2		8.1	85.3	3.7	3.0		15.0	81.7	2.1	1.1	
1000人以上	54.3	36.0	8.8	0.9		49.5	47.4	2.6	0.5		45.5	50.5	3.4	0.6	
300~999人	33.7	66.3	-	-		16.1	80.4	2.7	0.7		23.7	74.9	1.0	0.3	
100~299人	10.8	86.7	2.5	-		14.3	83.8	1.9	-		18.5	77.7	3.8	-	
30~99人	10.4	85.1	4.5	-		4.4	92.8	2.8	-		9.2	89.1	1.1	0.6	
29人以下	1.2	94.4	0.4	4.0		1.6	90.1	4.3	4.0		2.8	93.6	1.8	1.9	

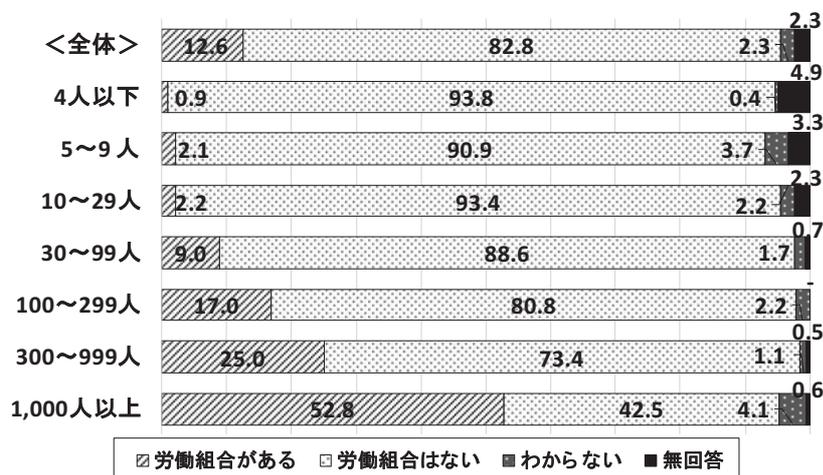
所属企業規模	30~99人事業所 (n=607)				100~299人事業所 (n=118)				300~999人事業所 (n=26)			
	労働組合がある	労働組合はない	わからない	無回答	労働組合がある	労働組合はない	わからない	無回答	労働組合がある	労働組合はない	わからない	無回答
<全体>	28.9	68.5	1.6	0.9	45.6	53.5	0.3	0.6	66.6	32.7	-	0.7
1000人以上	60.4	33.4	6.0	0.3	73.8	24.2	0.7	1.3	76.0	23.3	-	0.6
300~999人	27.7	71.1	-	1.2	41.4	58.6	-	-	47.5	51.7	-	0.8
100~299人	23.8	76.2	-	-	20.5	79.2	-	0.3				
30~99人	11.0	87.4	0.1	1.5								

注) 「全体」は「所属企業規模」が「無回答」を含む。

③所属企業規模別

では、所属企業規模別に労働組合がある割合をみてみると、やはり規模が大きくなるにつれ労働組合がある割合が高くなり、「1,000人以上」になると52.8%と突出している。

図表 2-2-5 労働組合の有無／所属企業規模別 (n=6,458, %)



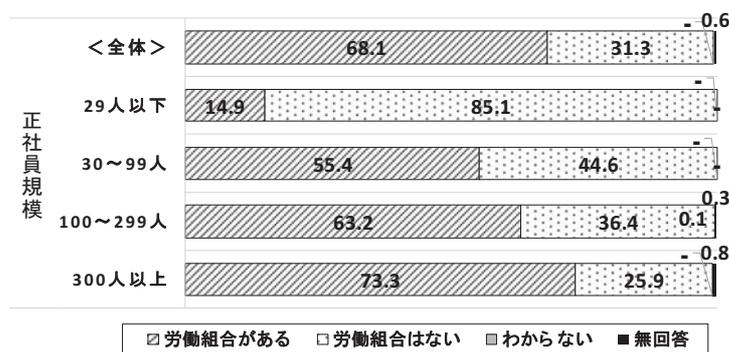
注) 「全体」は「所属企業規模」が「無回答」を含む。

④正社員規模別

事業所における従業員規模と正社員規模をクロスして、それぞれの労働組合がある割合をみると、例えば「300人以上」事業所において、正社員規模が「300人以上」の場合、労働組合がある割合は7割を超えているが(73.3%)、「100～299人」では63.2%となり、「30～99人」では55.4%、「29人以下」では14.9%と、正社員規模が小さくなると労働組合がある割合が低くなっている(図表2-2-6)。

他の事業所規模についても、概ね、正社員規模が大きいほど労働組合がある割合が高い傾向にある(図表2-2-7)。

図表2-2-6 労働組合の有無／「300人以上」事業所×正社員規模別 (n=30, %)



注)「全体」は「正社員規模」が「無回答」を含む。

図表2-2-7 労働組合の有無／事業所の従業員規模別×正社員規模別 (単位=%)

正社員規模	300人以上事業所 (n=30)				100～299人事業所 (n=118)				30～99人事業所 (n=607)					
	労働組合がある	労働組合はない	わからない	無回答	労働組合がある	労働組合はない	わからない	無回答	労働組合がある	労働組合はない	わからない	無回答		
<全体>	68.1	31.3	-	0.6	<全体>	45.6	53.5	0.3	0.6	<全体>	28.9	68.5	1.6	0.9
29人以下	14.9	85.1	-	-	4人以下	13.7	86.3	-	-	4人以下	22.5	66.4	10.5	0.5
30～99人	55.4	44.6	-	-	5～9人	33.8	66.2	-	-	5～9人	23.1	74.1	2.8	-
100～299人	63.2	36.4	0.1	0.3	10～29人	51.9	45.2	-	2.9	10～29人	27.3	69.0	1.8	1.8
300人以上	73.3	25.9	-	0.8	30～99人	40.8	58.9	-	0.3	30～99人	30.7	68.5	0.2	0.6
					100～299人	48.8	50.2	0.5	0.5					

正社員規模	10～29人事業所 (n=1,861)				9人以下事業所 (n=3,842)				
	労働組合がある	労働組合はない	わからない	無回答	労働組合がある	労働組合はない	わからない	無回答	
<全体>	15.0	81.7	2.1	1.1	<全体>	7.5	86.9	2.5	3.1
4人以下	13.9	80.9	5.1	0.2	4人以下	7.3	86.9	2.1	3.8
5～9人	12.2	83.7	1.8	2.3	5～9人	8.1	87.5	3.5	0.9
10～29人	16.4	81.4	1.1	1.1					

注)「全体」は「正社員規模」が「無回答」を含む。

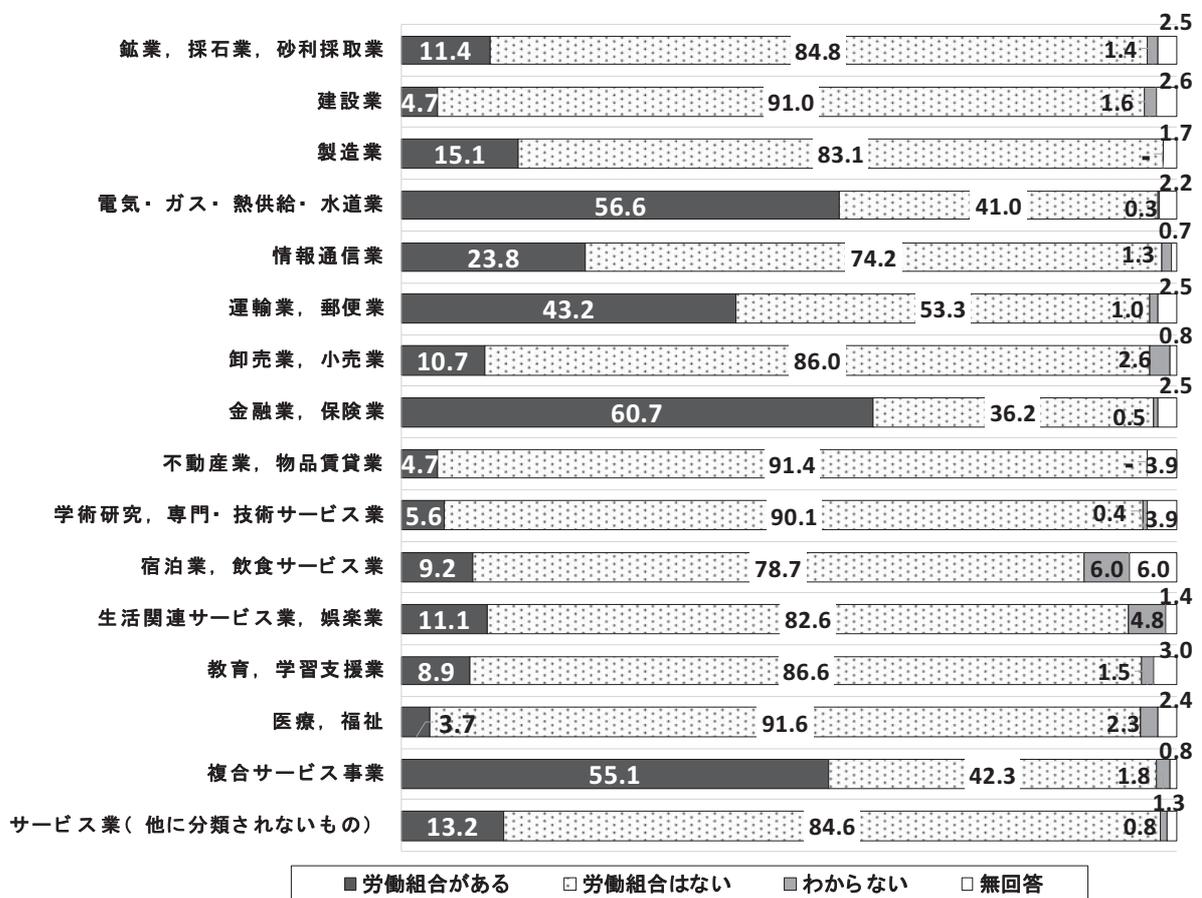
⑤産業別

産業別に労働組合がある割合をみると（図表 2-2-8）、「金融業，保険業」（60.7%）が最も高く、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」（56.6%）、「複合サービス事業（郵便局、協同組合など）」（55.1%）、「運輸業，郵便業」（43.2%）などの順となっている。

一方、労働組合がある割合が低いのは、「医療，福祉」（3.7%）、「建設業」（4.7%）、「不動産業，物品賃貸業」（4.7%）、「学術研究，専門・技術サービス業」（5.6%）、「教育，学習支援業」（8.9%）、「宿泊業，飲食サービス業」（9.2%）の順で、いずれも1割未満となっている。

なお、労働組合があるか「わからない」と回答している割合が高いのは、「宿泊業，飲食サービス業」（6.0%）、「生活関連サービス業，娯楽業」（4.8%）などの順だった。

図表 2-2-8 労働組合の有無／産業別（n=6,458，%）



専門・技術サービス業

（例）広告業、法律事務所、税理士事務所、経営コンサルタント業、翻訳・通訳業、獣医業、写真業など。

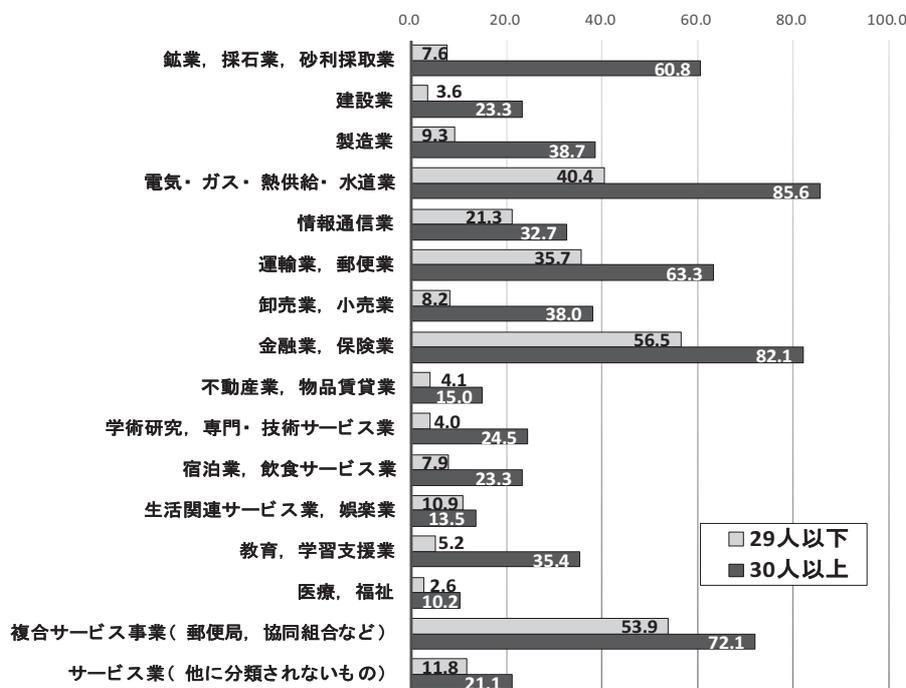
サービス業（他に分類されないもの）

（例）廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、労働者派遣業、警備業、コールセンター業など。

次に、同じ産業でも規模の違いによる相違はどの程度あるのだろうか。事業所規模を「29人以下」と「30人以上」に分けて労働組合がある割合をみると（図表 2-2-9）、全規模で上位を占める「金融業，保険業」は「29人以下」56.5%、「30人以上」82.1%、「電気・ガス・熱供給・水道業」は同 40.4%、同 85.6%、「複合サービス事業」は同 53.9%、同 72.1%となっており、「電気・ガス・熱供給・水道業」の「29人以下」（40.4%）が相対的に低い。

一方、下位に目を向けると、「医療，福祉」（全規模 3.7%、「29人以下」2.6%、「30人以上」10.2%）の低さが際立っている。また「生活関連サービス業，娯楽業」（同 11.1%、同 10.9%、同 13.5%）や「不動産業，物品賃貸業」（同 4.7%、同 4.1%、同 15.0%）もいずれの規模でも相対的に低い。一方、「建設業」（同 4.7%、同 3.6%、同 23.3%）、「学術研究，専門・技術サービス業」（同 5.6%、同 4.0%、同 24.5%）、「教育，学習支援業」（同 8.9%、同 5.2%、同 35.4%）は、全規模では1割を切っているものの、「30人以上」ではいずれも約4分の1以上に労働組合がある。

図表 2-2-9 労働組合がある割合／産業別×事業所規模別（2区分）（n=6,458，%）



労働組合がある事業所（n=816）のうち、複数組合がある事業所が占める割合をみると（図表 2-2-10）、「金融業，保険業」（16.3%）、「教育，学習支援業」（13.6%）、「運輸業，郵便業」（13.5%）、「複合サービス事業」（11.5%）などで相対的に高く、1割以上となっている。「電気・ガス・熱供給・水道業」は「労働組合がある」割合が高く（56.6%）、かつ複数組合の割合が0.3%と極めて低いことから、全事業所の半数以上に単数組合があると言える。

図表 2-2-10 労働組合がある事業所のうち複数組合がある事業所が占める割合／産業別
(n=816, %)



産業（全体）の企業経営形態別・規模別にみた特徴

図表 2-2-8 のとおり、産業により労働組合がある割合が大きく異なるが、どのような要因が考えられるのだろうか。以下で、それぞれの産業を企業経営形態別や規模別にみってみる。

まず、企業経営形態別にみたものが図表 2-2-11 である。これによると、「個人経営（個人事業主）」の割合が高いのは、「学術研究、専門・技術サービス業」（30.9%）、「宿泊業、飲食サービス業」（32.5%）、「医療、福祉」（25.0%）などの順となっている。「宿泊業、飲食サービス業」では個人経営の飲食店が、「学術研究、専門・技術サービス業」では税理士、会計士、設計士などの個人の事務所が、また「医療、福祉」では個人が開業したクリニックや医院等が占める割合が一定程度あるものと推測される。

次に、事業所規模別にみると（図表 2-2-12）、「4 人以下」の割合が高いのは、「不動産業、物品賃貸業」（41.4%）、「生活関連サービス業」（39.1%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（38.6%）、「建設業」（35.1%）などの順となっている。特に「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「複合サービス業」および「建設業」では「9 人以下」が 7 割以上を占めている。

さらに所属企業規模別にみると（図表 2-2-13）、「4 人以下」の割合が高いのは、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「建設業」などの順となっている。

図表 2-2-11 産業別×企業経営形態別 (n=6,458, %)

企業形態/産業		会社	会社以外の法人	個人経営 (個人事業主)	その他 (法人格をもたない団体)	無回答
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	90.9	2.9	3.9	0.4	1.8
建設業	100.0	93.2	0.7	4.6	0.7	1.0
製造業	100.0	88.1	1.0	8.8	0.5	1.5
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	90.5	8.0	0.9	0.5	-
情報通信業	100.0	98.4	-	1.3	-	0.3
運輸業、郵便業	100.0	94.6	1.4	1.6	-	2.4
卸売業、小売業	100.0	84.2	2.9	11.0	0.9	1.0
金融業、保険業	100.0	63.0	32.8	1.7	0.7	1.8
不動産業、物品賃貸業	100.0	83.2	3.6	11.3	-	1.9
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	47.4	17.3	30.9	3.2	1.1
宿泊業、飲食サービス業	100.0	63.0	0.4	32.5	0.7	3.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	80.7	2.3	16.3	-	0.7
教育、学習支援業	100.0	33.5	44.2	19.6	2.4	0.3
医療、福祉	100.0	29.6	43.7	25.0	0.9	0.9
複合サービス事業	100.0	41.2	54.1	1.5	1.1	2.1
サービス業 (他に分類されないもの)	100.0	76.1	13.6	7.3	2.0	1.0

図表 2-2-12 産業別×事業所規模 (n=6,458, %)

事業所規模/産業	100.0	4人以下	5~9人	10~29人	30~99人	100~299人	300人以上
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	26.9	36.3	29.6	6.1	0.8	0.2
建設業	100.0	35.7	35.3	23.9	5.1	0.6	0.1
製造業	100.0	20.1	28.4	31.5	14.7	4.0	1.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	12.0	20.4	31.9	22.3	11.4	2.1
情報通信業	100.0	24.7	25.7	27.8	15.2	4.9	1.8
運輸業、郵便業	100.0	11.4	22.2	39.2	22.0	4.5	0.7
卸売業、小売業	100.0	28.2	33.9	29.6	7.0	1.1	0.2
金融業、保険業	100.0	18.4	22.0	43.1	14.4	1.6	0.5
不動産業、物品賃貸業	100.0	41.4	32.4	20.9	4.3	0.8	0.2
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	38.6	33.1	20.4	6.0	1.4	0.4
宿泊業、飲食サービス業	100.0	25.8	34.7	31.1	7.8	0.6	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	39.1	29.2	23.3	7.5	0.7	0.1
教育、学習支援業	100.0	29.4	27.3	30.9	9.8	1.8	0.7
医療、福祉	100.0	18.0	36.6	30.4	11.9	2.4	0.7
複合サービス事業	100.0	26.3	44.7	22.1	3.6	2.6	0.7
サービス業 (他に分類されないもの)	100.0	34.3	27.1	23.2	11.0	3.4	0.9

図表 2-2-13 産業別×所属企業規模別 (n=6,458, %)

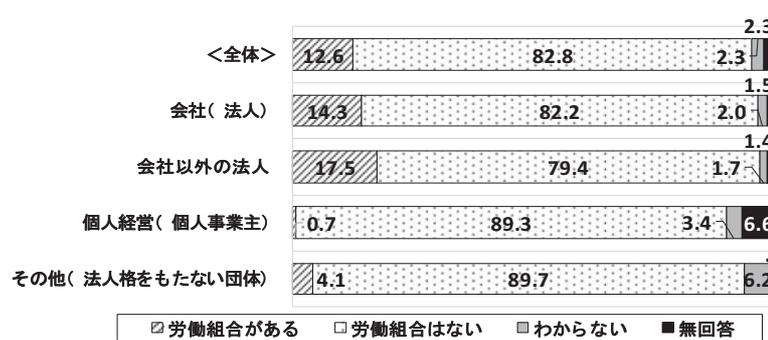
所属企業規模/産業	100.0	4人以下	5~9人	10~29人	30~99人	100~299人	300~999人	1000人以上
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	16.5	26.8	26.4	19.6	4.0	2.0	4.4
建設業	100.0	27.2	28.2	20.8	8.2	6.3	4.4	3.7
製造業	100.0	16.4	23.6	21.1	15.2	9.9	3.7	10.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	4.5	5.0	10.0	12.2	10.5	3.6	54.3
情報通信業	100.0	18.9	16.7	19.4	13.1	11.5	5.6	14.8
運輸業、郵便業	100.0	6.1	9.1	19.9	17.0	9.2	7.8	30.9
卸売業、小売業	100.0	14.7	20.0	19.7	11.7	12.9	8.5	12.4
金融業、保険業	100.0	6.1	5.9	4.6	2.1	14.0	15.5	51.5
不動産業、物品賃貸業	100.0	33.9	28.5	13.9	6.7	5.2	4.9	7.1
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	32.9	30.6	16.2	9.3	3.4	3.7	3.2
宿泊業、飲食サービス業	100.0	17.7	23.7	13.0	9.6	9.3	11.4	15.3
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	12.4	22.2	12.0	11.2	10.9	21.4	8.6
教育、学習支援業	100.0	20.8	13.4	22.3	13.3	13.1	10.4	6.7
医療、福祉	100.0	11.7	28.1	17.2	16.6	13.1	7.6	5.4
複合サービス事業	100.0	8.3	6.8	5.8	2.8	7.4	20.1	47.9
サービス業 (他に分類されないもの)	100.0	19.5	13.3	13.3	11.8	12.8	13.3	15.3

⑥企業の経営形態別

企業の経営形態別に労働組合がある割合をみると、「会社（法人）」が14.3%、「会社以外の法人」が17.5%、「個人経営」が0.7%、「その他（法人格をもたない団体）」が4.1%となっており、「個人経営」の割合が極めて低い（図表2-2-14）。

「個人経営」の労働組合がある事業所を規模別にみると、「5～9人」が90.1%、「10～29人」が9.7%、「4人以下」が0.1%となっており、9人以下が9割以上を占めている。

図表2-2-14 労働組合の有無／企業経営形態別（n=6,458, %）



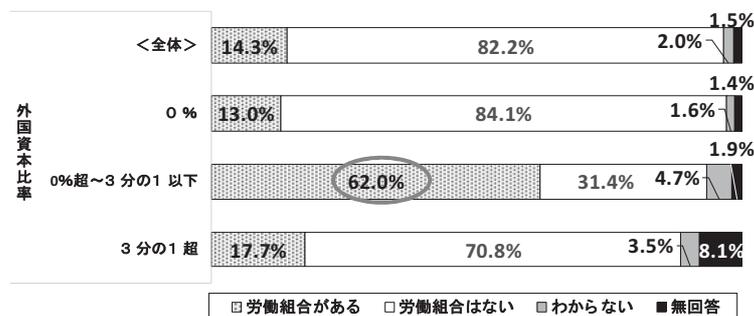
注1)「全体」は「企業経営形態」が「無回答」を含む。

注2)「会社以外の法人」は、協同組合、信用金庫、財団・社団法人、医療・学校・宗教法人等。

⑦外国資本比率別

「会社（法人）」（n=4,708）については外国資本比率を尋ねている。比率別に労働組合がある割合をみると、外国資本比率「0%」が13.0%、「3分の1超」が17.7%の一方、「0%超～3分の1以下」が62.0%と突出している（図表2-2-15）。

図表2-2-15 労働組合の有無／「会社（法人）」の外国資本比率別（n=4,708, %）



注)「全体」は「外国資本比率」が「無回答」を含む。

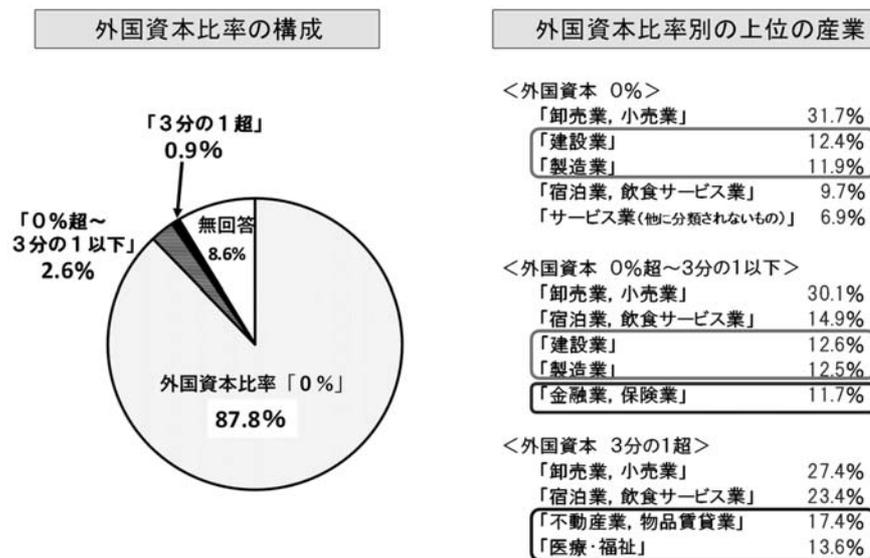
(a) 外国資本比率別にみた特徴

そこで、「会社（法人）」全体の外国資本比率別の特徴を確認しておきたい。

回答事業所の属性（図表 2-1-2(a)）にあるとおり、外国資本比率「0%」が「会社（法人）」全体の9割弱（87.8%）を占め、「0%超～3分の1以下」が2.6%、「3分の1超」が0.9%などとなっている。

産業別にみると、いずれも「卸売業，小売業」が3割程度と最も高い。「0%」および「0%超～3分の1以下」については「建設業」および「製造業」がそれぞれ1割強を占め、「0%超～3分の1以下」では「金融業，保険業」も11.7%占めている。一方、「3分の1超」は「宿泊業，飲食サービス業」（23.4%）が相対的に高く、「不動産業，物品賃貸業」が17.4%、「医療・福祉」が13.6%を占めている（図表 2-2-16）。

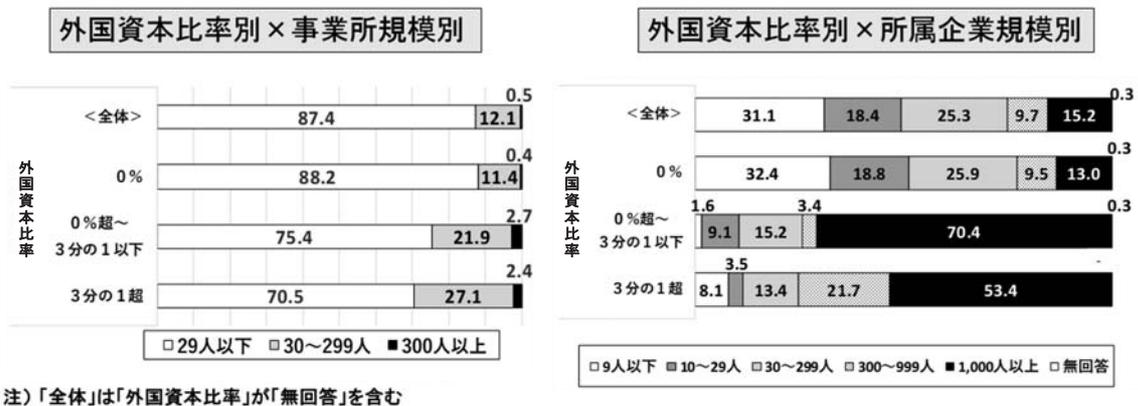
図表 2-2-16 外国資本比率別の特徴①（n=4,708，%）



事業所規模別にみると、外国資本比率「0%」は「29人以下」が88.2%と小規模事業所の割合が相対的に高く、「300人以上」は僅か0.4%である。一方、「0%超～3分の1以下」および「3分の1超」における「300人以上」の割合はそれぞれ2.7%、2.4%となっている。

所属企業規模別にみると、「1,000人以上」の企業傘下の事業所は、外国資本比率「0%超～3分の1以下」が70.4%と最も高く、「3分の1超」が53.4%、「0%」が13.0%となっている（図表 2-2-17）。

図表 2-2-17 外国資本比率別の特徴② (n=4,708, %)



そのうえで、外国資本比率別に事業所規模（29人以下、30～299人、300人以上）と労働組合の有無をクロスしたものが図表 2-2-18 である（各数値は総和に占めるパーセンテージ）。これをみると、外国資本比率「0%」の約4分の3（76.2%）が29人以下の「労働組合はない」事業所である。また、「0%超～3分の1以下」の4割強（42.1%）が29人以下の「労働組合がある」事業所であり、「3分の1超」の半数強（56.7%）が29人以下の「労働組合はない」事業所となっている。

図表 2-2-18 外国資本比率別 × 事業所規模別（3区分） × 労働組合の有無 (n=4,708, %)

外国資本比率	事業所規模	労働組合がある	労働組合はない	わからない	無回答	合計
0%	29人以下	9.2%	76.2%	1.5%	1.3%	88.2%
	30~299人	3.5%	7.7%	0.1%	0.1%	11.4%
	300人以上	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%	0.4%
	合計	① 13.0%	84.1%	1.6%	1.4%	100.0%
0%超~ 3分の1以下	29人以下	42.1%	26.9%	4.7%	1.7%	75.4%
	30~299人	17.5%	4.2%	0.0%	0.2%	21.9%
	300人以上	2.4%	0.3%	0.0%	0.0%	2.7%
	合計	② 62.0%	31.4%	4.7%	1.9%	100.0%
3分の1超	29人以下	5.7%	56.7%	0.0%	8.1%	70.5%
	30~299人	10.5%	13.1%	3.5%	0.0%	27.1%
	300人以上	1.4%	1.0%	0.0%	0.0%	2.4%
	合計	③ 17.7%	70.8%	3.5%	8.1%	100.0%
全体 (注)	29人以下	10.0%	74.3%	1.8%	1.4%	87.4%
	30~299人	4.0%	7.8%	0.2%	0.1%	12.1%
	300人以上	0.3%	0.1%	0.0%	0.0%	0.5%
	合計	14.3%	82.2%	2.0%	1.5%	100.0%

注) 「全体」は「外国資本比率」が「無回答」を含む。

① 外国資本比率「0%」

「卸売業、小売業」	23.6%
「製造業」	14.8%
「運輸業、郵便業」	14.5%
「宿泊業、飲食サービス業」	10.0%
「1,000人以上」企業に所属	48.5%
「300人以上」企業に所属	1.9%

② 外国資本比率「0%超～3分の1以下」

「卸売業、小売業」	25.4%
「宿泊業、飲食サービス業」	16.6%
「製造業」	16.5%
「金融業、保険業」	16.1%
「1,000人以上」企業に所属	88.2%
「300人以上」企業に所属	2.7%

③ 外国資本比率「3分の1超」

「製造業」	33.0%
「医療・福祉」	32.4%
「宿泊業、飲食サービス業」	19.7%
「1,000人以上」企業に所属	76.9%
「300人以上」企業に所属	2.4%

(b) 外国資本比率別にみた「労働組合がある」事業所の特徴

さらに、外国資本比率別に「労働組合がある」事業所（図表 2-2-18 の①～③）の中身をみていく。まず、外国資本比率「0%」の「労働組合がある」事業所（表中①）を産業別にみると、「卸売業、小売業」が23.6%、「製造業」が14.8%、「運輸業、郵便業」が14.5%、「宿泊業、飲食サービス業」が10.0%を占めている。また、「1,000人以上」企業に所属する事業所割合は48.5%、「300人以上」の事業所割合は1.9%である。

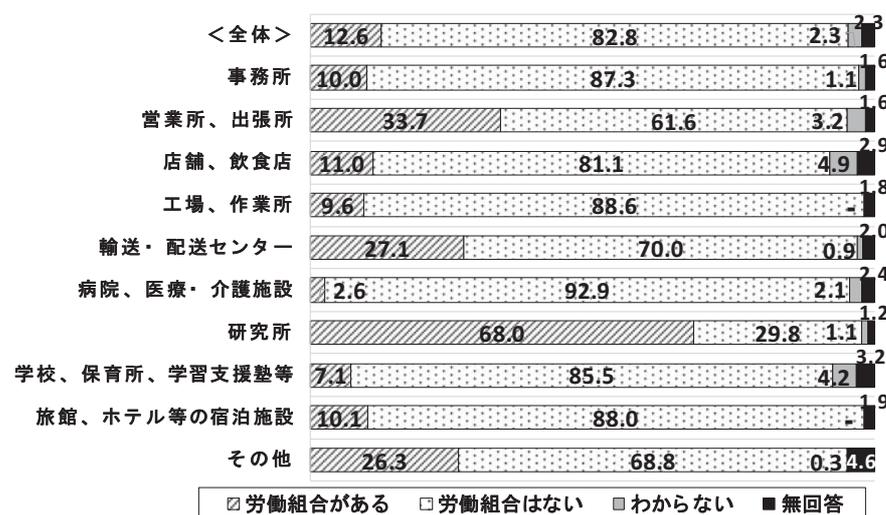
次に、「0%超～3分の1以下」の「労働組合がある」事業所（表中②）について産業別にみると、「卸売業、小売業」が25.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が16.6%、「製造業」が16.5%、「金融業、保険業」が16.1%を占めている。「1,000人以上」企業に所属する事業所割合は88.2%、「300人以上」の事業所割合は2.7%である。

最後に「3分の1超」の「労働組合がある」事業所（表中③）について産業別にみると、「製造業」が33.0%、「医療・福祉」が32.4%、「宿泊業、飲食サービス業」が19.7%を占めている。「1,000人以上」企業に所属する事業所割合は76.9%、「300人以上」の事業所割合は2.4%となっている。

⑧事業所形態別

事業所形態別に労働組合がある割合をみると（図表 2-2-19）、「研究所」（68.0%）が最も高く、「営業所、出張所」（33.7%）、「輸送・配送センター」（27.1%）などの順となっている。一方、「病院、医療・介護施設」（2.6%）が最も低く、「学校、保育所、学習支援塾等」（7.1%）と「工場、作業所」（9.6%）も1割未満である。

図表 2-2-19 労働組合の有無／事業所形態別（n=6,458，%）

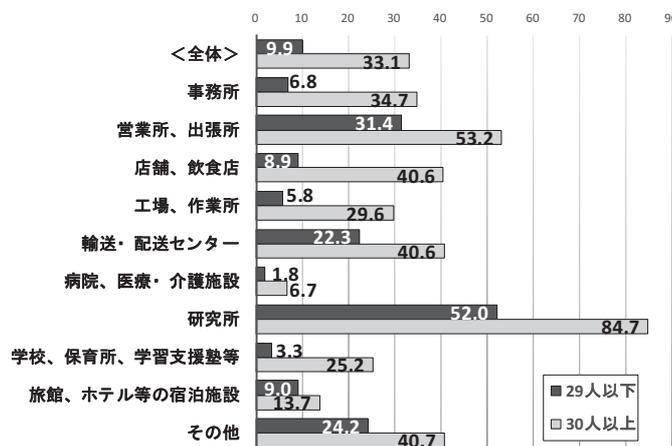


注1)「全体」は「事業所形態」が「無回答」を含む。

注2)「工場、作業所」は鉄道の駅や発電所、倉庫を含む。

事業所形態を「29人以下」と「30人以上」の事業所規模に分けて、労働組合がある割合をみると（図表 2-2-20）、いずれの事業所形態でも「30人以上」のほうが「29人以下」より高い。「研究所」がどちらの規模別でも最も高く、「病院、医療・介護施設」がいずれも最下位である。規模間の乖離をみると、「学校、保育所、学習支援塾等」（「29人以下」3.3%、「30人以上」25.2%）、「事務所」（同 6.8%、同 34.7%）、「店舗、飲食店」（同 8.9%、同 40.6%）などが大きくなっている。

図表 2-2-20 労働組合がある割合／事業所形態別×事業所規模別（2区分）（n=6,458, %）



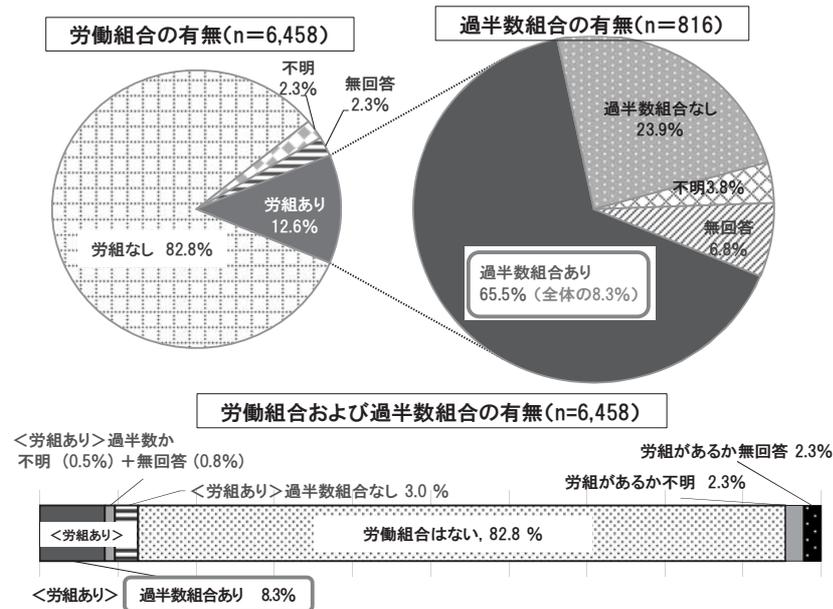
注 1) 「全体」は「事業所形態」が「無回答」を含む。

注 2) 「工場、作業所」は鉄道の駅や発電所、倉庫を含む。

（2）過半数労働組合の状況

労働組合がある事業所（n=816）のうち、「過半数労働組合（以下「過半数組合」）がある」割合は 65.5%であり、全体の 8.3%を占める。「労働組合はあるが、過半数組合はない」が 23.9%（全体の 3.0%）、「労働組合はあるが、過半数組合があるか『不明（わからない）』」は 3.8%（全体の 0.5%）、「労働組合はあるが、過半数組合があるか『無回答』」は 6.8%（全体の 0.8%）だった（図表 2-3-1）。

図表 2-3-1 過半数組合がある割合

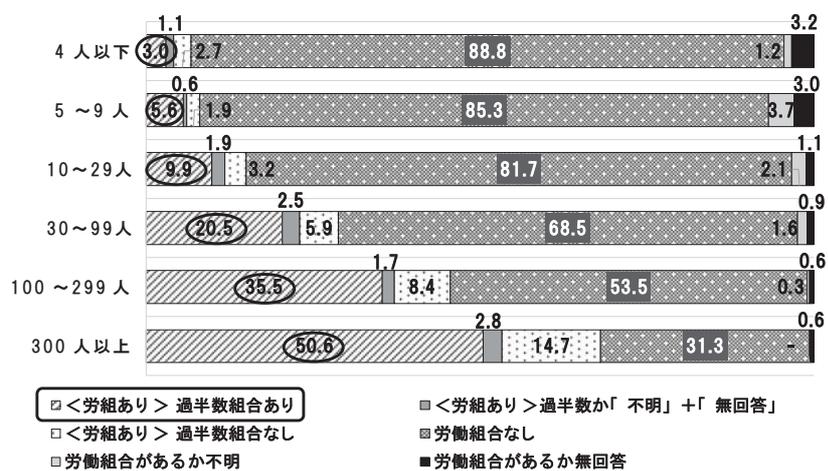


①事業所規模別

事業所規模別に過半数組合がある割合をみると、「4人以下」3.0%、「5～9人」5.6%、「10～29人」9.9%、「30～99人」20.5%、「100～299人」35.5%、「300人以上」50.6%と、規模が大きいほど過半数組合のある割合が高い（図表 2-3-2）。

なお、小規模事業所の「独立性」についてみると、過半数組合がある「4人以下」事業所の51.5%が、同じく「5～9人」事業所の36.0%が「独立性がない」事業所だった。

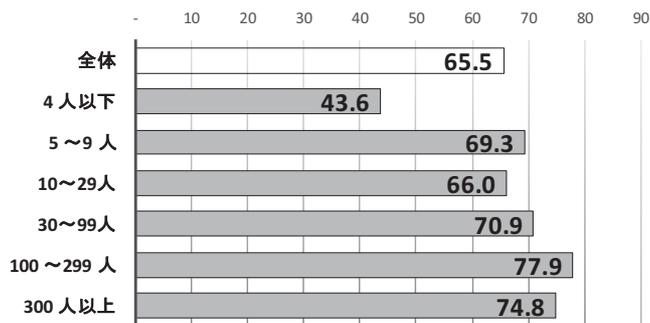
図表 2-3-2 過半数組合がある割合／事業所規模別 (n=6,458, %)



注) 過半数組合がある「4人以下」事業所の51.5%が、「5～9人」事業所の36.0%が「独立性がない事業場」と回答。

労働組合がある事業所のうち、過半数組合がある事業所が占める割合は、「4人以下」43.6%、「5～9人」69.3%、「10～29人」66.0%、「30～99人」70.9%、「100～299人」77.9%、「300人以上」74.8%と、「4人以下」以外は60～70%台にある（図表2-3-3）。

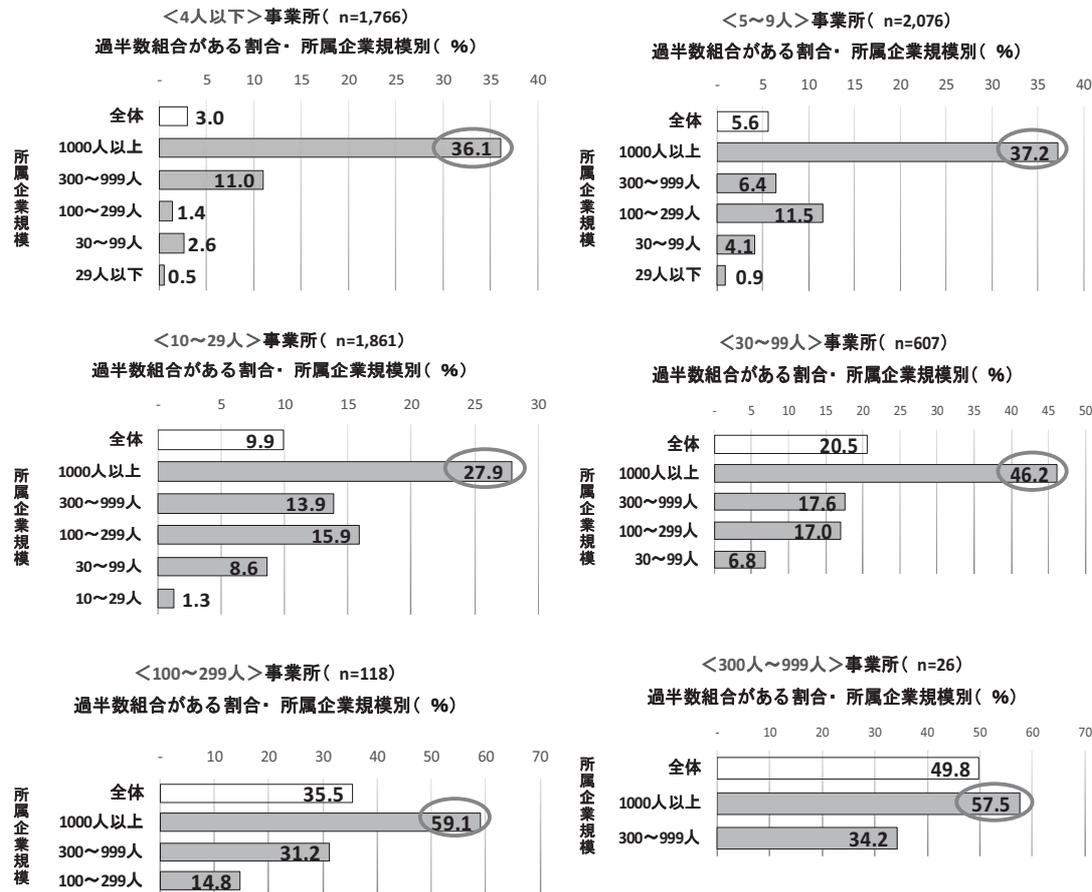
図表 2-3-3 労働組合がある事業所のうち過半数組合がある事業所が占める割合／
事業所規模別（n=816, %）



②事業所規模別×所属企業規模別

それぞれの事業所が所属する企業規模別に、過半数組合がある割合をみると、所属企業規模が大きいほど過半数組合がある割合が概ね高くなっている。いずれの事業所規模でも、とりわけ企業規模「1,000人以上」が突出しており、「4人以下」事業所では36.1%、「5～9人」で37.2%、「10～29人」で27.9%と、29人以下の「1,000人以上」企業に所属する事業所の約3～4割に過半数組合があると言える。30人以上になると、「30～99人」46.2%、「100～299人」59.1%、「300～999人」57.5%と、過半数組合がある割合は約5～6割に上昇する（図表2-3-4）。

図 2-3-4 過半数組合がある割合／事業所規模別×所属企業規模別

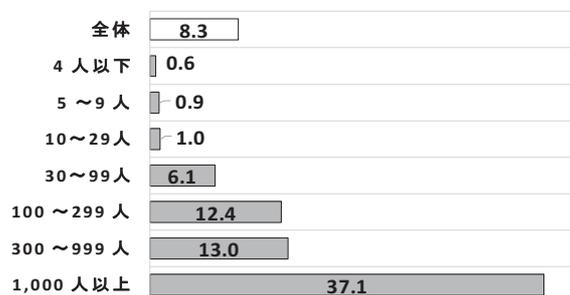


注)「全体」は「所属企業規模」が「無回答」を含む。

③所属企業規模別

所属企業規模別に過半数組合がある割合をみると、「4人以下」0.6%、「5~9人」0.9%、「10~29人」1.0%、「30~99人」6.1%、「100~299人」12.4%、「300~999人」13.0%、「1,000人以上」37.1%となっており、規模が大きいほど過半数組合のある割合が高く、「1,000人以上」が突出している(図表 2-3-5)。

図 2-3-5 過半数組合がある割合／所属企業規模別 (n=6,458, %)

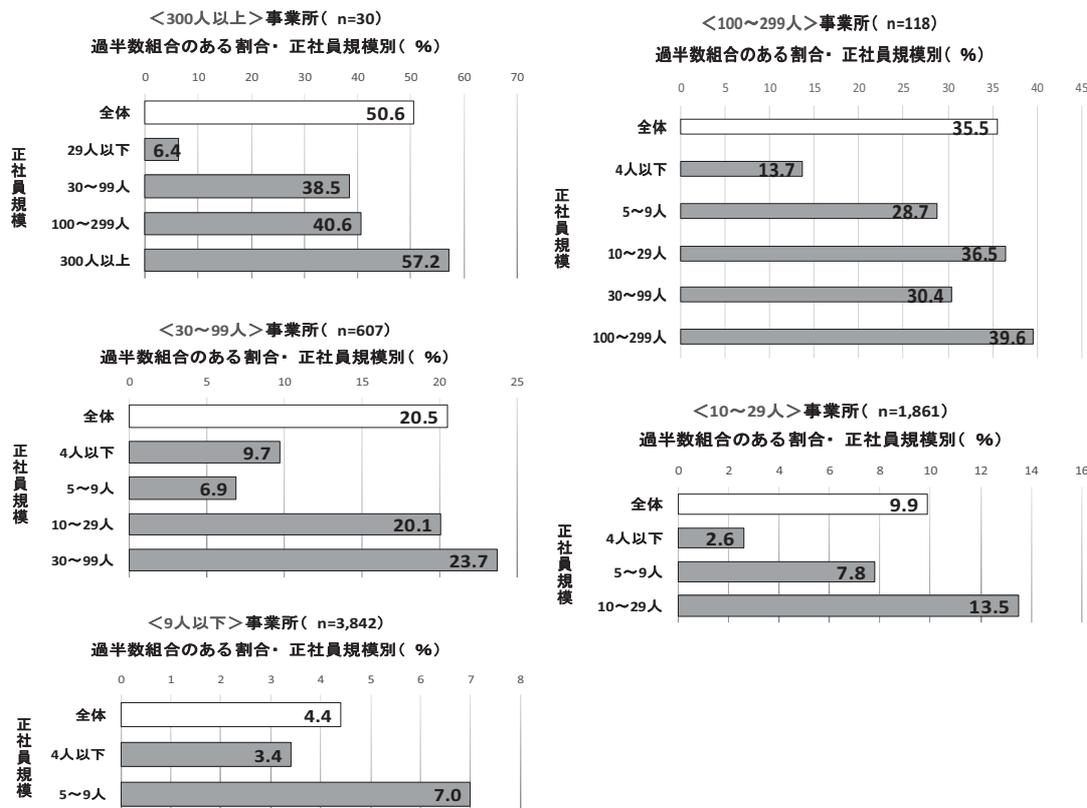


注)「全体」は「所属企業規模」が「無回答」を含む。

④ 正社員規模別

事業所の従業員規模と正社員規模をクロスして、過半数組合のある割合をみると、正社員規模が大きいほど過半数組合のある割合が概ね高い(図表 2-3-6)。例えば、事業所規模が「300人以上」で、正社員規模が「29人以下」の場合、過半数組合がある割合は6.4%だが、正社員規模「30～99人」になると38.5%、「100～299人」では40.6%、「300人以上」では57.2%など、正社員規模が大きくなると過半数組合のある割合が高くなっている。

図表 2-3-6 過半数組合がある割合／事業所の従業員規模別×正社員規模別



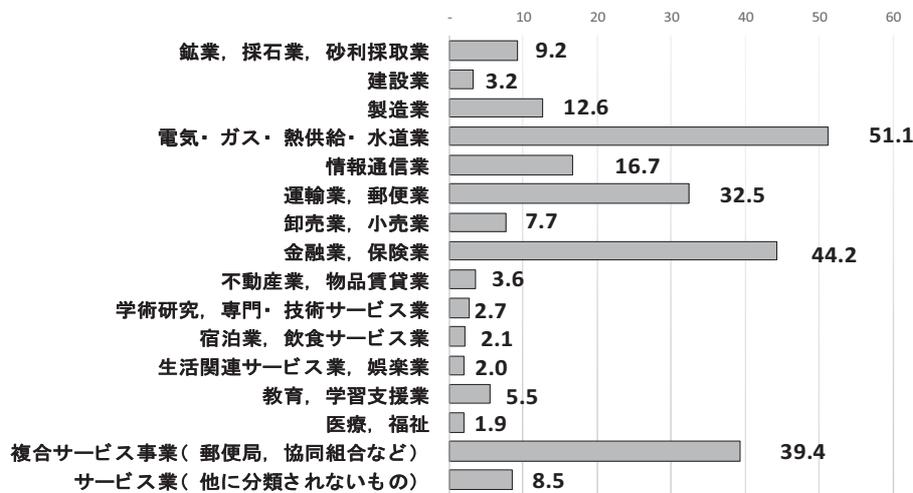
注)「全体」は「所属企業規模」が「無回答」を含む。

⑤ 産業別

産業別に過半数組合のある割合をみると(図表 2-3-7)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(51.1%)、「金融業, 保険業」(44.2%)、「複合サービス事業」(39.4%)、「運輸業, 郵便業」(32.5%)の順に高い。順位は違うものの、「労働組合がある」割合の上位4つと同じである。

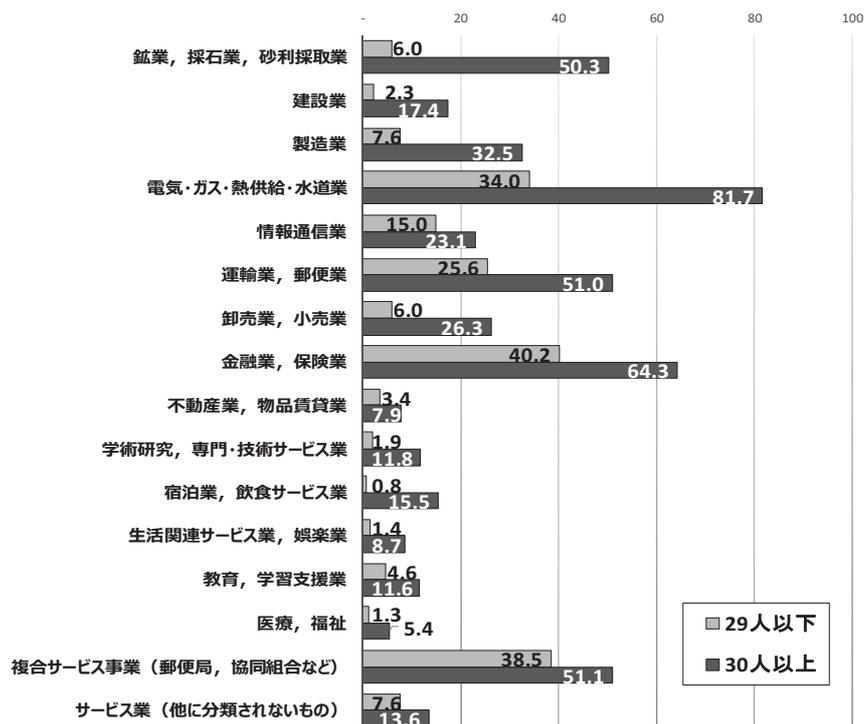
一方、過半数組合のある割合が低いのは、「医療, 福祉」(1.9%)、「生活関連サービス業, 娯楽業」(2.0%)、「宿泊業, 飲食サービス業」(2.1%)、「学術研究, 専門・技術サービス業」(2.7%)、「建設業」(3.2%)、「不動産業, 物品賃貸業」(3.6%)などで、いずれも5%を切っている。

図表 2-3-7 過半数組合がある割合／産業別 (n=6,458, %)



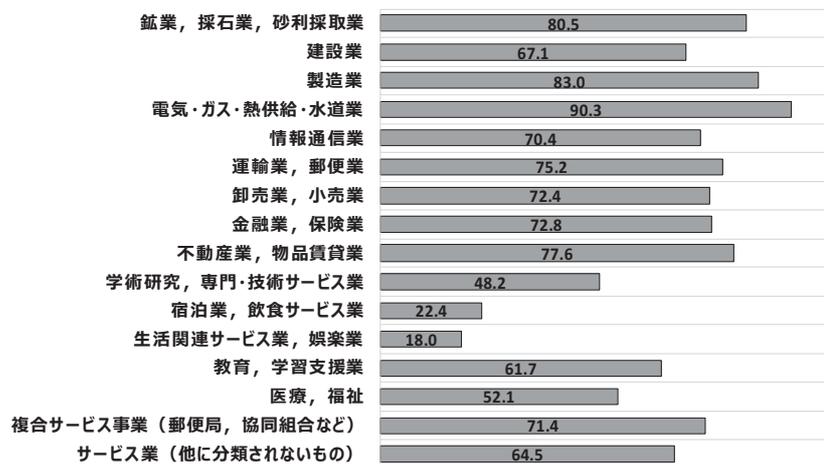
同じ産業でも、事業所規模の違い（29人以下・30人以上）により過半数組合のある割合がどの程度乖離しているかを示したものが図表2-3-8である。いずれの産業でも「30人以上」のほうが「29人以下」より高く、どちらの規模でも「電気・ガス・熱供給・水道業」、「金融業、保険業」、「複合サービス事業」および「運輸業、郵便業」が上位4つを占めている。

図表 2-3-8 過半数組合がある割合／産業別×事業所規模別（2区分）(n=6,458, %)



過半数組合がある事業所が労働組合がある事業所に占める割合をみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」90.3%が最も高く、「製造業」83.0%、「鉱業，採石業，砂利採取業」80.5%などの順。一方、「生活関連サービス業，娯楽業」（18.0%）と「宿泊業，飲食サービス業」（22.4%）が2割前後で目立って低くなっている（図表 2-3-9）。

図表 2-3-9 労働組合がある事業所のうち過半数組合がある事業所が占める割合／産業別
(n=816, %)



⑥企業の経営形態別

企業の経営形態別に過半数組合がある割合をみると、「会社」9.8%、「会社以外の法人」8.4%、「個人経営」0.7%、「その他（法人格を持たない団体）」3.0%となっており、「個人経営」の割合が極めて低い。

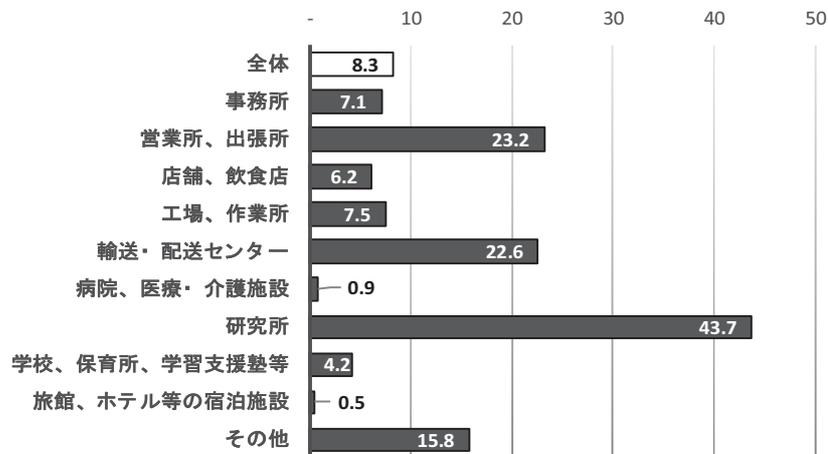
過半数組合が、労働組合がある事業所に占める割合をみると、「会社」68.2%、「会社以外の法人」48.2%、「個人経営」99.9%、「法人格をもたない団体」71.7%となっており、「個人経営」の事業所の労働組合は、ほぼ全てが過半数組合だと言える。

⑦事業所形態別

事業所形態別に過半数組合がある割合をみると（図表 2-3-10）、「研究所」（43.7%）が最も高く、「営業所，出張所」（23.2%）、「輸送・配送センター」（22.6%）などの順となっている。一方、過半数組合のある割合が低いのは、「旅館，ホテル等の宿泊施設」（0.5%）、「病院，医療・介護施設」（0.9%）が顕著で、どちらも1%にも満たない。

さらに「29人以下」と「30人以上」の事業所規模に分けて過半数組合のある割合をみたものが図表 2-3-11 である。

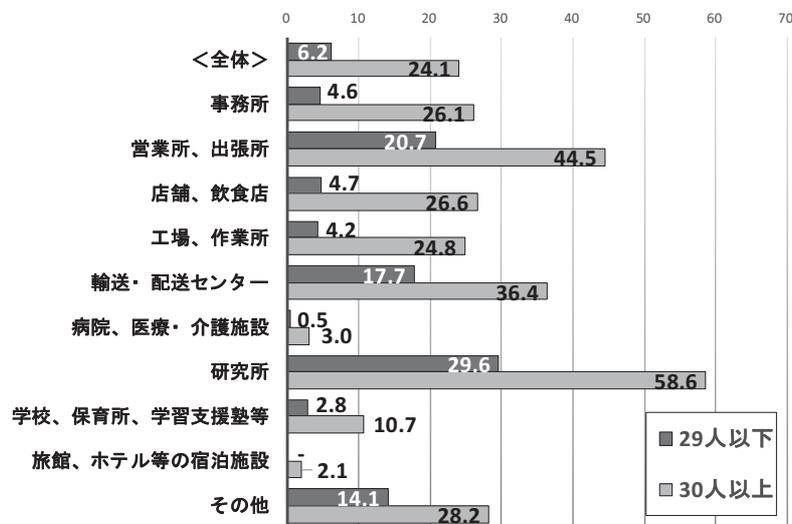
図表 2-3-10 過半数組合がある割合／事業所形態別 (n=6,458, %)



注1)「全体」は「事業所形態」が「無回答」を含む。

注2)「工場、作業所」は鉄道の駅や発電所、倉庫を含む。

図表 2-3-11 過半数組合がある割合／事業所形態別×事業所規模別 (2区分) (n=6,458, %)

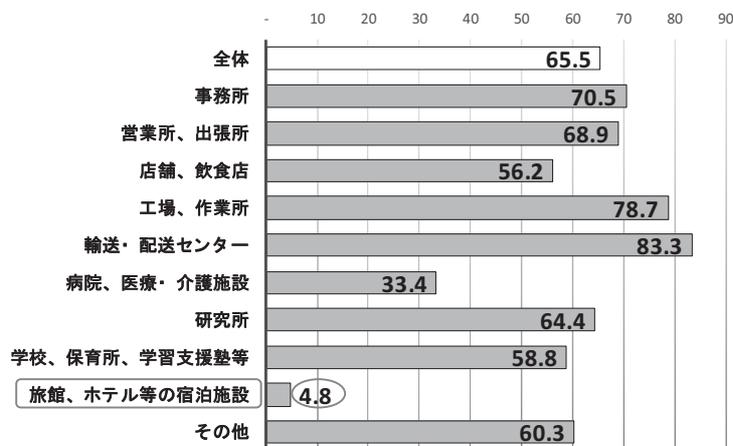


注1)「全体」は「事業所形態」が「無回答」を含む。

注2)「工場、作業所」は鉄道の駅や発電所、倉庫を含む。

労働組合がある事業所のうち、過半数組合が占める割合をみると (図表 2-3-12)、「旅館、ホテル等の宿泊施設」が 4.8%と極めて低い。「旅館、ホテル等の宿泊施設」の労働組合がある割合は約 1 割 (10.1%) だが、そのなかでも過半数組合がある事業所は僅か 5% 足らずということである。

図表 2-3-12 労働組合がある事業所のうち過半数組合がある事業所が占める割合／事業所形態別
(n=816, %)



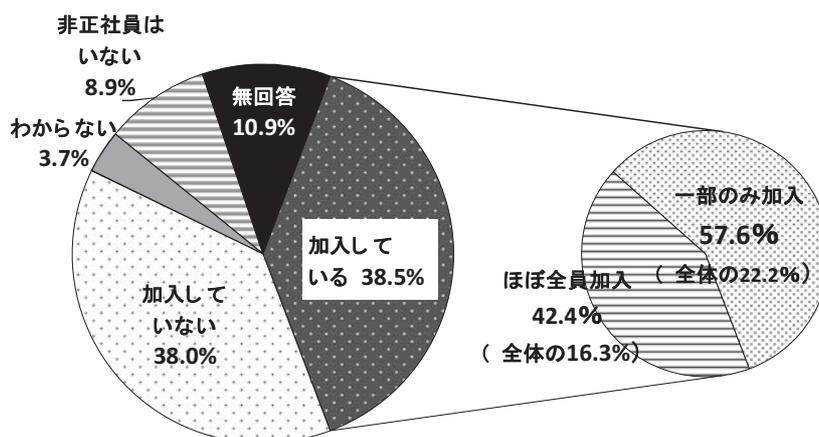
注1)「全体」は「事業所形態」が「無回答」を含む。

注2)「工場、作業所」は鉄道の駅や発電所、倉庫を含む。

(3) 非正社員の労働組合への加入状況

労働組合がある事業所 (n=816) のうち、非正社員が労働組合に「加入している」(38.5%)と「加入していない」(38.0%)がどちらも4割弱で、「わからない」が3.7%、「非正社員はいない」が8.9%、「無回答」10.9%となっている(図表 2-4-1)。「加入している」事業所のうち、「ほぼ全員加入」が42.4%、「一部のみ加入」が57.6%だった。

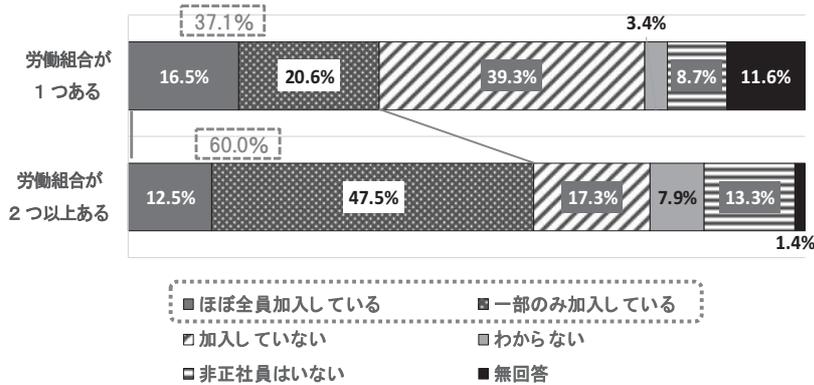
図表 2-4-1 非正社員の組合加入の有無 (n=816, %)



労働組合の数(単数か複数か)と非正社員の組合加入の関係についてみると、「労働組合が1つある」事業所において非正社員が組合加入しているのは37.1%('ほぼ全員加入'16.5%+'一部のみ加入'20.6%)に対し、「労働組合が2つ以上ある」では60.0%(同12.5%+

同 47.5%) となっており、複数組合のある事業所のほうが、非正社員が組合に加入している事業所割合が高い (図表 2-4-2)。

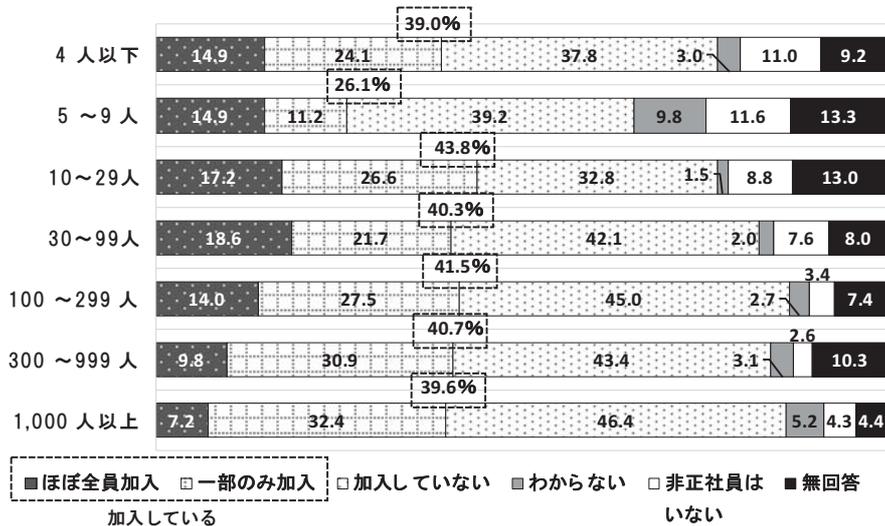
図表 2-4-2 労働組合の数と非正社員の組合加入 (n=816, %)



①事業所規模別

労働組合がある事業所において、事業所規模別に非正社員の組合加入事業所の割合をみると、「4人以下」39.0%、「5～9人」26.1%、「10～29人」43.8%、「30～99人」40.3%、「100～299人」41.5%、「300～999人」40.7%、「1,000人以上」39.7%となっている。最も低いのが「5～9人」の26.1%だが、その他はいずれも30～40%台で、規模間に大きな差はみられない。ただし、非正社員が「ほぼ全員加入している」割合については、「30～99人」の18.6%が最も多く、さらに規模が大きくなると、その割合は徐々に低くなっている (図表 2-4-3)。

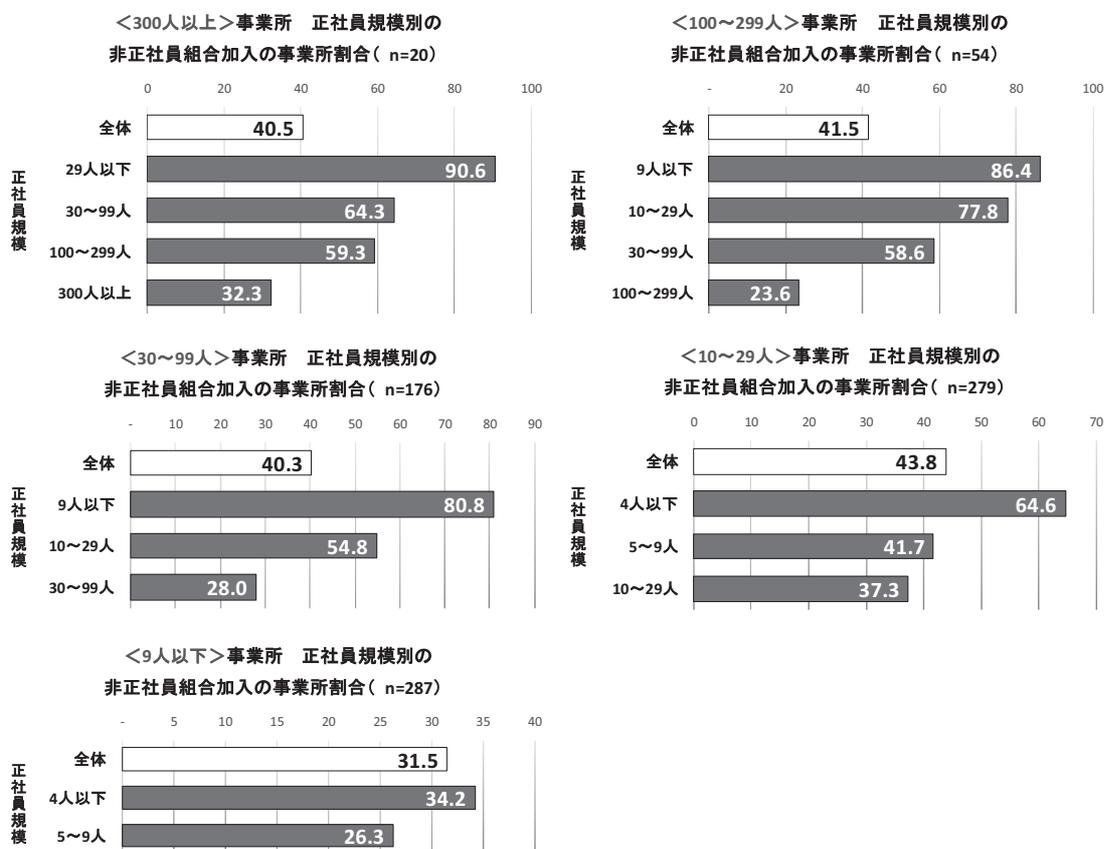
図表 2-4-3 非正社員が組合加入している事業所割合 (n=816, %)



② 正社員規模別

労働組合がある事業所における正社員規模と非正社員の組合加入の関係についてみると、例えば「300人以上」事業所で正社員規模が「300人以上」の場合、非正社員が組合に加入している事業所割合は32.3%、「100～299人」の場合は59.3%、「30～99人」は64.3%、「29人以下」は90.6%と、正社員規模が小さいほど、非正社員が組合加入している事業所の割合が高い。同様に、他の事業所規模においても、正社員規模が小さいほど非正社員が組合加入している事業所割合は高くなっている（図表 2-4-4）。

図表 2-4-4 非正社員が組合加入している事業所割合／事業所の従業員規模別×正社員規模別（%）



注) 「全体」は「正社員規模」が「無回答」を含む。

③ 産業別

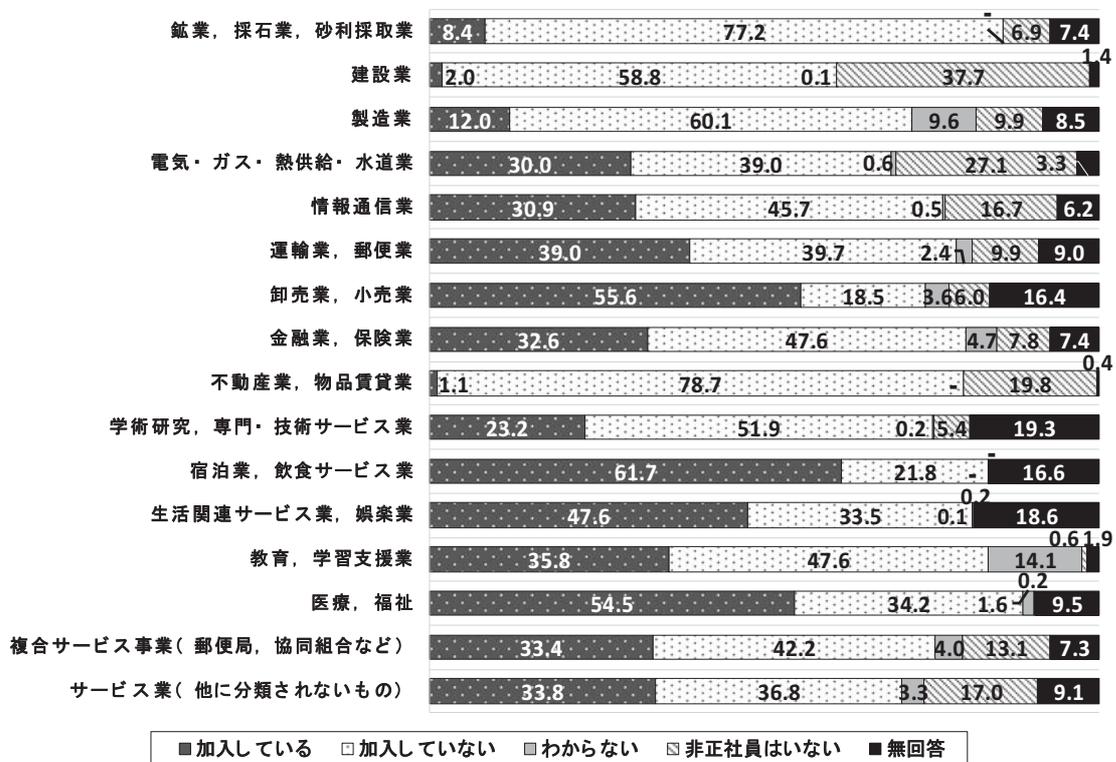
労働組合がある事業所において、非正社員が労働組合に加入している事業所割合を産業別にみると、「宿泊業, 飲食サービス業」(61.7%)が最も高く、次いで「卸売業, 小売業」(55.6%)、「医療, 福祉」(54.5%)、「生活関連サービス業, 娯楽業」(47.6%)などの順となっている。なお、これらの産業は、労働組合がある事業所割合が相対的に低く（図表 2-2-8 参照）、ま

た複数組合が占める割合も低い産業である（図表 2-2-10 参照）。

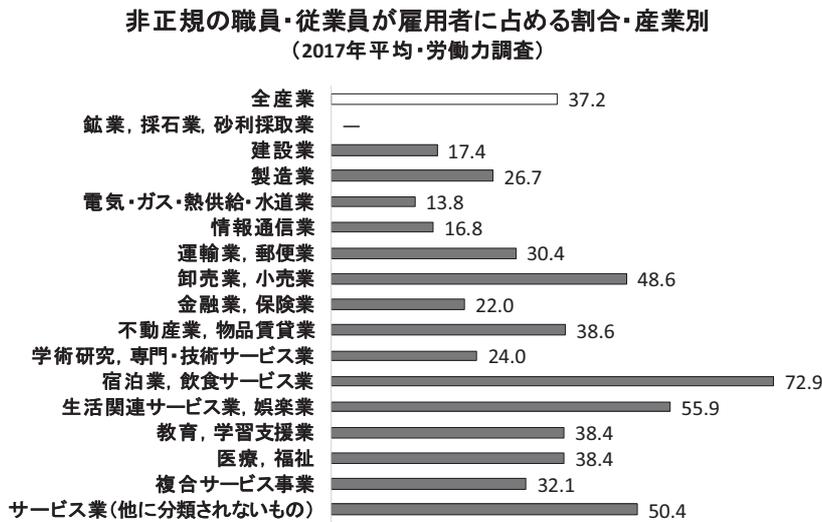
一方、非正社員の組合加入事業所の割合が低い産業は、「不動産業，物品賃貸業」（1.1%）、「建設業」（2.0%）、「鉱業，採石業，砂利採取業」（8.4%）などの順となっており、このうち「建設業」と「不動産業，物品賃貸業」では、「非正社員はいない」がそれぞれ 37.7%、19.8%と相対的に高くなっている。（図表 2-4-5）

<参考 1>は、労働力調査（2017 年平均）の集計結果より作成した非正規の職員・従業員が雇用者（役員を除く）に占める割合を示したものである。図表 2-4-5 と対比すると、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」および「卸売業，小売業」については、非正規雇用者の割合と非正社員の組合加入の事業所割合がともに高い。

図表 2-4-5 非正社員が組合加入している事業所割合／産業別（n=816，%）



<参考 1> 非正規の職員・従業員が雇用者（役員を除く）に占める割合・産業別（%）



出所) 総務省「労働力調査」(2017年平均)より作成

注) 「全産業」は上記の16産業以外に、「農業、林業」「漁業」「公務」「分類不能な産業」を含む。

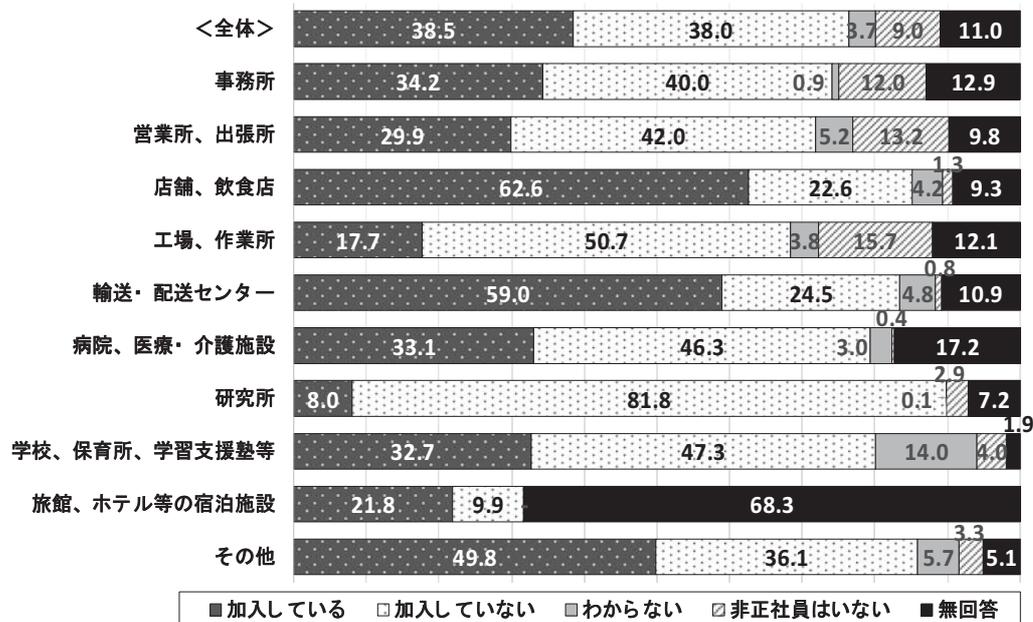
④企業の経営形態別

企業の経営形態別に非正社員の組合加入事業所の割合をみると、「会社（法人）」38.5%、「会社以外の法人」32.4%、「個人経営」77.5%、「その他（法人格を持たない団体）」47.5%となっており、労働組合がある「個人経営」事業所の約8割（77.5%）で、非正社員が組合に加入している。

⑤事業所形態別

事業所形態別に非正社員の組合加入事業所の割合をみると（図表 2-4-6）、「店舗、飲食店」（62.6%）と「輸送・配送センター」（59.0%）が5割を上回っている。一方、割合が低いのは「研究所」（8.0%）、「工場、作業所」（17.7%）、「旅館、ホテル等の宿泊施設」（21.8%）などの順。「旅館、ホテル等の宿泊施設」については約7割（68.3%）が「無回答」だった。

図表 2-4-6 非正社員が組合加入している事業所割合／事業所形態別 (n=816, %)



注1) 「全体」は「事業所形態」が「無回答」を含む。

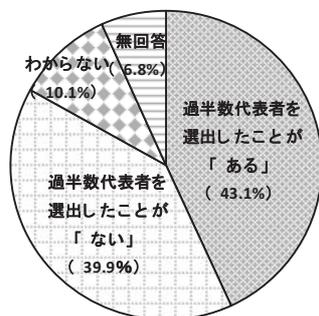
注2) 「工場、作業所」は鉄道の駅や発電所、倉庫を含む。

2. 過半数代表者の選出状況

(1) 過半数代表者の選出状況

過半数組合がある事業所を含め、すべての事業所に対して過去3年間に過半数代表者の選出をしたことがあるか尋ねたところ、「ある」が43.1%、「ない」が39.9%、「わからない」が10.1%、「無回答」が6.8%だった。(図表 2-5-1)

図表 2-5-1 過去3年間の過半数代表者の選出状況 (n=6,458, %)



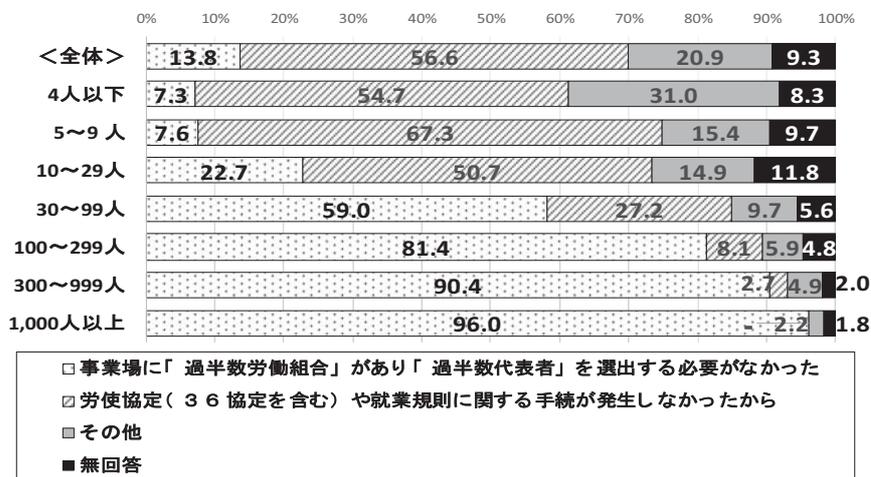
注) 過半数代表者を選出したことが「ない」「わからない」「無回答」のなかには、「過半数労働組合がある」事業所が含まれている。

(2) 選出しなかった理由

過半数代表者を選出しなかった事業所（n=2,580）にその理由（複数回答）を尋ねたところ、「事業場に過半数労働組合があり、過半数代表者を選出する必要がなかったから」が13.8%、「労使協定や就業規則に関する手続が発生しなかったから」が56.6%、「その他」20.9%、「無回答」9.3%となった。

事業所規模別にみると、規模が小さいほど「労使協定や就業規則に関する手続が発生しなかったから」と回答する割合が概ね高く、規模が大きいほど「事業場に過半数労働組合があり、過半数代表者を選出する必要がなかったから」の割合が高くなっている（図表 2-5-2）。

図表 2-5-2 過半数代表者を選出しなかった理由／事業所規模別（%）複数回答



3. 「過半数代表」の選出状況

(1) 「過半数代表」の選出状況

本節では、労使協定の締結等において事業場の従業員代表としての役割を果たす「過半数代表」が存在する割合を確認していく。「過半数代表」とは、事業場における過半数組合または過半数代表者である。

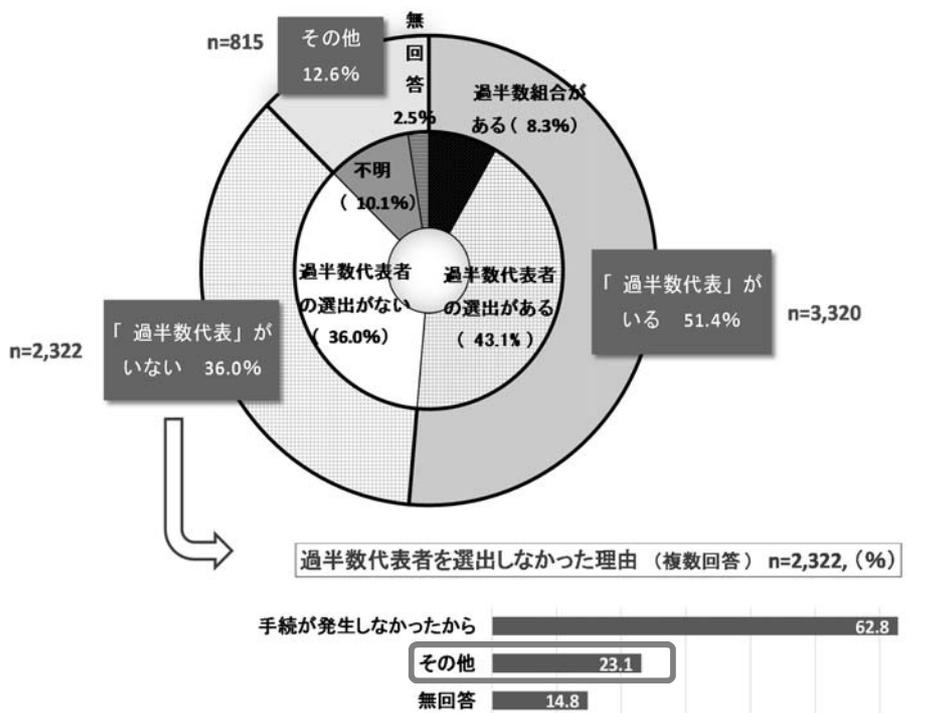
図表 2-6-1 の内側の円グラフのとおり、「過半数組合がある」が8.3%、「過半数代表者の選出がある」が43.1%、「過半数代表者の選出がない」（「過半数組合がある」を除く）が36.0%などとなった。したがって、全事業所の半数強（51.4%）で「過半数代表」が存在することになる。

「過半数代表者の選出がない」事業所に対して選出しなかった理由（複数回答）を尋ねたところ、「手続が発生しなかったから」が62.8%、「その他」23.1%、「無回答」14.8%となっている。

「その他」の内容（自由記述）は、「それ（過半数代表者）自体知らなかったので」、「その

ようなもの（過半数代表者）をおく必要があるのか分からなかった」、「全員非正社員」、「小規模の企業なので従業員と話し合いで決める」、「問題事案が起きていない」、「必要ない」、「考えたことがない」など様々であり、とりわけ小規模事業所においては「過半数代表者」という言葉が認知されていないといった回答が多くみられた。

図表 2-6-1 「過半数代表」の有無 (n=6,458, %)



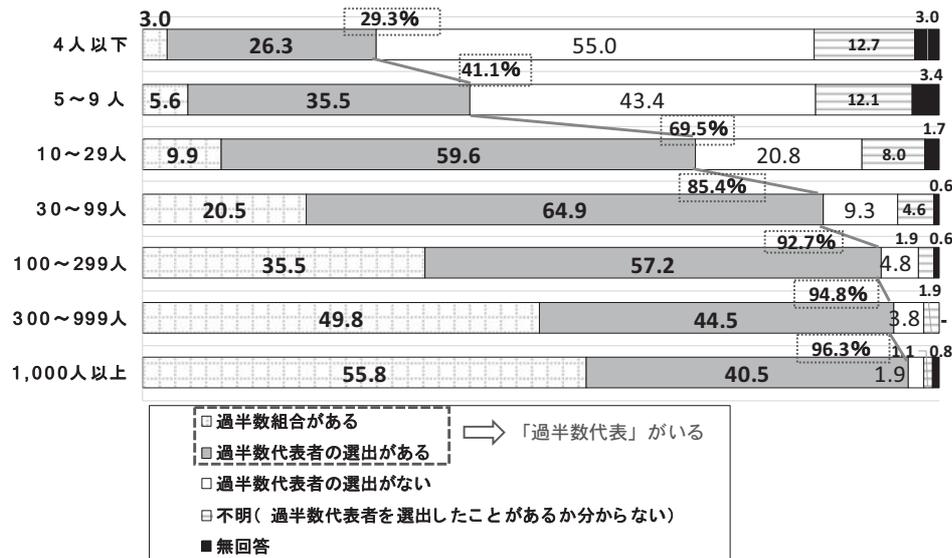
①事業所規模別

事業所規模別に「過半数代表」がある割合をみると、「4人以下」29.3%、「5～9人」41.1%、「10～29人」69.5%、「30～99人」85.5%、「100～299人」92.7%、「300～999人」94.3%、「1,000人以上」96.3%となっており、規模が大きいほど高くなる（図表 2-6-2）。なお「29人以下」では46.7%、「30人以上」は86.9%、「9人以下」では35.7%、「10人以上」は74.5%となっている。小規模事業所の「独立性」をみると、「過半数代表」がある「4人以下」事業所の約3分の1（33.8%）が、また「5～9人」事業所の約5分の1（20.2%）が「独立性がない」事業所だった。

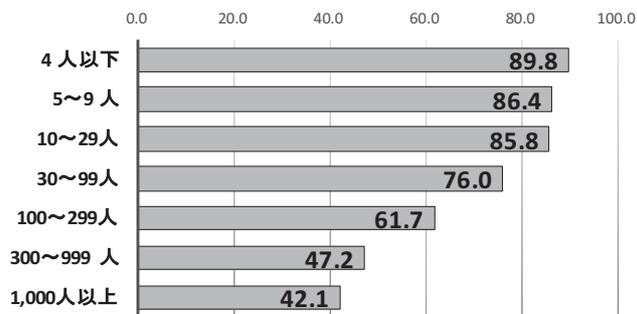
「過半数代表」の内訳をみると、(a)「過半数組合がある」割合は事業所規模が大きいほど高くなる一方、(b)「過半数代表者の選出がある」割合は、「30～99人」（64.9%）で最も高くなっている。また、「不明（過半数代表者を選出したことがあるか分からない）」は「4人以下」で12.7%、「5～9人」で12.1%となっており、9人以下の事業所では1割強が「不明」と回答している。

過半数代表者が「過半数代表」に占める割合は、小さい事業所ほど高く、「4人以下」では約9割（89.8%）を占める（図表 2-6-3）。

図表 2-6-2 「過半数代表」の有無／事業所規模別（n=6,458, %）



図表 2-6-3 過半数代表者が「過半数代表」に占める割合／事業所規模別（n=3,320, %）



②事業所規模別×所属企業規模別

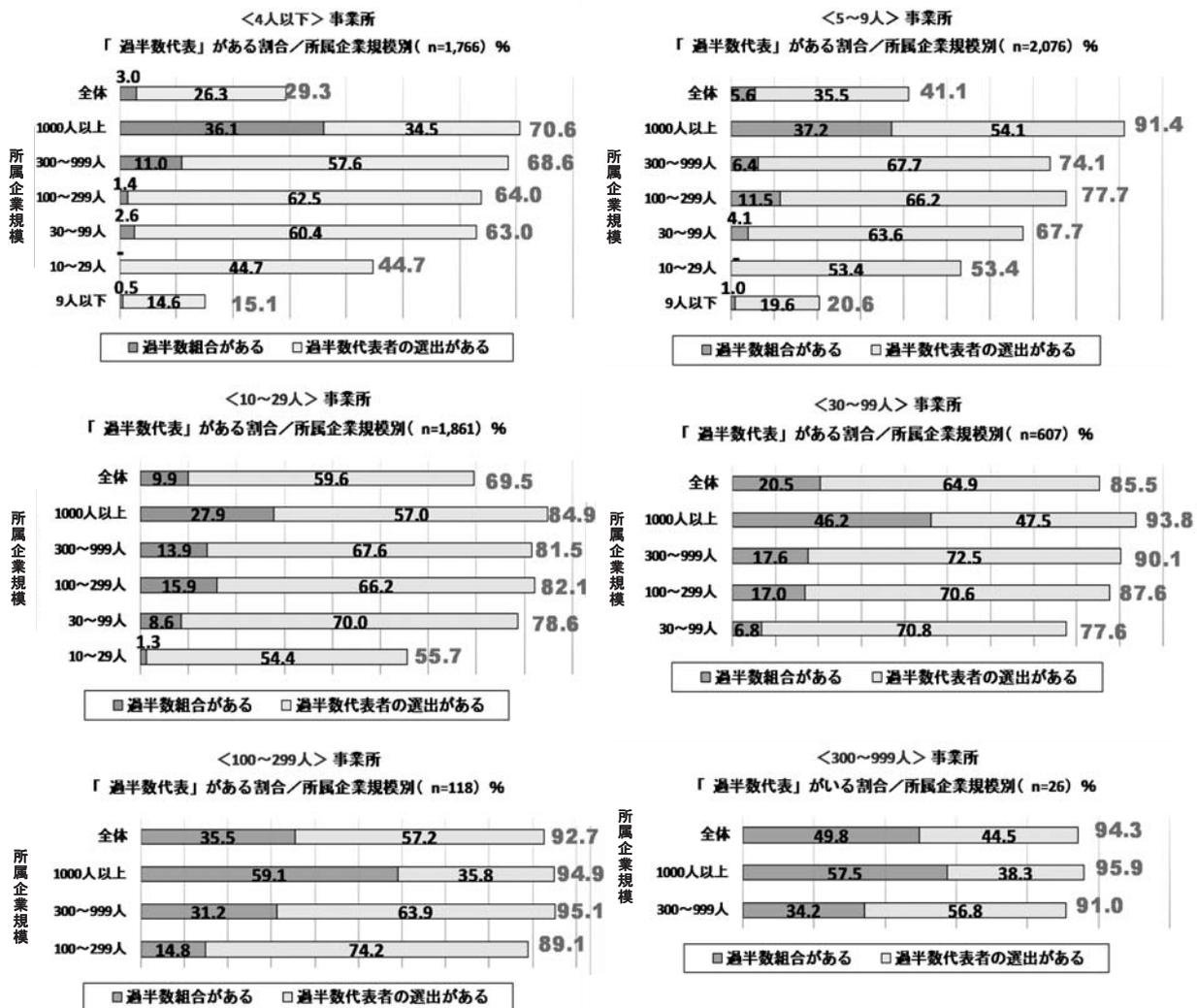
所属する企業規模別に「過半数代表」のある割合をみると、例えば「4人以下」事業所において、所属企業規模が「9人以下」の場合は15.1%だが、「10～29人」では44.7%、「30～99人」63.0%、「100～299人」64.0%、「300～999人」68.6%、「1,000人以上」70.6%と、所属企業規模が大きくなるほど高くなる。他の事業所規模についても、所属企業規模が大きいほど「過半数代表」がある割合は概ね高くなっている（図表 2-6-4）。

小規模事業所の「独立性」についてみると、「過半数代表」がある「4人以下」事業所のうち、所属企業規模が「1,000人以上」の39.2%が「独立性がない」と回答しており、所属企業規模「300～999人」の63.0%、同「100～299人」の52.1%が「独立性がない」事業場

として、直近上位機構に一括されている。

同様に、「過半数代表」がある「5～9人」事業所のうち、所属企業規模「1,000人以上」の28.0%、同「300～999人」の24.6%、同「100～299人」の15.3%が、「独立性がない」事業場であった。

図表 2-6-4 「過半数代表」がある割合／事業所規模別×所属企業規模別



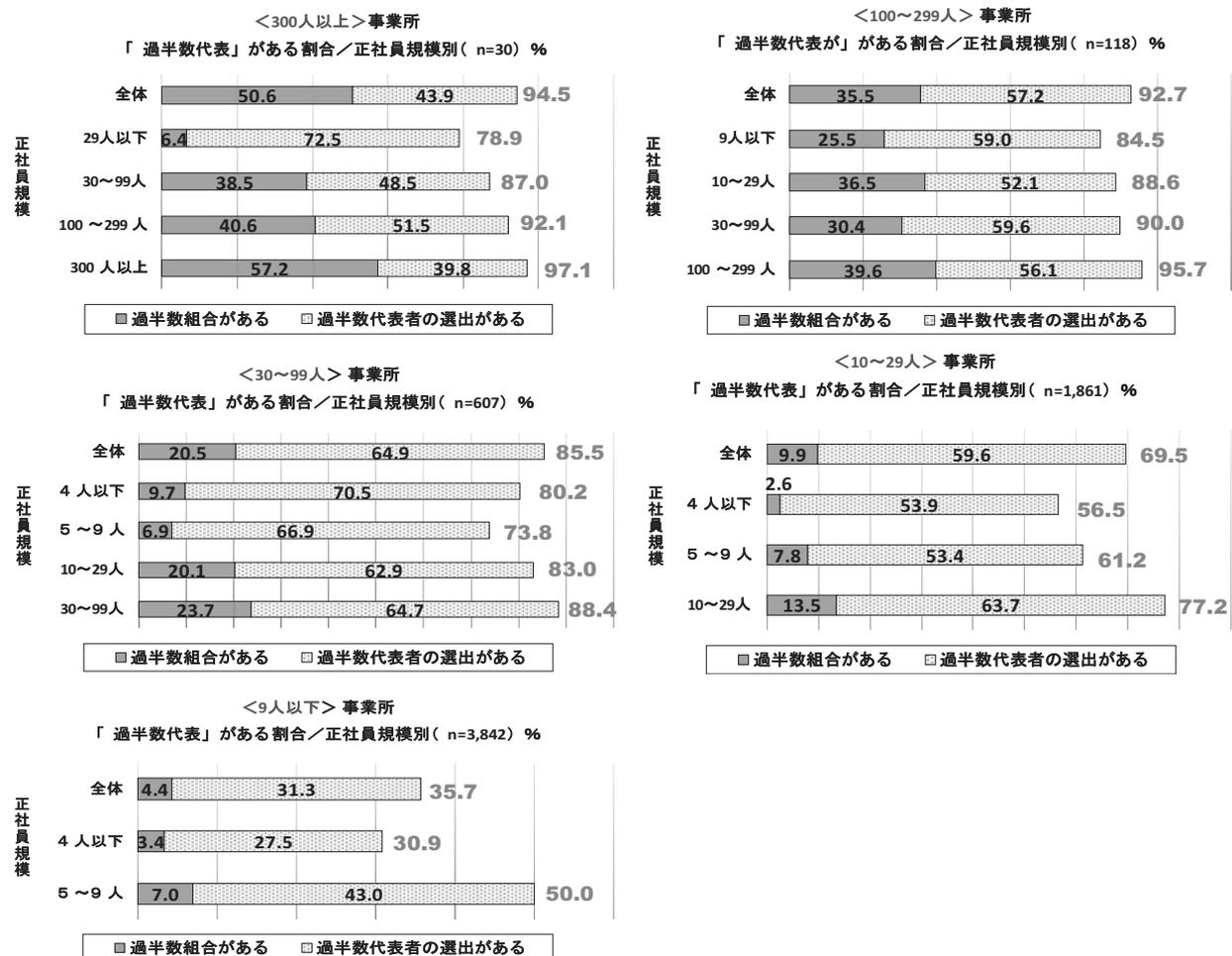
注)「全体」は「所属企業規模」が「無回答」を含む。

③ 正社員規模別

事業所の正社員規模別に「過半数代表」のある割合を確認する。「300人以上」事業所において、正社員規模が「300人以上」の場合は97.1%に「過半数代表」がある。同様に、正社員規模「100～299人」では92.1%、同「30～99人」で87.0%、同「29人以下」で78.9%となっており、正社員規模が小さくなると「過半数代表」がある割合が低くなる。他の事業

所規模においても、正社員規模が大きくなると「過半数代表」がある割合が概ね高くなる傾向にある（図表 2-6-5）。

図表 2-6-5 「過半数代表」がある割合／事業所の従業員規模別×正社員規模別



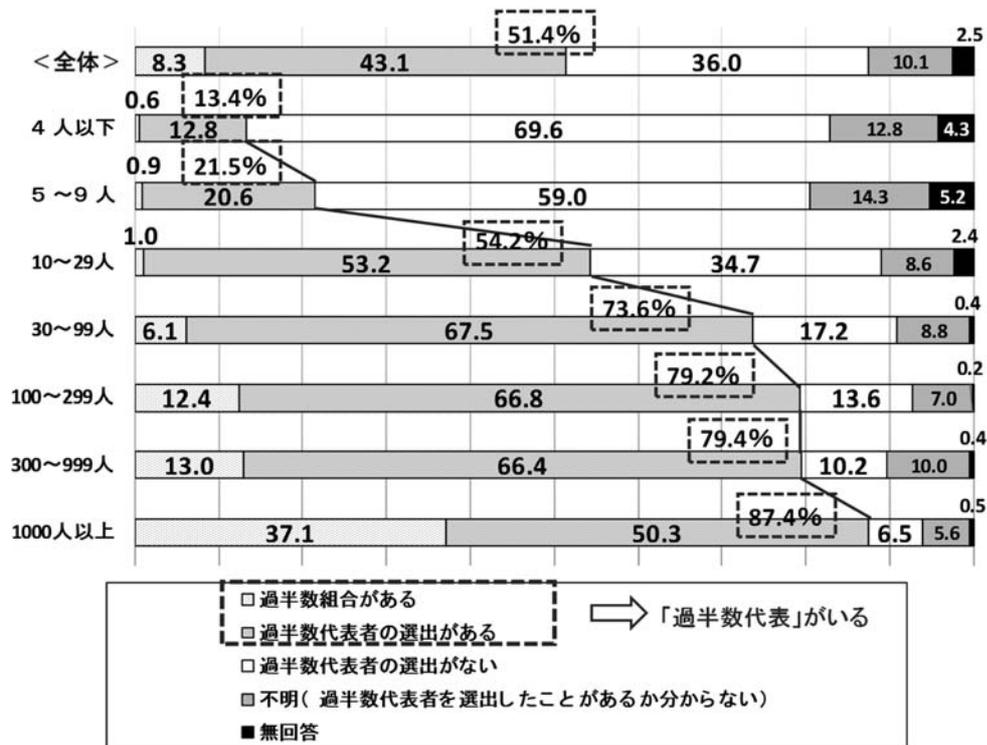
注) 「全体」は「正社員規模」が「無回答」を含む。

④所属企業規模別

では所属企業規模別に「過半数代表」がある割合をみると（図表 2-6-6）、「4人以下」13.4%、「5~9人」21.5%、「10~29人」54.2%、「39~99人」73.6%、「100~299人」79.2%、「300~999人」79.4%、「1,000人以上」87.4%と、規模が大きいくほど高くなる。規模間格差をみると、9人以下と10人以上の間に大きな開きがある。「9人以下」全体では「過半数代表」がある割合は17.9%、「10人以上」は74.5%であり、「29人以下」は29.2%、「30人以上」は79.8%である。

「過半数代表」の内訳をみると、(a)「過半数組合がある」割合は企業規模が大きいくほど高くなる一方、(b)「過半数代表者の選出がある」割合は、「30~99人」(67.5%)で最も高くなっている。

図表 2-6-6 「過半数代表」がある割合／所属企業規模別 (n=6,458, %)

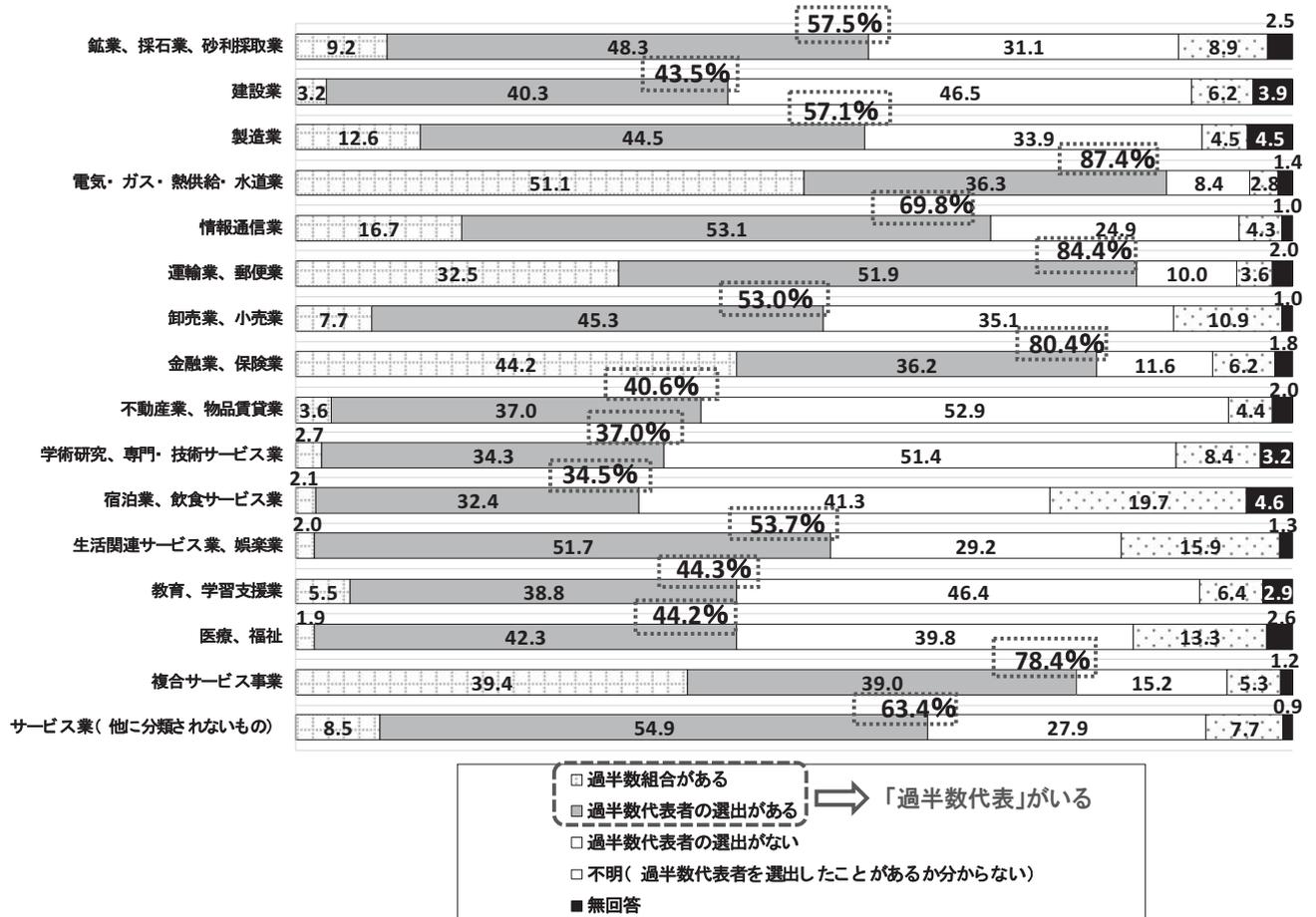


注)「全体」は「所属企業規模」が「無回答」を含む。

⑤産業別

産業別に「過半数代表」がある割合をみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」(87.4%)が最も高く、次いで「運輸業，郵便業」(84.4%)、「金融業，保険業」(80.4%)、「複合サービス事業」(78.4%)などの順。「過半数代表」がある割合が低いのは、「宿泊業，飲食サービス業」(34.5%)、「学術研究，専門・技術サービス業」(37.0%)、「不動産業，物品賃貸業」(40.7%)などの順である。一方、「宿泊業，飲食サービス業」の約2割(19.7%)、「生活関連サービス業，娯楽業」(15.9%)、「医療，福祉」(13.3%)、「卸売業，小売業」(10.9%)の1割以上が「過半数代表者を選出したことがあるか分からない」と回答している(図表 2-6-7)。

図表 2-6-7 「過半数代表」がある割合／産業別 (n=6,458, %)



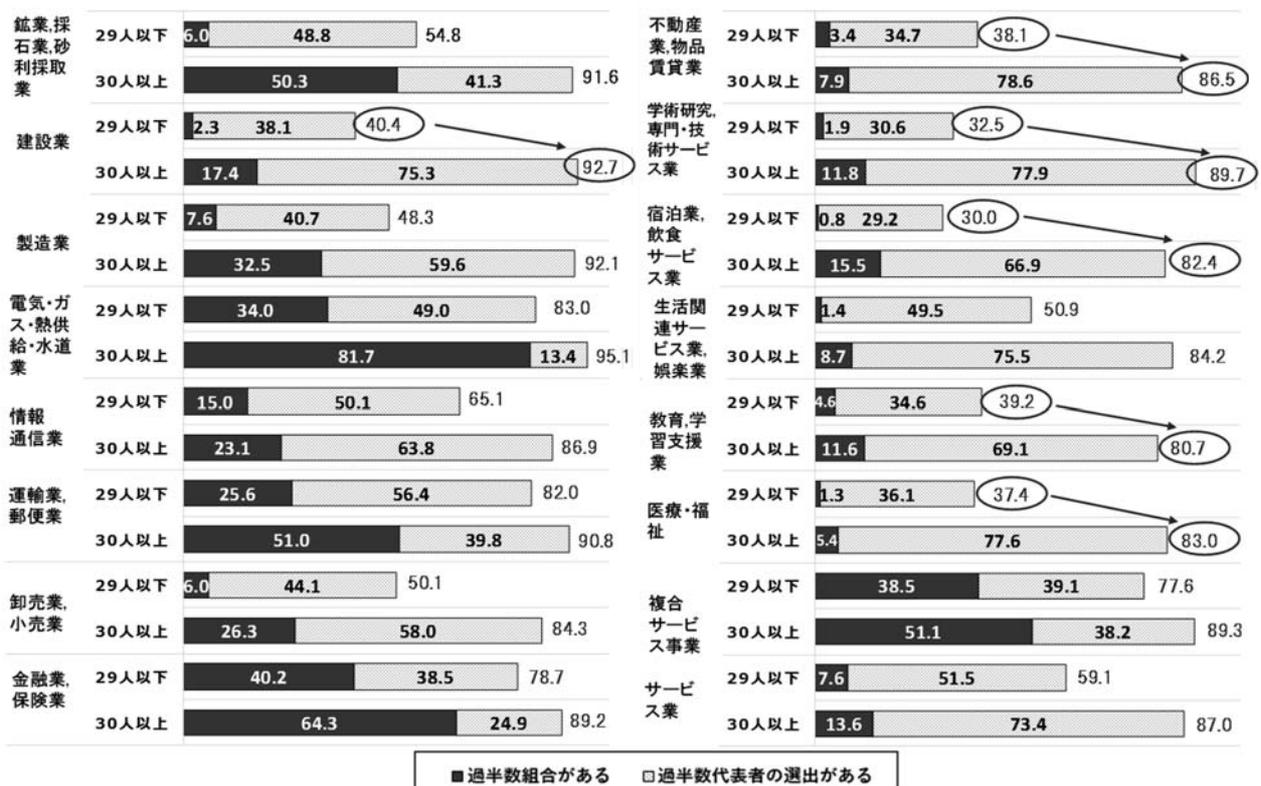
過半数代表者が「過半数代表」に占める割合をみると、「生活関連サービス業、娯楽業」(96.3%)、「医療、福祉」(95.5%)、「宿泊業、飲食サービス業」(93.9%)、「建設業」(92.9%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(92.7%)、「不動産業、物品賃貸業」(90.9%)で9割を超えている(図表 2-6-8)。

図表 2-6-8 過半数代表者が「過半数代表」に占める割合／産業別 (n=3,320, %)



産業別に、さらに従業員規模別 (29 人以下・30 人以上) に「過半数代表」がある割合をみたものが図表 2-6-9 である。

図表 2-6-9 「過半数代表」がある割合／産業別・事業所規模別 (2 区分) (n=3,320, %)



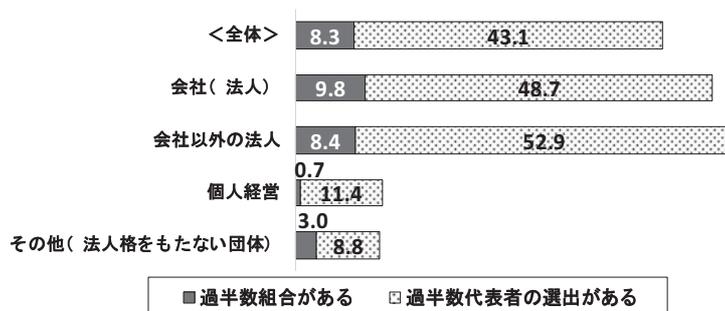
「過半数代表」がある割合の規模間格差をみると、「学術研究，専門・技術サービス業」が「29人以下」32.5%、「30人以上」89.7%、「建設業」が同40.4%、同92.7%、「宿泊業，飲食サービス業」が同30.0%、同82.4%、「不動産業，物品賃貸業」が同38.1%、同86.5%、「医療，福祉」が同37.4%、同83.0%、「教育，学習支援業」が同39.2%、同80.7%などとなっており、これら6つの産業では「29人以下」の「過半数代表」がある割合は約3～4割だが、「30人以上」になると約8～9割に上昇している。

一方、規模間の乖離が小さいものとして、「運輸業，郵便業」（同82.0%、90.8%）、「金融業，保険業」（78.7%、89.2%）、「複合サービス事業」（77.6%、89.3%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（83.0%、95.1%）などが挙げられる。これら4つの産業は全規模で「過半数代表」がある割合、および過半数組合がある割合においても上位に位置している。

⑥企業の経営形態別

企業の経営形態別に「過半数代表」がある割合をみると、「会社（法人）」58.5%、「会社以外の法人」61.3%、「個人経営」12.1%、「その他（法人格を持たない団体）」11.8%となっており、後者の2つが10%強と低くなっている（図表 2-6-10）。

図表 2-6-10 「過半数代表」がある割合／企業の経営形態別（n=3,320，%）



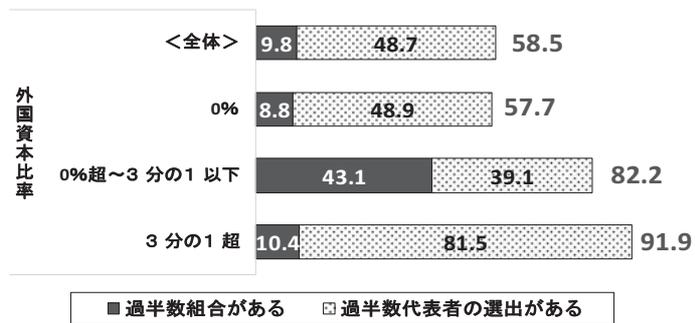
注1)「全体」は「企業の経営形態」が「無回答」を含む。

注2)「会社以外の法人」は、協同組合、信用金庫、財団・社団法人、医療・学校・宗教法人等。

⑦外国資本比率別

「会社（法人）」の外国資本比率別に「過半数代表」がある割合をみると（図表 2-6-11）、外国資本比率「0%」が57.7%、「0%超～3分の1以下」が82.2%、「3分の1超」が91.9%となっている。内訳をみると、「0%超～3分の1以下」の「過半数組合がある」割合が43.1%と突出している（これについては20～22頁の(a)外国資本比率別にみた特徴、および(b)外国資本比率別にみた「労働組合がある」事業所の特徴を参照）。

図表 2-6-11 「過半数代表」がある割合／「会社」の外国資本比率別 (n=4,708, %)



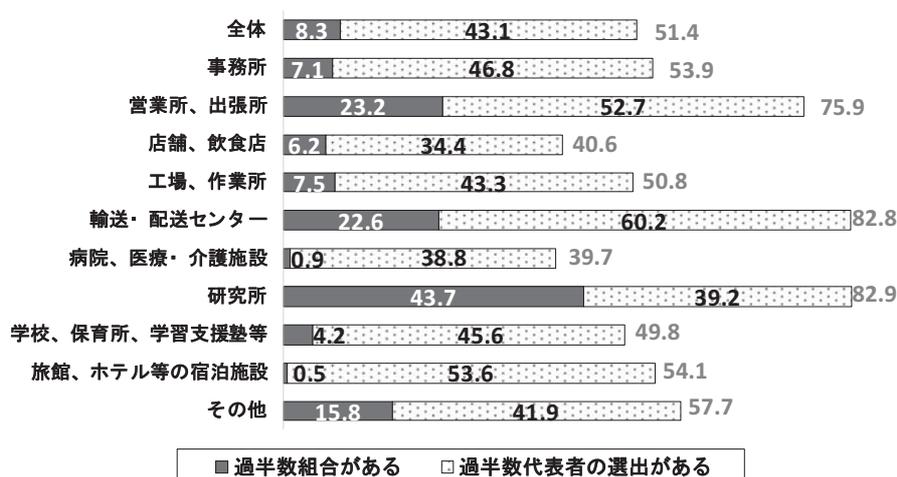
注)「全体」は「企業の経営形態」が「無回答」を含む。

⑧事業所形態別

事業所形態別に「過半数代表」がある割合をみると、「研究所」(82.9%)、「輸送・配送センター」(82.8%)、「営業所、出張所」(75.9%)が突出して高くなっている。それ以外については、「病院、医療・介護施設」(39.7%)と「店舗、飲食店」(40.6%)が4割前後、その他はいずれも約5～6割となっている(図表 2-6-12)。

さらに「29人以下」と「30人以上」に分けて「過半数代表」がある割合をみたものが図表 2-6-13 である。「研究所」(「29人以下」80.2%、「30人以上」85.8%)と「輸送・配送センター」(同 82.3%、同 83.8%)は規模間格差があまりなく、いずれの規模でも8割を超えて高くなっている。全規模で割合の低い「病院、医療・介護施設」や「店舗、飲食店」は、「29人以下」ではそれぞれ32.0%と37.7%だが、「30人以上」になるとそれぞれ83.9%と79.4%になっている。

図表 2-6-12 「過半数代表」がある割合／事業所形態別 (n=3,320, %)

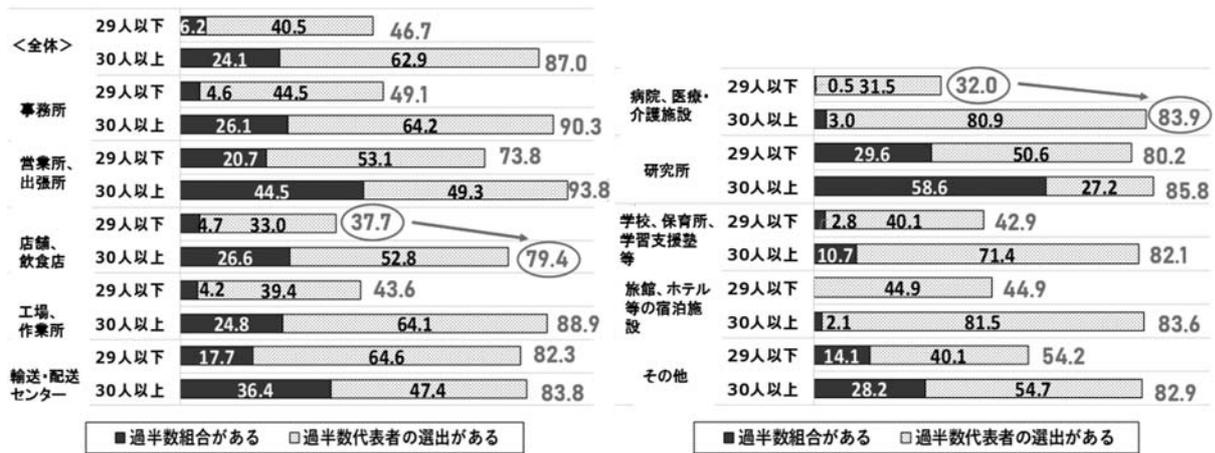


注1)「全体」は「事業所形態」が「無回答」を含む。

注2)「工場、作業所」は鉄道の駅や発電所、倉庫を含む。

図表 2-6-13 「過半数代表」がある割合／

事業所形態別×事業所規模別（2区分）（n=3,320,%）



注1)「全体」は「事業所形態」が「無回答」を含む。

注2)「工場、作業所」は鉄道の駅や発電所、倉庫を含む。

(2) 「過半数組合がある」事業所および「過半数代表者の選出がある」事業所の特徴

ここで、「過半数組合がある」事業所と「過半数代表者の選出がある」事業所、さらに「過半数組合」がない事業所の特徴をみってみる。まず事業所規模別にみると（図表 2-6-14）、「4人以下」の割合が「過半数組合あり」は9.8%に対して、「過半数代表者の選出あり」は16.7%など、「過半数代表者の選出あり」のほうが小規模事業所の割合が高い。

所属企業規模別にみると（図表 2-6-15）、「1,000人以上」企業に所属している割合は、「過半数組合あり」が55.5%に対して、「過半数代表者の選出あり」は14.4%など、「過半数組合あり」は大企業の傘下事業所の割合が高くなっている。

企業の経営形態別にみると（図表 2-6-16）、「個人経営」の割合は、「過半数組合あり」が1.2%、「過半数代表者の選出あり」が3.8%となっている。

最後に産業別にみると（図表 2-6-17）、「過半数組合あり」では「運輸業、郵便業」（15.2%）と「金融業、保険業」（13.1%）の占める割合が「過半数代表者の選出あり」よりも相対的に高く、「過半数代表者の選出あり」は「建設業」（9.0%）、「宿泊業、飲食サービス業」（8.6%）、「医療、福祉」（11.4%）などが相対的に高くなっている。

なお、過半数代表者を選出したことがない事業所や、不明（過半数代表者を選出したことがあるか分からない事業所）については、事業所・所属企業規模ともに小規模の割合が高く、個人経営の割合も高い。

図表 2-6-14 「過半数代表」の有無別×事業所規模別 (n=6,458, %)

	事業所規模						
	4人以下	5~9人	10~29人	30~99人	100~299人	300~999人	1,000人以上
「過半数代表」がある							
過半数組合あり (n=534)	9.8%	21.7%	34.5%	23.3%	7.9%	2.4%	0.4%
過半数代表者の選出あり (n=2,786)	16.7%	26.5%	39.8%	14.1%	2.4%	0.4%	0.1%
「過半数代表」がない							
過半数代表者の選出なし (n=2,322)	41.8%	38.8%	16.7%	2.4%	0.2%	0.0%	0.0%
不明							
(n=655)	34.2%	38.4%	22.7%	4.3%	0.4%	0.1%	0.0%
無回答							
(n=160)	33.5%	44.4%	19.2%	2.4%	0.4%	0.0%	0.0%

図表 2-6-15 「過半数代表」の有無別×所属企業規模別 (n=6,458, %)

	所属企業規模							
	4人以下	5~9人	10~29人	30~99人	100~299人	300~999人	1,000人以上	無回答
「過半数代表」がある								
過半数組合あり (n=534)	1.2%	2.4%	2.2%	8.7%	16.0%	13.9%	55.5%	0.3%
過半数代表者の選出あり (n=2,786)	5.1%	10.4%	21.3%	18.4%	16.5%	13.6%	14.4%	0.3%
「過半数代表」がない								
過半数代表者の選出なし (n=2,322)	33.0%	35.5%	16.7%	5.6%	4.0%	2.5%	2.2%	0.4%
不明								
(n=655)	21.5%	30.6%	14.7%	10.2%	7.4%	8.7%	6.9%	0.0%
無回答								
(n=160)	29.4%	45.4%	16.7%	1.8%	0.8%	1.3%	2.3%	2.2%

図表 2-6-16 「過半数代表」の有無別×企業の経営形態別 (n=6,458, %)

	企業の経営形態				
	会社(法人)	会社以外の法人	個人経営(個人事業主)	その他(法人格をもたない団体)	無回答
「過半数代表」がある					
過半数組合あり (n=534)	86.3%	10.7%	1.2%	0.3%	1.5%
過半数代表者の選出あり (n=2,786)	82.2%	12.8%	3.8%	0.2%	1.0%
「過半数代表」がない					
過半数代表者の選出なし (n=2,322)	64.2%	8.2%	25.0%	1.6%	1.0%
不明					
(n=655)	59.8%	9.2%	24.9%	2.2%	3.9%
無回答					
(n=160)	46.2%	5.7%	44.0%	0.0%	4.1%

図表 2-6-17 「過半数代表」の有無別×産業別 (n=6,458, %)

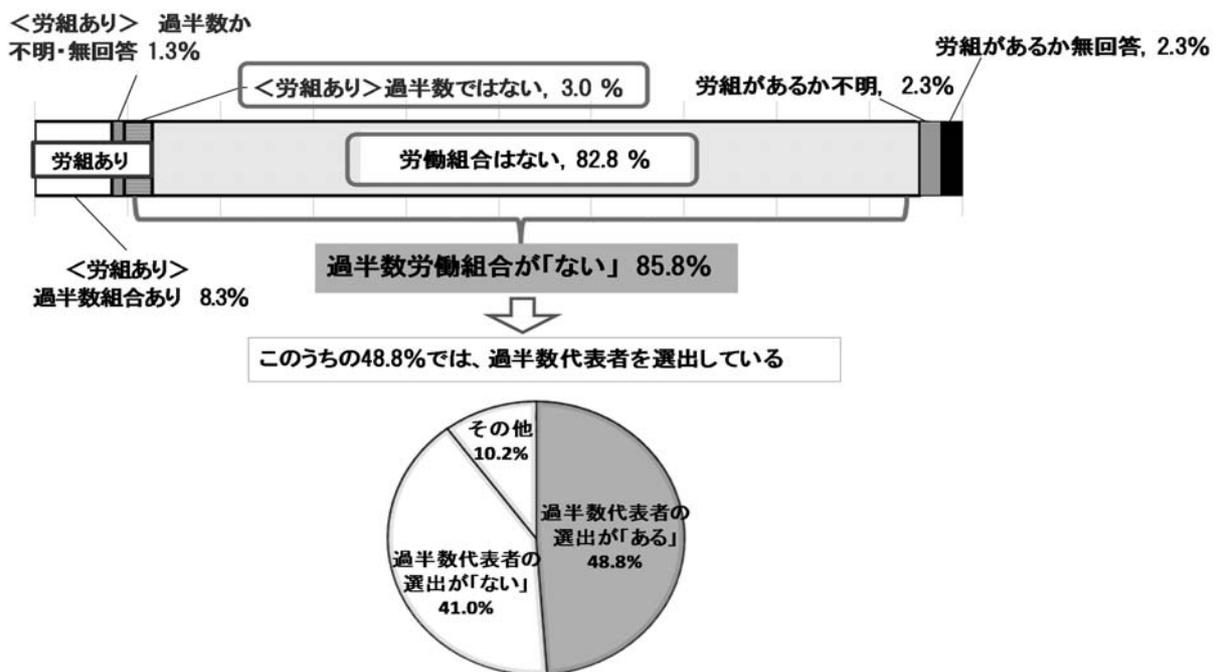
	産業分類							
	鉱業、採石業、砂利採取業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業
「過半数代表」がある								
過半数組合あり (n=534)	0.1%	3.7%	15.7%	0.9%	3.3%	15.2%	25.0%	13.1%
過半数代表者の選出あり (n=2,786)	0.1%	9.0%	10.6%	0.1%	2.0%	4.7%	28.1%	2.1%
「過半数代表」がない								
過半数代表者の選出なし (n=2,322)	0.0%	12.5%	9.7%	0.0%	1.1%	1.1%	26.1%	0.8%
不明								
(n=655)	0.0%	5.9%	4.6%	0.0%	0.7%	1.4%	28.7%	1.5%
無回答								
(n=160)	0.0%	15.1%	18.6%	0.1%	0.6%	3.2%	11.2%	1.8%

	産業分類							
	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)
「過半数代表」がある								
過半数組合あり (n=534)	1.3%	1.1%	2.9%	1.3%	1.8%	2.7%	5.3%	6.7%
過半数代表者の選出あり (n=2,786)	2.5%	2.8%	8.6%	6.4%	2.5%	11.4%	1.0%	8.2%
「過半数代表」がない								
過半数代表者の選出なし (n=2,322)	4.2%	5.0%	13.1%	4.4%	3.5%	12.9%	0.5%	5.0%
不明								
(n=655)	1.3%	2.9%	22.2%	8.4%	1.7%	15.2%	0.6%	4.9%
無回答								
(n=160)	2.3%	4.5%	21.2%	2.8%	3.2%	12.3%	0.5%	2.5%

(3) 過半数組合がない事業所

ここで、過半数組合がない事業所という視点でその割合を切り出してみる。直接、「過半数組合がない」という回答を用意していなかったため、次の2つの設問の回答の計を「過半数組合がない」とみなす。すなわち、(a)「事業場に労働組合はない」の回答(82.8%)と、(b)「労働組合が1つある」または「労働組合が2つ以上ある」の回答者への付問「そのうち過半数労働組合はあるか」において、「ない」と回答(3.0%)したものである。したがって、両者の計85.8%が「過半数組合がない」割合と言える。このうちの半数弱(48.8%)の事業所では過半数代表者を選出しており、約4割(41.0%)が過半数代表者の「選出がない」、約1割(10.2%)が「不明」または「無回答」となっている(図表2-6-18)。

図表 2-6-18 過半数組合がない事業所の割合 (n=6,458, %)



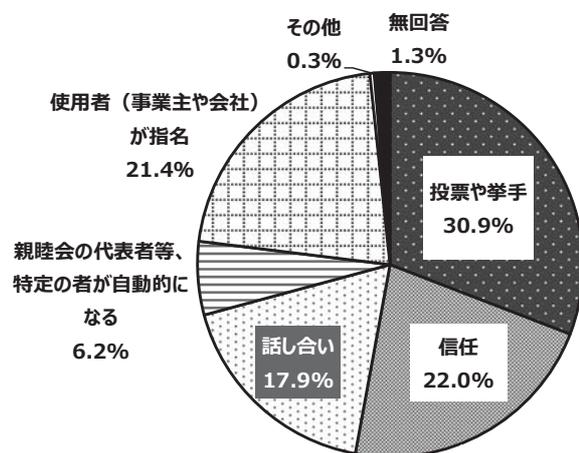
Ⅲ 過半数代表者の選出方法・職位等

1. 過半数代表者の選出方法

(1) 過半数代表者の選出方法

過半数代表者を選出したことがある事業所（n=2,786）に選出方法を尋ねたところ、「投票や挙手」30.9%、「信任」22.0%、「話し合い」17.9%、「親睦会の代表者等、特定の者が自動的になる」6.2%、「使用者（事業主や会社）が指名」21.4%、「その他」0.3%、「無回答」1.3%となった（図表 3-1-1）。

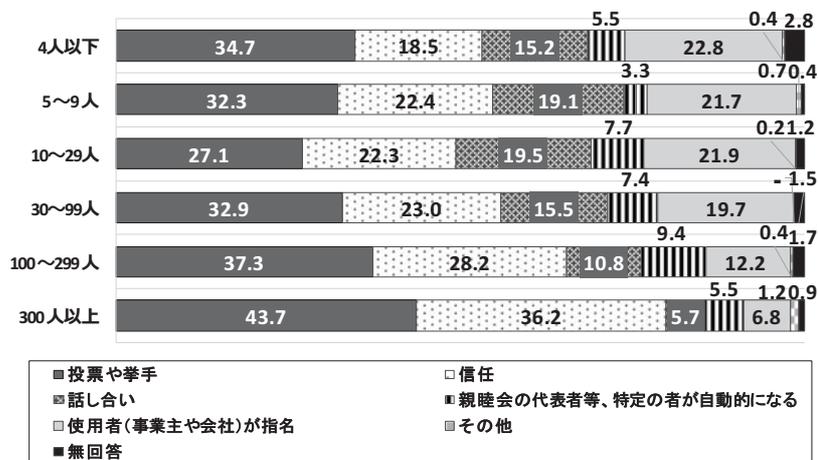
図表 3-1-1 過半数代表者の選出方法（n=2,786, %）



①事業所規模別

事業所規模別に過半数代表者の選出方法をみると、「投票や挙手」および「信任」の割合は、規模が大きくなるほど概ね高くなり、「話し合い」は規模が小さいほど概ね高い。また「使用者（事業主や会社）」が指名」は、99人以下で約2割を占め、「100～299人」で12.2%、「300人以上」で6.8%となっている。「親睦会の代表者等、特定の者が自動的になる」はいずれの規模でも1割未満である（図表 3-1-2）。

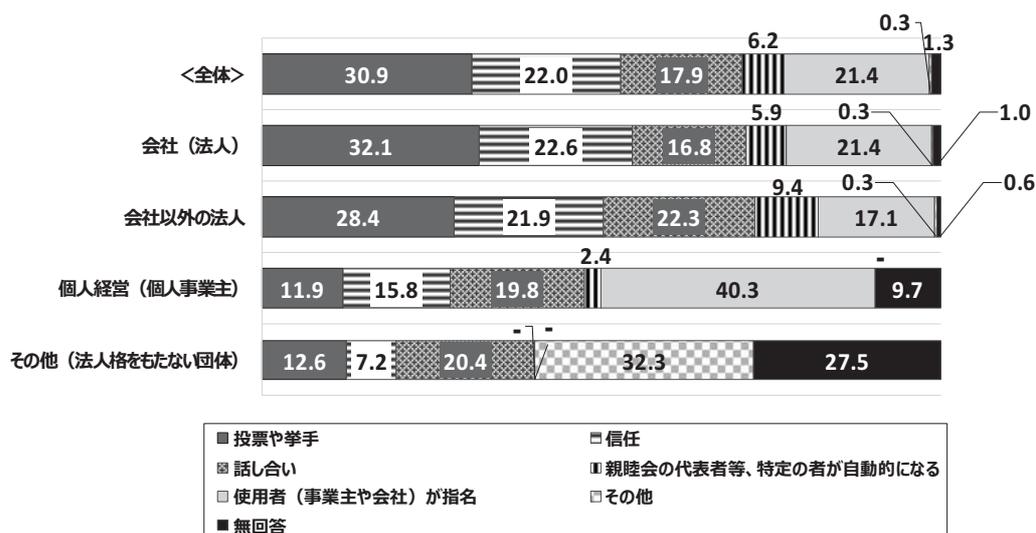
図表 3-1-2 過半数代表者の選出方法／事業所規模別 (n=2,786, %)



②企業の経営形態別

企業の経営形態別に過半数代表者の選出方法をみると、「会社（法人）」および「会社以外の法人」は全体の傾向と比べて大きな差はみられないが、「個人経営」では「投票や挙手」の割合が 11.9%と低く、「使用者（事業主や会社）が指名」の割合が 40.3%と高い。「その他（法人格をもたない団体）」についても「投票や挙手」が低く（12.6%）、「その他」と「無回答」が約 6 割を占めている（図表 3-1-3）。

図表 3-1-3 過半数代表者の選出方法／企業の経営形態別 (n=2,786, %)



注 1) 「全体」は「企業の経営形態」が「無回答」を含む。

注 2) 「会社以外の法人」は、協同組合、信用金庫、財団・社団法人、医療・学校・宗教法人等。

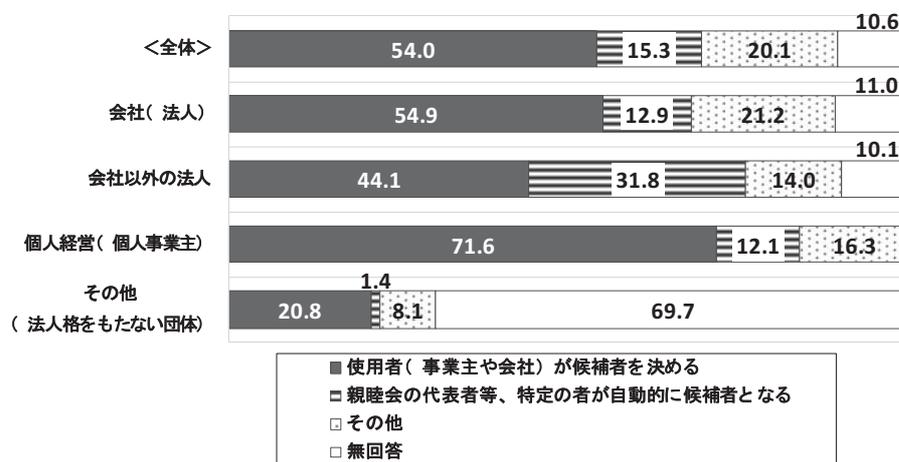
(2) 信任の候補者の定め方、信任の方法

① 信任の候補者の定め方

過半数代表者を「信任」により選出した事業所（n=614）に対し、信任の候補者をどのように定めたのか尋ねたところ、「使用者（事業主や会社）が決める」（54.0%）が最も高く、「その他」（20.1%）、「親睦会の代表者等、特定の者が自動的に候補者となる」（15.3%）、「無回答」（10.6%）の順だった。

企業の経営形態別にみると（図表 3-1-4）、いずれも「使用者（事業主や会社）が決める」の割合が最も高く、「個人経営」では約7割（71.6%）を占めている。

図表 3-1-4 信任の候補者の定め方／企業の経営形態別（n=614, %）

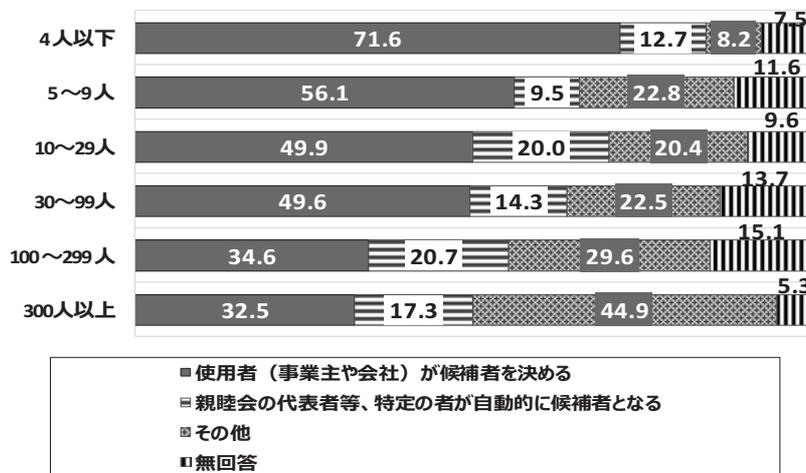


注1) 「全体」は「企業の経営形態」が「無回答」を含む。

注2) 「会社以外の法人」は、協同組合、信用金庫、財団・社団法人、医療・学校・宗教法人等。

事業所規模別に信任の候補者の定め方をみると（図表 3-1-5）、規模が小さくなるほど「使用者（事業主や会社）が決める」割合が高くなっている（「4人以下」71.6%、「5～9人」56.1%、「10～29人」49.9%、「30～99人」49.6%、「100～299人」34.6%、「300人以上」32.5%）。「親睦会の代表者等、特定の者が自動的に候補者となる」は、いずれの規模でも約1～2割と大きな差はみられない。「その他」については、「4人以下」（8.2%）が最も低く、「300人以上」（44.9%）が最も高い。「その他」の自由記述には、「前任者からの推薦」や「労働組合からの推薦」、「立候補」などが含まれていた。

図表 3-1-5 信任の候補者の定め方／事業所規模別 (n=614, %)

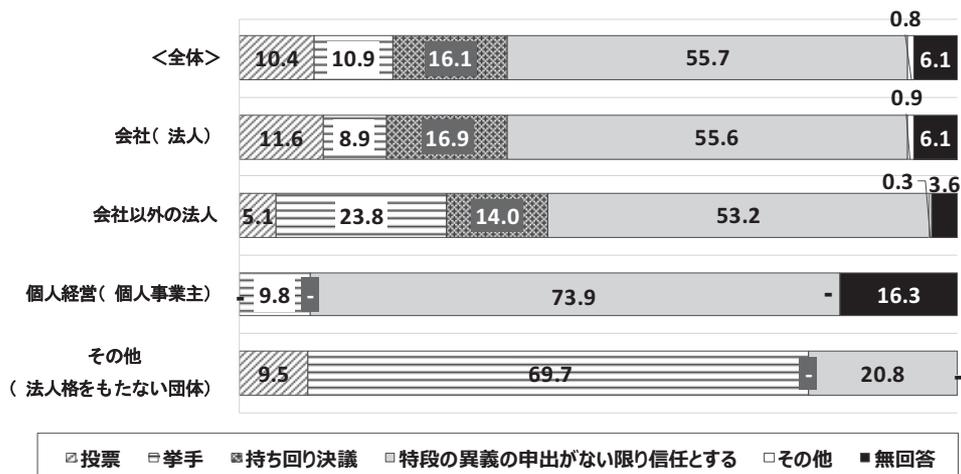


②信任の方法

信任の方法については、「特段の異議の申出がない限り信任とする」（55.7%）が最も多く、「持ち回り決議」（16.1%）、「挙手」（10.9%）、「投票」（10.4%）などの順となっている。

企業の経営形態別にみると、「特段の異議の申出がない限り信任とする」が最も高いのは「個人経営」の73.9%だった（図表 3-1-6）。

図表 3-1-6 信任の方法／企業の経営形態別 (n=614, %)

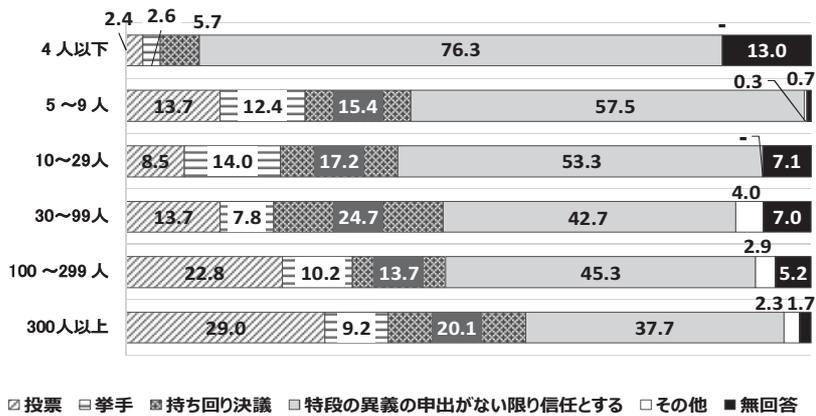


注1) 「全体」は「企業の経営形態」が「無回答」を含む。

注2) 「会社以外の法人」は、協同組合、信用金庫、財団・社団法人、医療・学校・宗教法人等。

事業所規模別に信任の方法をみると（図表 3-1-7）、規模が小さいほど「特段の異議の申出がない限り信任とする」の割合が概ね高く、規模が大きいほど「投票」の割合が概ね高い。「挙手」については「10～29人」、「5～9人」、「100～299人」で1割を超え、「持ち回り決議」は「30～99人」と「300人以上」で2割を超えている。

図表 3-1-7 信任の方法／事業所規模別（n=614, %）

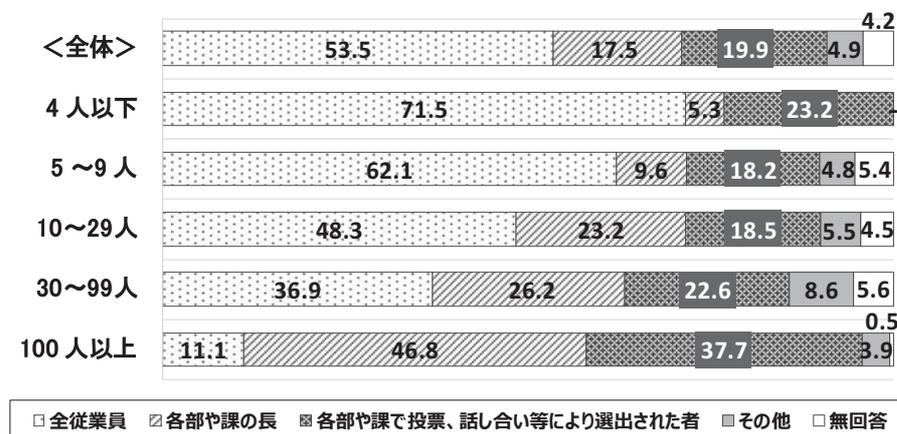


（3）「話し合い」を行った従業員の範囲

過半数代表者を「話し合い」により選出した事業所（n=498）に対し、どの範囲の従業員が話し合いを行ったのか尋ねたところ、「全従業員」（53.5%）が最も多く、「各部や課で投票、話し合い等により選出された者」（19.9%）、「各部や課の長」（17.5%）の順となった。

事業所規模別にみると、規模が小さいほど「全従業員」の割合が高く、規模が大きいほど「各部や課の長」および「各部や課で投票、話し合い等により選出された者」の割合が概ね高くなっている（図表 3-1-8）。

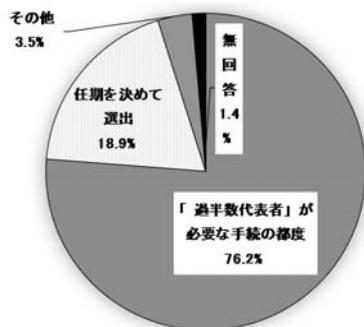
図表 3-1-8 「話し合い」を行った従業員の範囲／事業所規模別（n=498, %）



2. 選出の頻度

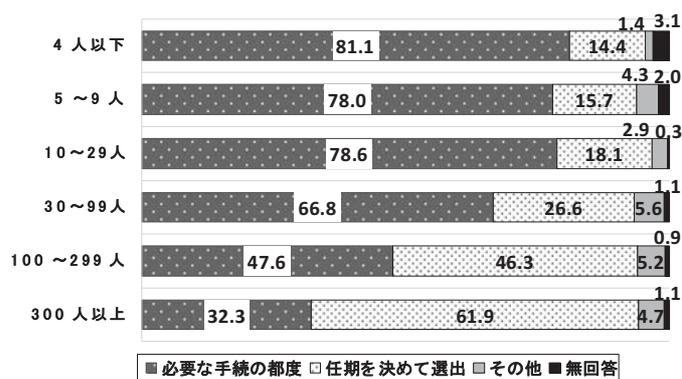
過半数代表者を選出したことが「ある」事業所（n=2,786）に、選出の頻度を尋ねたところ、「過半数代表者が必要な都度」が76.2%、「任期を決めて選出」が18.9%、「その他」3.5%、「無回答」1.4%であり、4分の3以上が「必要な都度」、過半数代表者を選出している（図表3-2-1）。

図表 3-2-1 過半数代表者の選出の頻度（n=2,786, %）



事業所規模別にみると、事業所規模が小さいほど「必要な都度」選出している割合が高く、29人以下の事業所では約8割を占める。一方、「任期を決めて」選出している割合は規模が大きいほど高く、「300人以上」事業所では約6割（61.9%）に上る（図表3-2-2）。

図表 3-2-2 過半数代表者の選出の頻度／事業所規模別（n=2,786, %）

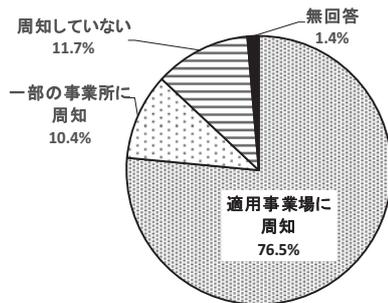


3. 選出開始の周知の範囲

過半数代表者を選出したことが「ある」事業所（n=2,786）に、どの範囲の従業員に選出開始を周知しているかを尋ねたところ、「労使協定等が適用される事業場（独立性のない事業所を一括している場合は、それらを含む）の従業員に周知している」（以下「適用事業場に周知」）と回答したのが76.5%、「労使協定等が適用される事業場のうち、一部の事業所（本社

や支社など)の従業員に周知している」(以下「一部の事業所に周知」)が10.4%、「周知していない」が11.7%、「無回答」1.4%だった(図表3-3-1)。

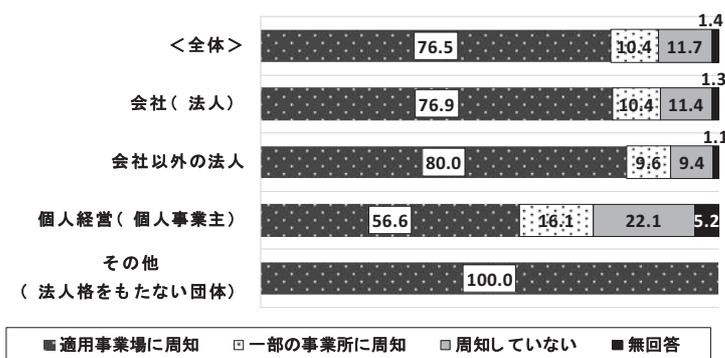
図表3-3-1 選出開始の周知の範囲 (n=2,786, %)



①企業の経営形態別

企業の経営形態別にみると(図表3-3-2)、「適用事業場に周知」の割合は、「会社」が76.9%、「会社以外の法人」が80.0%、「個人経営」が56.6%、「その他(法人格をもたない団体)」が100%となっている。次に、「一部の事業所に周知」と回答した割合は、「会社」10.4%、「会社以外の法人」9.6%、「個人経営」16.1%。一方、「周知していない」と回答したのは、「会社」11.4%、「会社以外の法人」9.4%、「個人経営」22.1%と、「個人経営」では2割強が「周知していない」と回答している。

図表3-3-2 選出開始の周知の範囲/企業の経営形態別 (n=2,786, %)



注1)「全体」は「企業の経営形態」が「無回答」を含む。

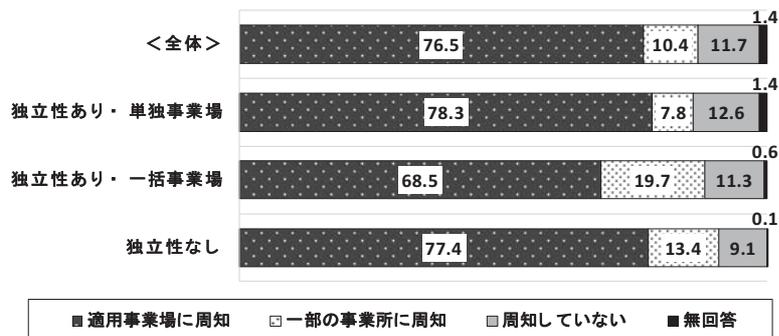
注2)「会社以外の法人」は、協同組合、信用金庫、財団・社団法人、医療・学校・宗教法人等。

②事業場の独立性の有無別

事業場の独立性の有無別にみると(図表3-3-3)、「適用事業場に周知」と回答した割合は、「独立性あり・単独で1事業場」(以下「単独事業場」)78.3%、「独立性あり・独立性のない事業場を一括して1事業場」(以下「一括事業場」)68.5%、「独立性なし・本社や支社等に一

括されている」（以下「独立性なし」）77.4%となっている。次に、「一部の事業所に周知」と回答した割合は、「単独事業場」が7.8%、「一括事業場」が19.7%、「独立性なし」が13.4%となっており、「一括事業場」の約2割が「一部の事業所に周知している」と回答している。一方、「周知していない」は、「単独事業場」12.6%、「一括事業場」11.3%、「独立性なし」9.1%で、いずれも1割前後である。

図表 3-3-3 選出開始の周知の範囲／事業場の独立性の有無別 (n=2,786, %)



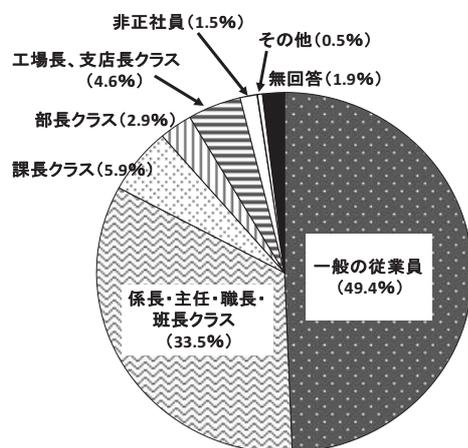
注)「全体」は「事業場の独立性」が「無回答」を含む。

4. 過半数代表者の属性

(1) 過半数代表者の職位

過半数代表者を選出したことが「ある」事業所 (n=2,786) に、過半数代表者の職位を尋ねたところ、「一般の従業員」が49.4%、「係長・主任・職長・班長クラス」が33.5%、「課長クラス」が5.9%、「部長クラス」が2.9%、「工場長、支店長など事業所の責任者またはこれに準ずる者 (以下『工場長、支店長クラス』)」が4.6%、「非正社員」が1.5%などとなり、8割強 (82.9%) が「一般の従業員」または「係長・主任・職長・班長クラス」と回答している (図表 3-4-1)。

図表 3-4-1 過半数代表者の職位 (n=2,786, %)



①事業所規模別

事業所規模別にみると、過半数代表者が「一般の従業員」と回答したのは、「4人以下」(58.4%)、「5～9人」(50.1%)の順に高く、それ以外は40%台後半にあり、顕著な規模間格差はみられない。一方、「係長・主任・職長・班長クラス」の割合は規模が大きいほど高く、「工場長、支店長クラス」の割合は規模が小さいほど高くなっている。なお、従業員規模を「29人以下」と「30人以上」に分けた場合、過半数代表者が「工場長、支店長クラス」の割合は、それぞれ5.4%、0.8%となる。(図表3-4-2)。

図表3-4-2 過半数代表者の職位／事業所規模別 (n=2,786, %)

		一般の従業員	係長・主任・職長・班長クラス	課長クラス	部長クラス	工場長支店長クラス	非正社員	その他	無回答
全体	100.0	49.3	33.5	5.9	2.9	4.6	1.5	0.5	1.9
4人以下	100.0	58.4	22.5	3.2	3.4	6.9	2.4	0.4	2.8
5～9人	100.0	50.1	31.0	4.7	3.9	6.0	1.4	0.5	2.5
10～29人	100.0	46.1	36.6	7.5	2.4	4.3	1.2	0.5	1.2
30～99人	100.0	46.5	40.3	7.2	2.1	0.9	1.4	0.1	1.6
100～299人	100.0	49.2	41.9	4.5	0.7	0.4	0.3	2.0	1.0
300人以上	100.0	46.4	43.9	3.8	0.9	-	0.1	3.1	1.9
29人以下	100.0	49.8	32.0	5.8	3.1	5.4	1.5	0.5	1.9
30人以上	100.0	46.9	40.6	6.7	1.9	0.8	1.2	0.5	1.5

②企業の経営形態別

企業の経営形態別にみると、「会社」および「会社以外の法人」では、8～9割が過半数代表者の職位を「一般の従業員」または「係長・主任・職長・班長クラス」と回答している。「個人経営」では「係長・主任・職長・班長クラス」が10.1%と低い反面、「工場長、支店長クラス」が13.0%と高くなっている(図表3-4-3)。

図表3-4-3 過半数代表者の職位／企業の経営形態別 (n=2,786, %)

		一般の従業員	係長・主任・職長・班長クラス	課長クラス	部長クラス	工場長支店長クラス	非正社員	その他	無回答
全体	100.0	49.3	33.5	5.9	2.9	4.6	1.5	0.5	1.9
会社(法人)	100.0	50.0	32.9	6.5	3.2	4.1	1.4	0.2	1.7
会社以外の法人	100.0	42.0	45.9	3.8	0.8	3.7	2.1	0.7	1.0
個人経営(個人事業主)	100.0	56.0	10.1	0.3	2.8	13.0	2.3	5.7	9.7
その他(法人格をもたない団体)	100.0	73.5	26.4	0.1	-	-	-	-	-

注1)「全体」は「企業の経営形態」が「無回答」を含む。

注2)「会社以外の法人」は、協同組合、信用金庫、財団・社団法人、医療・学校・宗教法人等。

(2) 過半数代表者の職位と選出方法

過半数代表者の職位別に選出方法をみると（図表 3-4-4）、「一般の従業員」および「非正社員」は「投票や挙手」で選出された者がそれぞれ 37.2%、34.1%と最も多く、「係長・主任・職長・班長クラス」は「信任」（29.9%）が最も多い。一方、「課長クラス」、「部長クラス」および「工場長、支店長クラス」は、「使用者が指名」がそれぞれ 29.7%、51.3%、33.1%と最も多く、「部長クラス」では半数強が使用者による指名で過半数代表者となっている。「親睦会の代表者等、特定の者が自動的になる」の割合が最も多いのは、「課長クラス」（11.4%）だった。

図表 3-4-4 過半数代表者の職位別の選出方法（n=2,786, %）

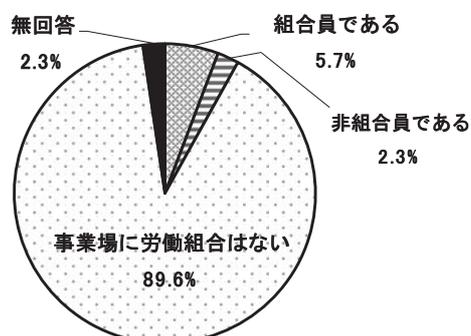
		投票や挙手	信任	話し合い	親睦会の代表者等、特定の者が自動的になる	使用者が指名	その他	無回答
全体	100.0	30.9	22.0	17.9	6.2	21.4	0.3	1.3
一般の従業員	100.0	37.2	18.6	19.0	5.2	19.2	0.5	0.2
係長・主任・職長・班長クラス	100.0	27.2	29.9	15.8	6.1	20.4	0.1	0.6
課長クラス	100.0	25.8	13.2	18.9	11.4	29.7	0.0	1.0
部長クラス	100.0	20.0	10.8	13.7	2.8	51.3	1.4	-
工場長、支店長クラス	100.0	12.4	20.2	26.1	8.2	33.1	-	-
非正社員	100.0	34.1	30.7	29.2	-	6.0	0.0	-

注）「全体」は「過半数代表者の職位」が「無回答」を含む。

(3) 過半数代表者の組合加入

過半数代表者が当該事業場の労働組合員か否かを尋ねたところ、「組合員である」と回答したのは 5.7%、「非組合員である」が 2.3%、「事業場に労働組合はない」が 89.6%、「無回答」2.3%だった。なお、この場合の労働組合とは、過半数に満たない労働組合である点に留意されたい（過半数労働組合がある事業所は、過半数代表者を選出する必要がないため）（図表 3-4-5）。

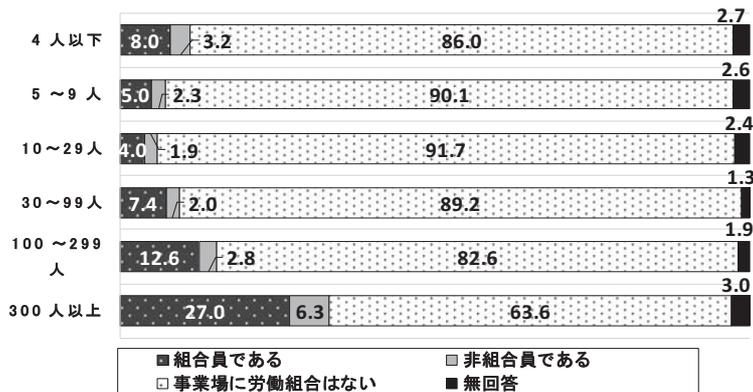
図表 3-4-5 過半数代表者の組合加入の有無（n=2,786, %）



①事業所規模別

事業所規模別にみると、過半数代表者が「組合員である」と回答した割合は「10～29人」(4.0%)で最も低くなっているが、それ以降、規模が大きくなるほど「組合員である」の割合は高くなり、「300人以上」では4分の1以上(27.0%)だった(図表3-4-6)。

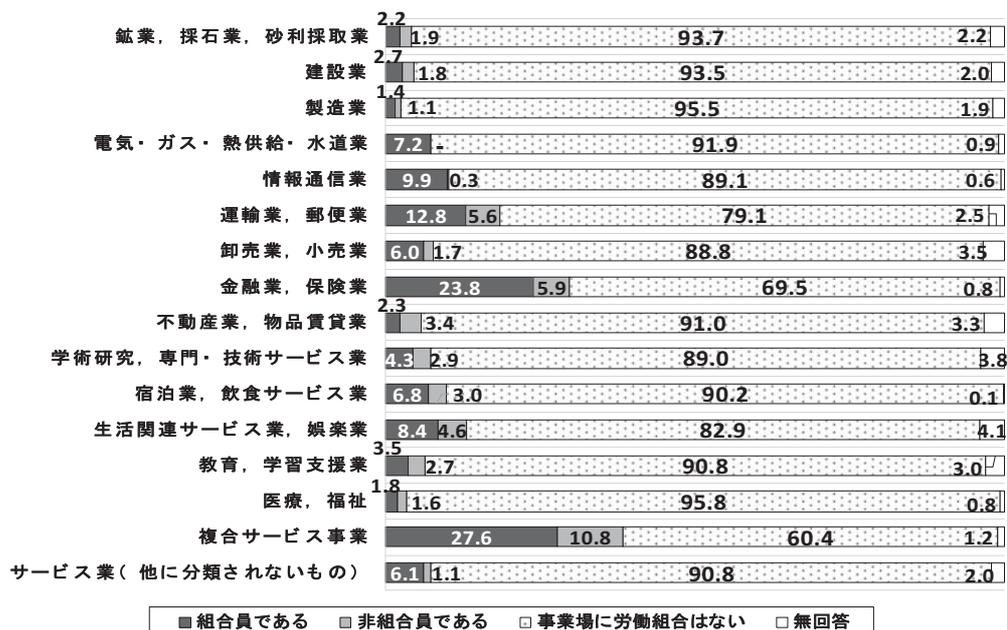
図表 3-4-6 過半数代表者の組合加入の有無／事業所規模別 (n=2,786, %)



②産業別

産業別にみると、過半数代表者が「組合員である」と回答した割合は、「複合サービス事業」(27.6%)、「金融業、保険業」(23.8%)、「運輸業、郵便業」(12.8%)の順に高くなっており、いずれも「労働組合がある」割合の高い産業である(図表3-4-7)。

図表 3-4-7 過半数代表者の組合加入の有無／産業別 (n=2,786, %)



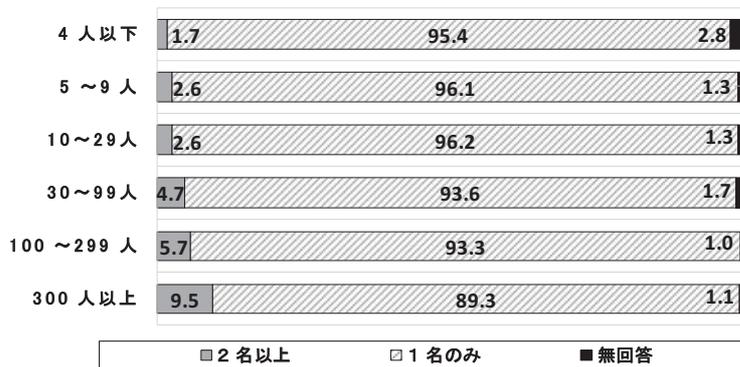
5. 複数の過半数代表者

(1) 複数代表者の選出の有無

過半数代表者を選出したことがある事業所（n=2,786）に対し、複数の過半数代表者（以下「複数代表者」）を選出したことがあるかを尋ねたところ、「ある」と答えたのは 2.9% だった。

複数代表者を選出しているのは、どのような事業所なのだろうか。事業所規模別にみると、規模が大きいほど複数の過半数代表者を選出している割合が多く、「300人以上」では約1割（9.5%）に相当する（図表 3-5-1）。

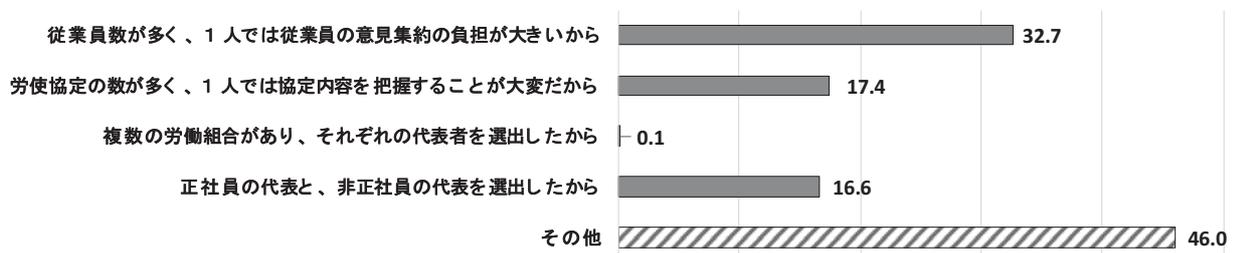
図表 3-5-1 過半数代表者の人数／事業所規模別（n=2,786, %）



(2) 複数代表者の選出理由

次に、なぜ複数代表者を選出したのか、その理由を尋ねたところ（複数回答）、「従業員数が多く、1人では従業員の意見集約の負担が大きいから」（32.7%）、「労使協定の数が多く、一人では協定内容を把握することが大変だから」（17.4%）、「正社員の代表と、非正社員の代表を選出したから」（16.6%）、「その他」（46.0%）などとなっている（図表 3-5-2）。

図表 3-5-2 複数代表者の選出理由（n=79, %） 複数回答



「その他」の具体的理由は図表 3-5-3 のとおり。勤務時間や勤務場所、業務内容などが異

なる部門ごとに代表者を選出しているケースや、組合員と非組合員、男性と女性というように、属性や身分の異なる従業員から代表者を選出しているケース、また規模の大きい事業所では、代表者の不在時に対応する副代表を選出しているケースなどもみられた。

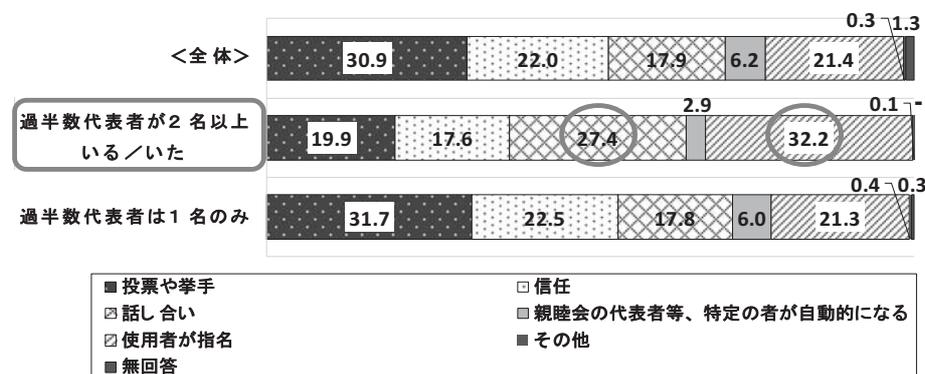
図表 3-5-3 複数代表者の選出理由（「その他」の自由記述から抜粋）

- ・「営業社員と事務社員の労働時間帯が違うため」（10～29 人／卸売業，小売業）
- ・「独立性のない事業場でも選出したから」（30～99 人／サービス業／※独立性のない事業所を一括して1事業場となっている）
- ・「教員代表とそれ以外の代表」（30～99 人／教育，学習支援業）
- ・「組合員と非組合員」（100～299 人／運送業，郵便業）
- ・「周知や意見集約の合理性から組織区分ごとに選出」（100～299 人／教育，学習支援業）
- ・「併設の施設の代表を1名」（300～999 人／医療，福祉）
- ・「正代表が不在時を考え、副代表も選出」（300～999 人／金融業，保険業）
- ・「任期途中の異動や退職に対応するため」（300～999 人／サービス業）
- ・「男性1名、女性1名」（300～999 人／サービス業）

（3）複数代表者の選出方法

それでは、どのように複数代表者を選出しているのだろうか。図表 3-5-4 をみると、「使用者（事業主や会社）が指名」（32.2%）が最も高く、「話し合い」（27.4%）、「投票や挙手」（19.9%）、「信任」（17.6%）などの順となっている。「過半数代表者は1名のみ」の選出方法と比較すると、「使用者の指名」と「話し合い」がそれぞれ10ポイント程度高く、「投票や挙手」、「信任」および「親睦会の代表者等、特定の者が自動的になる」が低くなっている。

図表 3-5-4 複数代表者の選出方法（n=2,786，%）



注）「全体」は「何名の過半数代表者を選出したか」が「無回答」を含む。

IV 「過半数代表」を利用した制度

1. 「過半数代表」を利用した制度

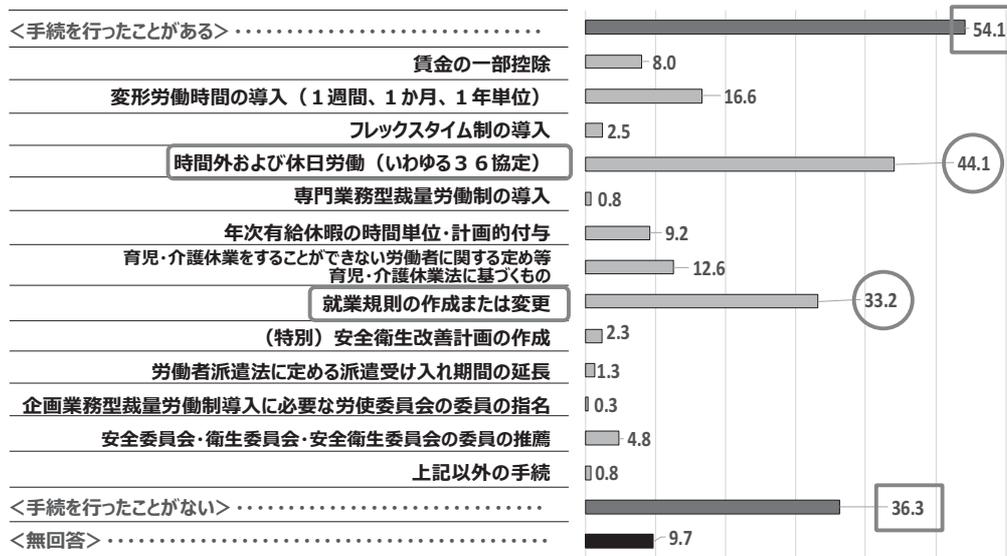
図表 4-1-1 に記載されている様々な制度の手続きにおいて、過去3年間に「過半数代表」（事業場における過半数労働組合または過半数代表者）と労使協定を締結したり、「過半数代表」から意見聴取等をしたことがあるか否かを尋ねたところ、半数強（54.1%）が「手続きを行ったことがある」と回答。「手続きを行っていない」は36.3%、「無回答」は9.7%だった。

「手続きを行ったことがある」と回答した具体的な手続き（複数回答）は、「時間外および休日労働（いわゆる36協定）」（44.1%）が最も高く、「就業規則の作成または変更（意見聴取）」（33.2%）、「変形労働時間の導入（労使協定）」（16.6%）、「育児・介護休業をすることができない労働者に関する定め等、育児・介護休業法に基づくもの（労使協定）」（12.6%）、「年次有給休暇の時間単位・計画的付与（労使協定）」（9.2%）などの順だった（図表 4-1-2）。

図表 4-1-1 過半数代表を利用した手続き（一覧）

<p><労使協定></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 賃金の一部控除 2 変形労働時間の導入（1週間、1か月、1年単位） 3 フレックスタイム制の導入 4 時間外および休日労働（いわゆる36協定） 5 専門業務型裁量労働制の導入 6 年次有給休暇の時間単位・計画的付与 7 育児・介護休業をすることができない労働者に関する定め等 育児・介護休業法に基づくもの <p><意見聴取></p> <ol style="list-style-type: none"> 8 就業規則の作成または変更 9 （特別）安全衛生改善計画の作成 10 労働者派遣法に定める派遣受け入れ期間の延長 <p><その他></p> <ol style="list-style-type: none"> 11 企画業務型裁量労働制導入に必要な労使委員会の委員の指名 12 安全委員会・衛生委員会・安全衛生委員会の委員の推薦 13 上記以外の手続
--

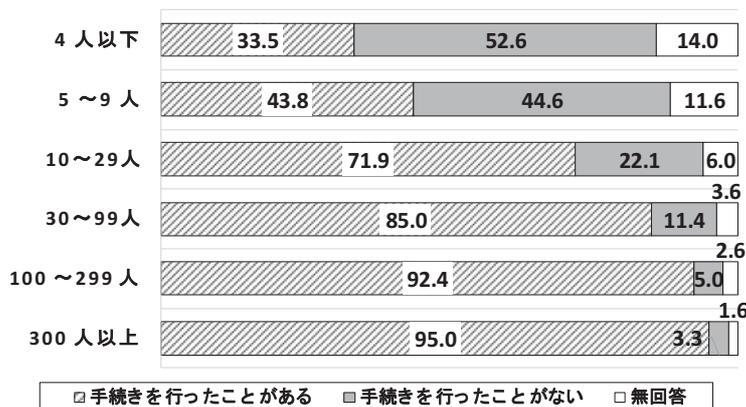
図表 4-1-2 「過半数代表」を利用した手続き (n=6,458, %) 複数回答



①事業所規模別

事業所規模別に「過半数代表」を利用した手続きの有無をみると、「手続きを行ったことがある」割合は、「4人以下」33.5%、「5～9人」43.8%、「10～29人」71.9%、「30～99人」85.0%、「100～299人」92.4%、「300人以上」95.0%と、規模が大きいほど「手続きを行ったことがある」割合が高くなる (図表 4-1-3)。

図表 4-1-3 「過半数代表」を利用した手続きの有無/事業所規模別 (n=6,458, %)



個別の手続きをみても、事業所の規模が大きいほど「手続きを行ったことがある」割合は概ね高い。例えば、「時間外および休日労働 (いわゆる36協定)」は、「4人以下」25.8%、「5～9人」33.3%、「10～29人」60.1%、「30～99人」74.4%、「100～299人」84.6%、「300

人以上」90.6%。「就業規則の作成または変更（意見聴取）」は、「4人以下」16.0%、「5～9人」24.7%、「10～29人」46.7%、「30～99人」61.7%、「100～299人」69.5%、「300人以上」78.1%。ちなみに、就業規則の作成義務のある「10人以上」で見ると51.6%だが、就業規則を届け出た後、変更が生じなければ毎年の手続きは不要である点に留意が必要である。

「フレックスタイム制の導入」、「専門業務型裁量労働制の導入」、「労働者派遣法に定める派遣受け入れ期間の延長」、「企画業務型裁量労働制導入に必要な労使委員会の委員の指名」については、「300人以上」で突出している（図表4-1-4）。

図表4-1-4 「過半数代表」を利用した手続き／事業所規模別（n=6,458,%）複数回答

	100.0	手続きを行ったことがある	労使協定							意見聴取			その他		左記以外の手続き	手続きを行ったことがない	無回答
			賃金の一部控除	（変形労働時間）の導入（1週間、1か月、1年単位）	フレックスタイム制の導入	（時間外および休日労働）の協定	専門業務型裁量労働制の導入	計画的付与	育休・介護休業をすることができない労働者に関する定め等	就業規則の作成または変更	（特別）安全衛生改善計画の作成	労働者派遣法に定める派遣受け入れ期間の延長	必要な労使委員会の委員の指名	企画業務型裁量労働制導入に必要の委員の指名			
全体	100.0	54.1	8.0	16.6	2.5	44.1	0.8	9.2	12.6	33.2	2.3	1.3	0.3	4.8	0.8	36.3	9.7
4人以下	100.0	33.5	3.7	9.1	2.1	25.8	0.2	5.4	7.1	16.0	2.0	0.4	0.4	1.7	1.0	52.6	14.0
5～9人	100.0	43.8	6.2	13.3	1.8	33.3	0.5	8.3	8.9	24.7	2.0	0.5	0.1	2.5	0.7	44.6	11.6
10～29人	100.0	71.9	9.9	23.1	2.3	60.1	1.1	10.7	15.5	46.7	1.7	1.8	0.3	3.6	0.6	22.1	6.0
30～99人	100.0	85.0	17.1	27.5	5.1	74.4	1.9	15.8	26.1	61.7	4.9	2.7	0.7	17.9	1.2	11.4	3.6
100～299人	100.0	92.4	22.8	24.9	7.9	84.6	3.7	22.0	35.3	69.5	7.9	8.8	1.7	33.7	1.8	5.0	2.6
300人以上	100.0	95.0	30.2	25.6	17.7	90.6	13.0	29.8	41.5	78.1	10.4	15.9	5.4	42.9	2.8	3.3	1.6
9人以下	100.0	39.1	5.0	11.3	1.9	29.9	0.4	7.0	8.1	20.7	2.0	0.5	0.2	2.2	0.8	48.3	12.7
29人以下	100.0	49.8	6.6	15.2	2.0	39.7	0.6	8.2	10.5	29.2	1.9	0.9	0.2	2.6	0.7	39.7	10.5
10人以上	100.0	76.1	12.4	24.2	3.4	64.9	1.5	12.6	19.2	51.6	2.8	2.5	0.5	8.7	0.8	18.6	5.2
30人以上	100.0	86.5	18.5	27.0	6.0	76.6	2.6	17.3	28.2	63.6	5.6	4.2	1.0	21.4	1.4	10.1	3.4

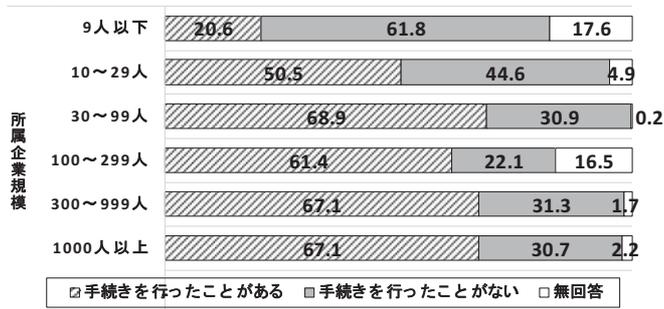
②事業所規模別×所属企業規模別

所属する企業の規模が大きいほど、「手続きを行ったことがある」割合は概ね高くなる。

例えば「4人以下」事業所の場合、所属企業規模が「9人以下」では「手続きを行ったことがある」のは20.6%に過ぎないが、「10～29人」では50.5%、「30～99人」では68.9%などと、規模が大きくなると「手続きを行ったことがある」割合は概ね高い（図表4-1-5）。

事業所規模ごとにそれぞれの所属企業規模別に「過半数代表」を利用した各種手続きを行った割合を示したものが図表4-1-6である。

図表 4-1-5 「過半数代表」を利用した手続きの有無／「4人以下」事業所×所属企業規模別(n=1,766,%)



注)「全体」は「所属企業規模」が「無回答」を含む。

図表 4-1-6 「過半数代表」を利用した手続き／事業所規模別×所属企業規模別(%) 複数回答

所属企業規模	全体	手続きを行ったことがある	労使協定							意見聴取			その他		左記以外の手続	手続きを行ったことがない	無回答	
			賃金の一部控除	(変形労働時間、1週間、1か月、1年単位)	フレックスタイム制の導入	(時間外および休日労働)	専門業務型裁量労働制の導入	年次有給休暇の時間単位・計画的付与	育児・介護休業法に関する定め等	就業規則の作成または変更	(特別)安全衛生改善計画の作成	労働者派遣法に定める派遣受け入れ期間の延長	必要な労務委員会委員の指名	安全委員会・衛生委員会・安全衛生委員会の委員の推薦				
全体	100.0	54.1	8.0	16.6	2.5	44.1	0.8	9.2	12.6	33.2	2.3	1.3	0.3	4.8	0.8	36.3	9.7	
「4人以下」事業所 (n=1,766)	全体	100.0	33.5	3.7	9.1	2.1	25.8	0.2	5.4	7.1	16.0	2.0	0.4	0.4	1.7	1.0	52.6	14.0
	1000人以上	100.0	67.1	17.4	5.6	6.0	55.8	1.5	23.7	23.0	32.5	11.8	4.0	2.3	16.1	4.7	30.7	2.2
	300～999人	100.0	67.1	3.5	16.4	-	52.4	-	6.6	23.2	39.4	5.2	0.4	-	12.2	-	31.3	1.7
	100～299人	100.0	61.4	7.9	6.4	1.3	60.5	-	11.7	10.7	33.9	-	-	-	-	-	22.1	16.5
	30～99人	100.0	68.9	3.0	11.4	4.0	54.4	-	17.4	25.0	49.6	4.9	1.3	-	2.2	0.8	30.9	0.2
	10～29人	100.0	50.5	1.3	20.9	-	41.4	-	1.3	7.2	13.6	-	1.2	-	-	-	44.6	4.9
	9人以下	100.0	20.6	2.7	7.5	2.1	13.9	0.1	2.5	2.5	8.2	1.1	-	0.4	0.2	1.0	61.8	17.6
「5～9人」事業所 (n=2,076)	全体	100.0	43.8	6.2	13.3	1.8	33.3	0.5	8.3	8.9	24.7	2.0	0.5	0.1	2.5	0.7	44.6	11.6
	1000人以上	100.0	81.3	18.2	13.5	5.3	78.9	2.1	27.0	28.0	54.4	1.4	2.5	-	9.7	0.3	15.8	2.9
	300～999人	100.0	71.1	11.3	10.4	2.1	63.2	1.6	8.1	33.6	50.5	2.1	0.7	0.7	6.8	5.8	14.4	14.5
	100～299人	100.0	85.5	12.6	21.1	1.0	66.3	0.2	9.0	16.8	47.0	3.5	2.2	-	4.4	-	10.1	4.4
	30～99人	100.0	64.7	7.2	28.2	0.3	42.0	1.1	3.4	13.5	38.3	5.7	-	-	0.7	-	29.6	5.7
	10～29人	100.0	41.1	5.8	16.3	-	30.1	-	3.1	0.1	21.0	3.5	0.5	-	3.5	-	46.2	12.8
	9人以下	1,280	27.5	2.9	10.5	1.8	18.4	0.2	6.9	2.5	13.2	1.3	0.1	-	0.9	0.4	59.1	13.4
「10～29人」事業所 (n=1,861)	全体	100.0	71.9	9.9	23.1	2.3	60.1	1.1	10.7	15.5	46.7	1.7	1.8	0.3	3.6	0.6	22.1	6.0
	1000人以上	100.0	83.0	21.4	19.2	6.3	75.5	2.5	18.2	23.8	61.3	3.6	5.4	1.7	9.8	-	14.4	2.5
	300～999人	100.0	81.7	16.7	23.6	1.1	71.3	0.1	7.8	22.3	53.5	0.8	3.2	-	3.9	0.6	11.5	6.7
	100～299人	100.0	84.9	15.7	31.6	4.5	78.0	0.7	11.2	30.5	60.0	4.6	3.1	-	3.5	-	14.2	0.9
	30～99人	100.0	83.0	6.4	35.1	1.1	68.8	1.3	13.4	15.2	57.1	1.8	0.9	-	4.7	1.1	8.8	8.2
	10～29人	100.0	59.6	3.5	19.0	0.9	45.1	0.9	7.9	7.1	33.9	0.6	0.1	-	1.0	0.8	32.8	7.6
「30～99人」事業所 (n=607)	全体	100.0	85.0	17.1	27.5	5.1	74.4	1.9	15.8	26.1	61.7	4.9	2.7	0.7	17.9	1.2	11.4	3.6
	1000人以上	100.0	88.2	32.8	28.6	11.3	84.6	2.6	19.8	33.8	67.5	5.2	4.9	2.3	30.8	2.3	8.3	3.5
	300～999人	100.0	94.2	23.0	39.3	3.0	80.3	2.5	16.5	38.6	69.9	3.6	3.8	-	23.0	1.1	2.6	3.2
	100～299人	100.0	88.3	8.7	24.4	1.2	79.1	3.1	20.3	30.0	70.0	2.7	2.1	0.3	15.0	-	8.6	3.1
	30～99人	100.0	78.4	8.7	24.5	3.5	63.9	0.7	11.3	15.7	52.4	6.0	1.1	0.1	9.5	1.0	17.6	4.1
「100～299人」事業所 (n=118)	全体	100.0	92.4	22.8	24.9	7.9	84.6	3.7	22.0	35.3	69.5	7.9	8.8	1.7	33.7	1.8	5.0	2.6
	1000人以上	100.0	92.0	35.1	22.3	10.8	85.0	5.6	33.3	34.0	65.7	8.0	9.9	2.7	45.0	2.5	4.6	3.4
	300～999人	100.0	96.1	13.4	28.9	6.3	88.8	2.3	18.8	37.6	76.0	9.2	14.6	0.4	32.0	1.5	3.6	0.4
	100～299人	100.0	90.8	16.0	25.0	5.8	82.3	2.7	12.9	35.5	69.6	7.3	4.8	1.5	23.8	1.2	6.2	3.0
「300～999人」事業所 (n=26)	全体	100.0	94.8	28.7	24.6	16.2	90.5	11.3	29.0	40.9	77.5	10.0	14.9	4.7	41.4	2.6	3.6	1.6
	1000人以上	100.0	95.6	31.4	23.3	20.4	92.1	14.6	34.5	39.0	76.0	9.6	14.7	6.0	43.0	2.7	2.6	1.7
	300～999人	100.0	93.6	23.8	27.2	8.1	87.9	5.0	17.9	44.7	80.7	10.7	15.4	2.2	38.6	2.4	5.1	1.3

注)「全体」は「所属企業規模」が「無回答」を含む。

③正社員規模別

正社員規模別に「過半数代表」を利用した手続きの有無をみると、例えば「300人以上」事業所において正社員規模が「29人以下」の場合、「手続きを行ったことがある」のは73.3%だが、正社員規模「30～99人」で84.5%、同「100～299人」で94.0%、同「300人以上」で97.4%と、規模が大きくなるほど「手続きを行ったことがある」割合が高くなる（図表4-1-7）。

他の事業所規模における正社員規模別の割合は図表4-1-8のとおり。いずれの事業所規模でも、正社員規模が大きくなると「手続きを行ったことがある」割合が概ね高いことがみてとれる。

図表4-1-7 「300人以上」事業所・正社員規模別／「過半数代表」を利用した手続きの有無(n=30, %)



注)「全体」は「正社員規模」が「無回答」を含む。

図表 4-1-8 「過半数代表」を利用した各手続き／事業所規模別×正社員規模別 (n=6,458,%) 複数回答

	全 体	手 続 き を 行 っ た こ と が あ る	労 使 協 定							意 見 聴 取			そ の 他		左 記 以 外 の 手 続	手 続 き を 行 っ た こ と が な い	無 回 答
			賃 金 の 一 部 控 除	変 形 労 働 時 間 の 導 入 (1 週 間、1 か 月、1 年 単 位)	フ レ ク ス タ イ ム 制 の 導 入	時 間 外 お よ び 休 日 労 働 (い わ ゆる 36 協 定)	専 門 業 務 型 裁 量 労 働 制 の 導 入	計 画 的 付 与 ・ 年 次 有 給 休 暇 の 時 間 単 位	育 児 ・ 介 護 休 業 法 に 関 す る こ と が あ る 等	育 児 ・ 介 護 休 業 を す る こ と が あ る 等	就 業 規 則 の 作 成 ま た は 変 更	(特 別) 安 全 衛 生 改 善 計 画 の 作 成	受 け 入 れ 期 間 の 延 長	受 け 入 れ 期 間 の 延 長			
全 体	100.0	54.1	8.0	16.6	2.5	44.1	0.8	9.2	12.6	33.2	2.3	1.3	0.3	4.8	0.8	36.3	9.7
「300人以上」事業所 (n=30)																	
全体	100.0	95.0	30.2	25.6	17.7	90.6	13.0	29.8	41.5	78.1	10.4	15.9	5.4	42.9	2.8	3.3	1.6
29人以下	100.0	73.3	19.1	16.9	-	62.1	-	-	37.4	65.5	-	7.0	-	7.0	-	26.7	-
30~99人	100.0	84.5	23.3	24.2	8.9	76.9	15.0	33.2	51.1	70.7	19.0	3.7	-	26.5	0.6	15.0	0.6
100~299人	100.0	94.0	27.3	24.4	9.5	89.9	9.0	25.7	35.0	77.0	7.7	9.2	1.5	40.3	3.5	2.5	3.5
300人以上	100.0	97.4	32.5	26.3	22.3	93.5	14.4	31.6	42.8	80.1	10.5	20.2	7.6	47.2	3.0	1.4	1.2
「100~299人」事業所 (n=118)																	
全体	100.0	92.4	22.8	24.9	7.9	84.6	3.7	22.0	35.3	69.5	7.9	8.8	1.7	33.7	1.8	5.0	2.6
4人以下	100.0	86.3	10.8	-	42.4	80.7	-	-	53.2	86.3	-	-	-	13.7	-	13.7	-
5~9人	100.0	84.1	11.4	14.7	-	70.8	-	7.2	31.0	49.7	-	1.5	-	18.6	2.3	12.2	3.7
10~29人	100.0	86.9	20.8	27.8	2.6	79.2	-	23.6	31.3	47.2	7.4	0.6	-	13.9	-	10.2	2.9
30~99人	100.0	91.4	21.8	27.6	4.7	82.9	4.2	23.7	31.9	67.1	9.3	5.5	0.6	33.1	1.8	4.8	3.8
100~299人	100.0	94.4	24.4	23.3	10.9	87.2	4.2	21.5	38.2	75.5	7.4	12.8	2.9	38.2	2.1	3.9	1.7
「30~99人」事業所 (n=607)																	
全体	100.0	85.0	17.1	27.5	5.1	74.4	1.9	15.8	26.1	61.7	4.9	2.7	0.7	17.9	1.2	11.4	3.6
4人以下	100.0	70.9	17.2	12.1	6.1	68.2	-	3.1	12.8	38.8	2.2	2.2	-	21.0	3.7	22.5	6.6
5~9人	100.0	68.1	10.1	29.7	8.9	50.9	-	6.9	26.4	46.9	2.7	-	-	7.0	-	29.2	2.7
10~29人	100.0	82.0	18.0	30.4	5.7	71.8	0.7	15.9	27.5	59.6	5.6	2.0	-	12.8	1.6	13.5	4.5
30~99人	100.0	90.0	17.0	28.3	4.3	78.8	2.8	18.5	27.0	67.3	5.2	3.3	1.2	21.0	0.8	7.1	2.9
「10~29人」事業所 (n=1,861)																	
全体	100.0	71.9	9.9	23.1	2.3	60.1	1.1	10.7	15.5	46.7	1.7	1.8	0.3	3.6	0.6	22.1	6.0
4人以下	100.0	64.5	11.6	13.6	0.6	51.4	0.6	6.6	5.7	42.9	2.0	0.2	-	1.2	-	28.0	7.6
5~9人	100.0	63.3	8.4	19.2	1.4	49.7	0.5	9.0	13.3	41.6	0.8	2.6	0.3	2.0	0.7	27.7	9.0
10~29人	100.0	77.6	9.8	28.1	3.2	66.7	1.5	12.8	20.2	50.1	2.0	2.2	0.4	5.1	0.8	18.0	4.4
「9人以下」事業所 (n=3,842)																	
全体	100.0	39.1	5.0	11.3	1.9	29.9	0.4	7.0	8.1	20.7	2.0	0.5	0.2	2.2	0.8	48.3	12.7
4人以下	100.0	35.6	4.6	9.9	1.9	27.6	0.3	6.0	7.9	18.0	1.9	0.4	0.2	2.1	0.9	51.3	13.0
5~9人	100.0	49.9	6.1	15.8	2.1	37.0	0.5	9.6	8.7	28.9	2.2	0.8	0.2	2.3	0.5	39.6	10.5
「29人以下」事業所 (n=5,703)																	
全体	100.0	49.8	6.6	15.2	2.0	39.7	0.6	8.2	10.5	29.2	1.9	0.9	0.2	2.6	0.7	39.7	10.5
4人以下	100.0	39.3	5.5	10.4	1.8	30.7	0.3	6.1	7.6	21.2	2.0	0.3	0.2	2.0	0.8	48.3	12.3
5~9人	100.0	53.6	6.8	16.7	1.9	40.5	0.5	9.5	10.0	32.3	1.8	1.3	0.2	2.2	0.5	36.4	10.1
10~29人	100.0	77.6	9.8	28.1	3.2	66.7	1.5	12.8	20.2	50.1	2.0	2.2	0.4	5.1	0.8	18.0	4.4

注)「全体」は「正社員規模」が「無回答」を含む。

④所属企業規模別

所属企業規模別に「手続きを行ったことがある」割合をみると、「4人以下」19.5%、「5~9人」27.8%、「10~29人」56.7%、「30~99人」75.4%、「100~299人」82.0%など、規模が大きくなると割合が概ね高くなっている。各手続きについても、規模が大きくなると概ね高くなる傾向にあり、「賃金の一部控除」、「フレックスタイム制の導入」、「専門業務型裁量労働制の導入」、「年次有給休暇の時間単位・計画的付与」、「労働者派遣法に定める派遣受け入れ期間の延長」、「企画業務型裁量労働制導入に必要な労使委員会の委員の指名」などは「1,000人以上」で突出している。一方、「変形労働時間の導入」については「30~99人」(26.3%)が最も高くなっている(図表 4-1-9)。

図表 4-1-9 「過半数代表」を利用した各手続／所属企業規模 (n=6, 458, %) 複数回答

	手続を行ったことがある	労 使 協 定								意見聴取			その他			左記以外の手続	手続を行っていない	無回答
		賃金の一部控除	変形労働時間(1週間、1か月、1年単位)	フレックスタイム制の導入	時間外および休日労働(いわゆる36協定)	専門業務型裁量労働制の導入	年次有給休暇の時間単位・計画的付与	育児・介護休業法に関する定め等	就業規則の作成または変更	(特別)安全衛生改善計画の作成	労働者派遣法に定める派遣受け入れ期間の延長	必要な労使委員会の委員の指名	企画業務型裁量労働制導入	安全委員会・衛生委員会・安全衛生委員会の委員の推薦				
全体	100.0	54.1	8.0	16.6	2.5	44.1	0.8	9.2	12.6	33.2	2.3	1.3	0.3	4.8	0.8	36.3	9.7	
4人以下	100.0	19.5	3.0	6.8	1.8	12.5	0.1	2.7	2.2	8.4	1.2	-	0.4	0.3	1.1	62.7	17.9	
5～9人	100.0	27.8	2.7	10.8	2.0	19.1	0.2	6.3	2.8	12.7	1.2	0.1	-	0.8	0.4	58.6	13.5	
10～29人	100.0	56.7	3.5	19.0	0.7	43.2	0.7	6.7	6.4	30.2	0.8	0.2	-	1.2	0.7	35.5	7.8	
30～99人	100.0	75.4	6.8	26.3	2.2	59.4	0.8	11.3	16.6	50.5	4.5	0.9	-	5.1	0.8	19.5	5.0	
100～299人	100.0	82.0	12.5	23.0	2.6	72.3	0.9	12.2	23.7	54.2	3.4	2.3	0.1	6.3	0.1	13.0	5.0	
300～999人	100.0	79.1	14.0	21.4	1.8	68.4	1.0	9.6	28.8	54.2	2.8	2.9	0.2	10.5	2.0	13.8	7.1	
1000人以上	100.0	82.8	23.7	18.7	7.7	77.0	2.9	22.3	27.7	58.6	4.8	5.1	1.7	17.7	1.3	14.4	2.8	
9人以下	100.0	24.1	2.8	9.0	1.9	16.2	0.2	4.7	2.5	10.8	1.2	0.1	0.2	0.6	0.7	60.4	15.4	
29人以下	100.0	34.2	3.0	12.1	1.5	24.5	0.3	5.3	3.7	16.8	1.1	0.1	0.1	0.8	0.7	52.7	13.1	
10人以上	100.0	73.3	11.3	21.4	2.9	61.9	1.3	12.1	19.0	47.6	3.1	2.1	0.4	7.5	0.9	21.1	5.7	
30人以上	100.0	79.9	14.4	22.4	3.8	69.3	1.5	14.3	24.0	54.5	4.0	2.8	0.6	10.1	1.0	15.3	4.8	

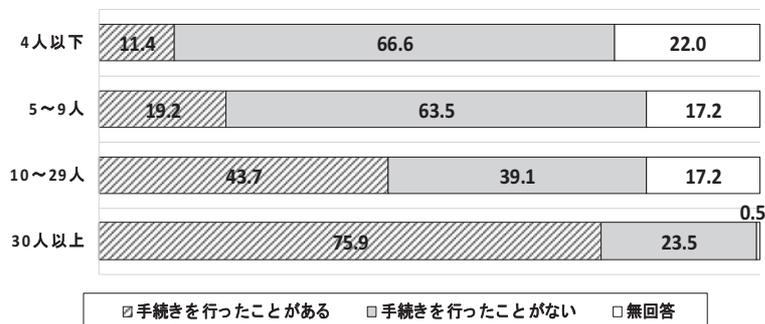
注)「全体」は「所属企業規模」が「無回答」を含む。

⑤企業の経営形態別

企業の経営形態別に「手続を行ったことがある」割合をみると、「会社」60.2%、「会社以外の法人」65.4%、「個人経営」18.2%、「その他(法人格をもたない団体)」21.6%となり、「個人経営」と「その他」で突出して低い。

さらに「個人経営」について、事業所規模別に「手続を行ったことがある」割合をみると(図表4-1-10)、「4人以下」では11.4%と低いが、「5～9人」19.2%、「10～29人」43.7%、「30人以上」75.9%と、規模が大きいくほど高くなっている。

図表 4-1-10 「過半数代表」を利用した手続の有無／個人経営×事業所規模別 (n=927, %)

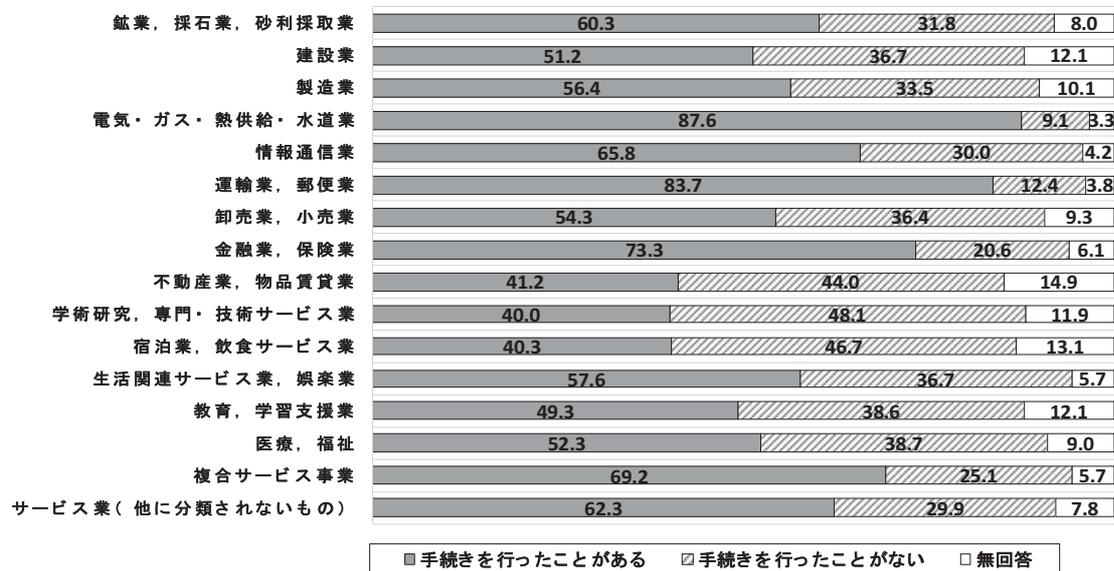


⑥産業別

産業別に「手続きを行ったことがある」割合をみると（図表 4-1-11）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（87.6%）、「運輸業，郵便業」（83.7%）、「金融業，保険業」（73.3%）、「複合サービス事業」（69.2%）の順で高く、「学術研究，専門・技術サービス業」（40.0%）、「宿泊業，飲食サービス業」（40.3%）、「不動産業，物品賃貸業」（41.2%）など順で低くなっている。

下図（図表 4-1-11）と、産業別の「過半数代表」がある割合（図表 2-6-7，47 頁）を比較すると、全体的な傾向が非常に近似している。

図表 4-1-11 「過半数代表」を利用した手続きの有無／産業別（n=6,458，%）



さらに各産業を事業所規模「29 人以下」と「30 人以上」に分けてみたものが図表 4-1-12 である。これによると、「29 人以下」で「手続きを行ったことがある」割合は全産業で 49.8% である。最も高いのは「電気・ガス・熱供給・水道業」（83.8%）、次いで「運輸業，郵便業」（80.8%）、「金融業，保険業」（70.2%）などの順。割合が低いのは「学術研究，専門・技術サービス業」（35.7%）、「宿泊業，飲食サービス業」（37.1%）、「不動産業，物品賃貸業」（38.7%）などの順である。

「30 人以上」で「手続きを行ったことがある」割合は 86.5% と高く、「宿泊，飲食サービス業」（74.8%）を除く産業では 8 割を超えている。

「29 人以下」と「30 人以上」の「手続きを行ったことがある」割合を比較すると、「学術研究，専門・技術サービス業」がそれぞれ 35.7% と 90.2%、「不動産業，物品賃貸業」が 38.7% と 86.3%、「宿泊業，飲食サービス業」が 37.1% と 74.8%、「医療，福祉」が 45.7% と 89.9% などと、大きな乖離がみられる。

一方、乖離が相対的に小さいのは、「電気・ガス・熱供給・水道業」（83.8%、94.5%）、「運輸業，郵便業」（80.8%、91.6%）、「金融業，保険業」（70.2%、88.9%）、「複合サービス事業」（67.5%、90.8%）などである。

図表 4-1-12 「過半数代表」を利用した手続きの有無／産業別×事業所規模別（2区分）

	全 体 (n=6,458) %			29人以下 (n=5,703) %			30人以上 (n=755) %		
	手続きあり	手続きなし	無回答	手続きあり	手続きなし	無回答	手続きあり	手続きなし	無回答
全 体	54.1	36.3	9.7	49.8	39.7	10.5	86.5	10.1	3.4
鉱業，採石業，砂利採取業	60.3	31.8	8.0	57.9	33.7	8.4	91.6	6.3	2.1
建設業	51.2	36.7	12.1	48.6	38.6	12.8	93.5	5.6	0.9
製造業	56.4	33.5	10.1	48.8	39.4	11.9	86.9	10.2	2.9
電気・ガス・熱供給・水道業	87.6	9.1	3.3	83.8	12.3	3.9	94.5	3.3	2.2
情報通信業	65.8	30.0	4.2	60.8	35.7	3.5	83.9	9.6	6.5
運輸業，郵便業	83.7	12.4	3.8	80.8	15.2	4.0	91.6	5.0	3.4
卸売業，小売業	54.3	36.4	9.3	51.6	38.4	10.0	85.2	13.7	1.1
金融業，保険業	73.3	20.6	6.1	70.2	22.5	7.3	88.9	10.9	0.1
不動産業，物品賃貸業	41.2	44.0	14.9	38.7	46.0	15.3	86.3	7.1	6.6
学術研究，専門・技術サービス業	40.0	48.1	11.9	35.7	51.4	12.9	90.2	9.8	0.0
宿泊業，飲食サービス業	40.3	46.7	13.1	37.1	49.6	13.3	74.8	15.3	9.9
生活関連サービス業，娯楽業	57.6	36.7	5.7	55.4	38.8	5.9	82.5	13.4	4.1
教育，学習支援業	49.3	38.6	12.1	44.7	41.9	13.4	82.2	15.0	2.8
医療，福祉	52.3	38.7	9.0	45.7	44.6	9.8	89.9	5.6	4.6
複合サービス事業（郵便局，協同組合など）	69.2	25.1	5.7	67.5	26.6	5.9	90.8	5.8	3.4
サービス業（他に分類されないもの）	62.3	29.9	7.8	57.9	33.4	8.7	86.4	10.6	2.9

次に、各手続きごとに産業別の「手続きを行ったことがある」割合をみていく（図表 4-1-13）。

(a) 時間外および休日労働（36協定）

「電気・ガス・熱供給・水道業」（84.5%）、「運輸業，郵便業」（77.6%）、「金融業，保険業」（66.0%）、「複合サービス事業」（63.8%）の順で高い。一方、割合が低いのは、「不動産業，物品賃貸業」（28.1%）、「学術研究，専門・技術サービス業」（31.2%）、「宿泊業，飲食サービス業」（32.8%）の順である。

(b) 就業規則の作成または変更

「運輸業，郵便業」（50.4%）、「金融業，保険業」（49.0%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（47.4%）、「複合サービス事業」（47.3%）の順で高い。一方、割合が低いのは、「学術研究，専門・技術サービス業」（21.7%）、「建設業」（23.5%）、「宿泊業，飲食サービス業」（25.2%）の順である。

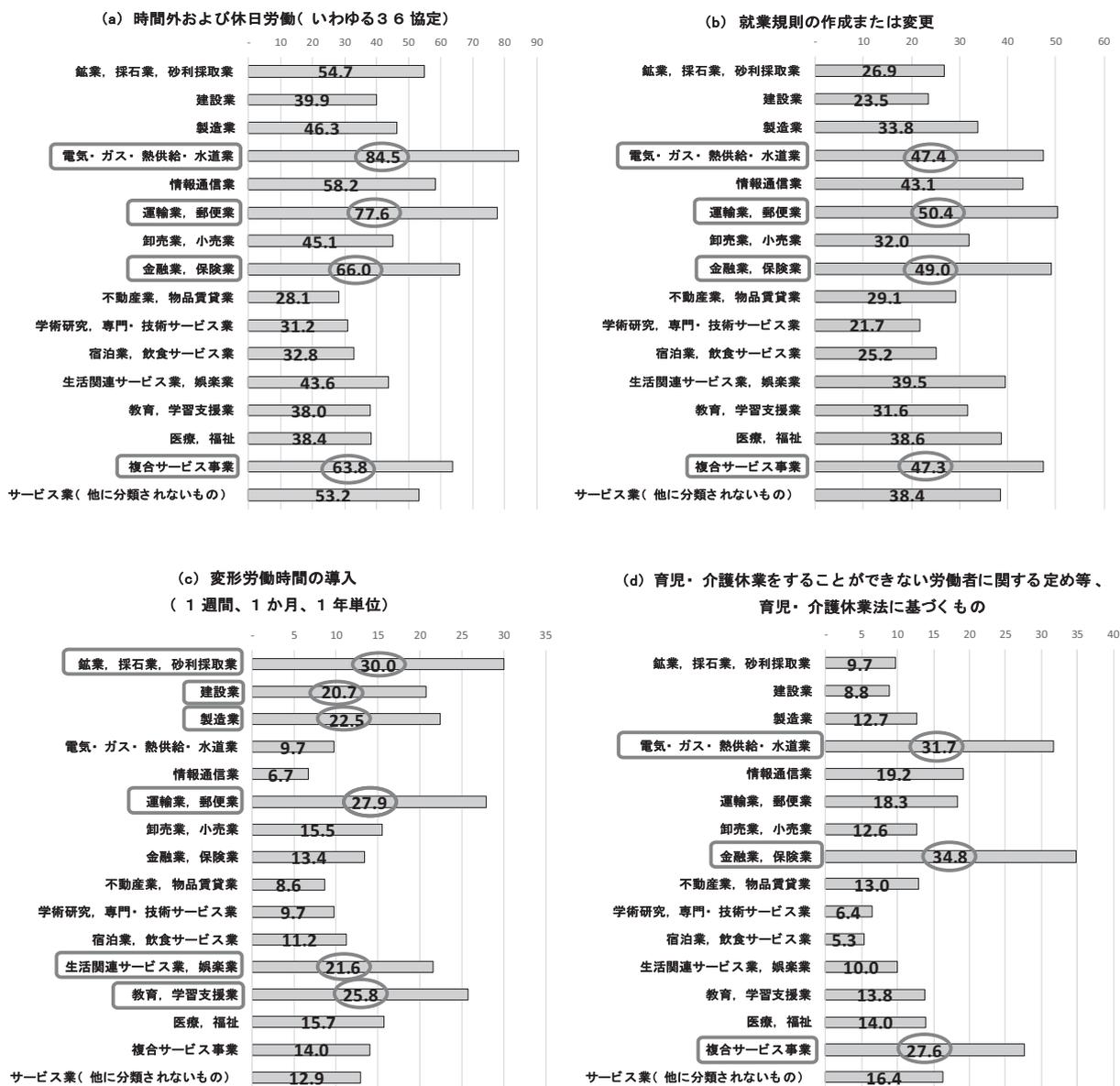
(c) 変形労働時間の導入

「鉱業，採石業，砂利採取業」（30.0%）が最も高く、「運輸業，郵便業」（27.9%）、「教育，学習支援業」（25.8%）、「製造業」（22.5%）、「生活関連サービス業，娯楽業」（21.6%）、「建設業」（20.7%）の順で高くなっている。

(d) 育児・介護休業をすることができない労働者に関する定め等、育児・介護休業法に基づくもの（労使協定）

「金融業、保険業」（34.8%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（31.7%）、「複合サービス事業」（27.6%）、「情報通信業」（19.2%）、「運輸業、郵便業」（18.3%）などの順で高い。一方、割合が低いのは、「宿泊業、飲食サービス業」（5.3%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（6.4%）、「建設業」（8.8%）、「鉱業、採石業、砂利採取業」（9.7%）の順である。

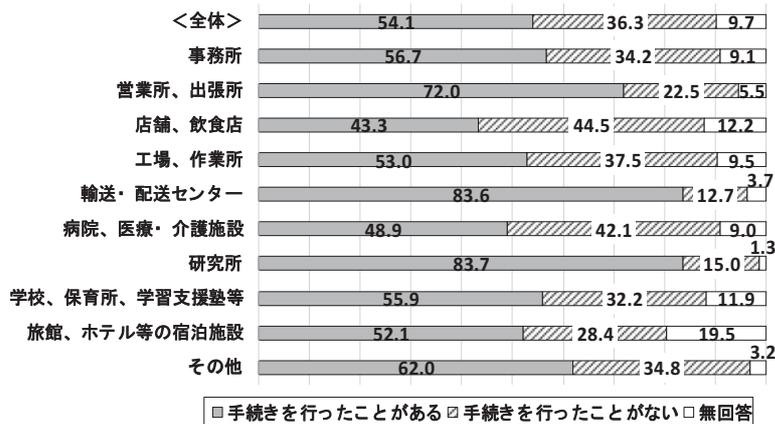
図表 4-1-13 「過半数代表」を利用した各手続き（「手続きを行ったことがある」割合）
／産業別（n=6,458, %）



⑦事業所形態別

事業所形態別に「手続きを行ったことがある」割合をみると、「研究所」（83.7％）と「輸送・配送センター」（83.6％）が8割以上と高く、「店舗、飲食店」（43.3％）、「病院、医療・介護施設」（48.9％）は5割を下回っている（図表 4-1-14）。

図表 4-1-14 「過半数代表」を利用した各手続きの割合／事業所形態（n=6,458，％）



注1)「全体」は「事業所形態」が「無回答」を含む。

注2)「工場、作業所」は鉄道の駅や発電所、倉庫を含む。

さらに各事業所形態を事業所規模「29人以下」と「30人以上」で分けてみたものが図表 4-1-15 である。これによると、「29人以下」で「手続きを行ったことがある」割合が最も高いのは「輸送・配送センター」（87.2％）で、次いで「研究所」（72.8％）、「営業所、出張所」（69.9％）などの順。割合が低いのは「店舗・飲食店」（40.7％）、「病院、医療・介護施設」（41.8％）の順である。

「30人以上」はいずれの形態でも7割を超えている。最も高いのは「研究所」（95.2％）で、最も低いのは「輸送・配送センター」（73.2％）だった。

「29人以下」と「30人以上」の「手続きを行ったことがある」割合をみると、「病院、医療・介護施設」（41.8％、89.3％）や「店舗、飲食店」（40.7％、80.3％）などで乖離が相対的に大きくなっている。「輸送・配送センター」のみ、「29人以下」（87.2％）のほうが「30人以上」（73.2％）よりも「手続きを行ったことがある」割合が高くなっている。

図表 4-1-15 「過半数代表」を利用した手続きの有無／事業所形態別×事業所規模別（2区分）

	全 体 (n=6,458) %			29人以下 (n=5,703) %			30人以上 (n=755) %		
	手続きあり	手続きなし	無回答	手続きあり	手続きなし	無回答	手続きあり	手続きなし	無回答
全 体	54.1	36.3	9.7	49.8	39.7	10.5	86.5	10.1	3.4
事務所	56.7	34.2	9.1	52.4	37.6	9.9	89.1	8.1	2.8
営業所、出張所	72.0	22.5	5.5	69.9	24.3	5.8	90.1	7.0	2.9
店舗、飲食店	43.3	44.5	12.2	40.7	46.5	12.7	80.3	15.2	4.5
工場、作業所	53.0	37.5	9.5	46.8	42.4	10.8	85.7	11.6	2.7
輸送・配送センター	83.6	12.7	3.7	87.2	7.9	4.9	73.3	26.4	0.4
病院、医療・介護施設	48.9	42.1	9.0	41.8	48.2	10.0	89.3	7.1	3.6
研究所	83.7	15.0	1.3	72.8	27.2	0.0	95.2	2.2	2.6
学校、保育所、学習支援塾等	55.9	32.2	11.9	49.5	37.4	13.1	86.0	7.3	6.6
旅館、ホテル等の宿泊施設	52.1	28.4	19.5	44.9	32.1	23.0	75.0	16.7	8.3
その他	62.0	34.8	3.2	58.7	37.9	3.4	85.7	12.6	1.7

注1)「全体」は「事業所形態」が「無回答」を含む。

注2)「工場、作業所」は鉄道の駅や発電所、倉庫を含む。

次に、各手続きごとに事業所形態別の「手続きを行ったことがある」割合をみていく（図表 4-1-16）。

(a) 時間外および休日労働（36協定）

「手続きを行ったことがある」割合が高い上位2つは、「研究所」（79.0%）、「輸送・配送センター」（75.5%）で、下位2つは「病院、医療・介護施設」（32.3%）、「店舗、飲食店」（35.8%）だった。

(b) 就業規則の作成または変更

就業規則の作成または変更についても「研究所」（54.6%）と「輸送・配送センター」（52.0%）が上位を占めたが、下位2つは「旅館、ホテル等の宿泊施設」（23.2%）と「店舗、飲食店」（23.9%）である。

(c) 変形労働時間の導入

変形労働時間の導入について「手続きを行ったことがある」割合が高いのは、「輸送・配送センター」（29.6%）、「学校、保育所、学習支援塾等」（29.4%）、「旅館、ホテル等の宿泊施設」（23.6%）などの順である。

(d) 育児・介護休業をすることができない労働者に関する定め等、育児・介護休業法に基づくもの（労使協定）

「手続きを行ったことがある」割合は、「研究所」（39.5%）が最も高く、次いで「営業所、出張所」（24.0%）、「学校、保育所、学習支援塾等」（20.0%）などの順となっている。

(e) 年次有給休暇の時間単位・計画的付与

「営業所、出張所」（17.8%）が最も高く、「研究所」（16.8%）、「学校、保育所、学習支援塾等」（15.4%）と続く。一方、「旅館、ホテル等の宿泊施設」が2.8%と際立って低い。

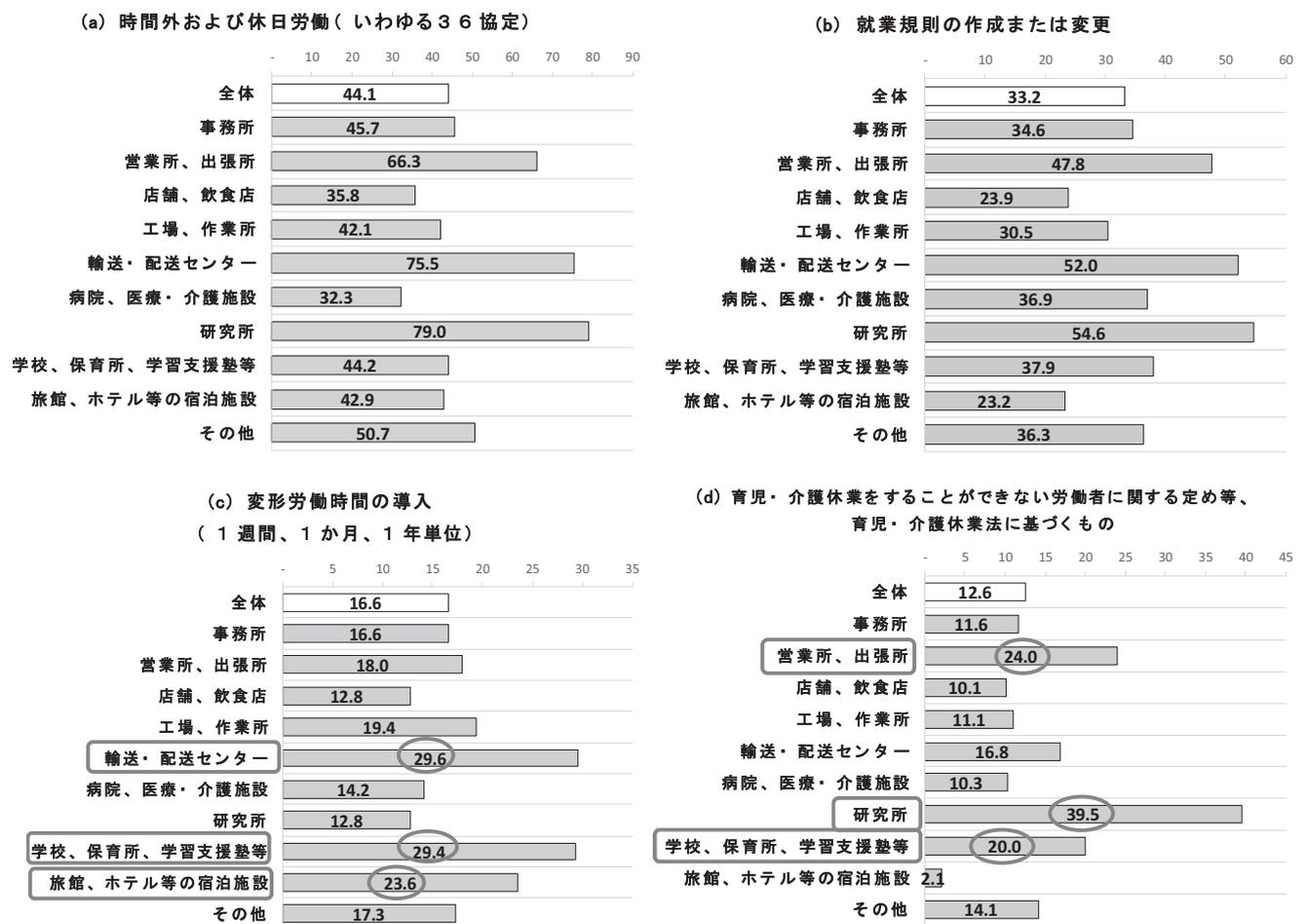
(f) 安全委員会・衛生委員会・安全衛生委員会の委員の推薦

「研究所」(27.7%)、「輸送・配送センター」(17.1%)の順に高くなっている。一方、割合が低いのは、「病院、医療・介護施設」(2.6%)、「店舗、飲食店」(2.7%)、「旅館、ホテル等の宿泊施設」(3.0%)の順だった。

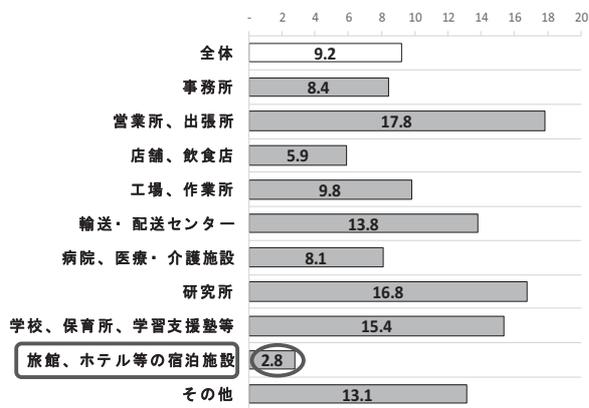
(g) フレックスタイム制の導入、専門業務型裁量労働制の導入

フレックスタイム制の導入に関する「手続きを行ったことがある」割合は、「研究所」(11.2%)、「営業所、出張所」(6.0%)の順に高く、「専門業務型裁量労働制の導入」についても「研究所」(11.8%)が突出している。

図表 4-1-16 「過半数代表」を利用した各手続き（「手続きを行ったことがある」割合）
 ／事業所形態別（n=6,458, %）

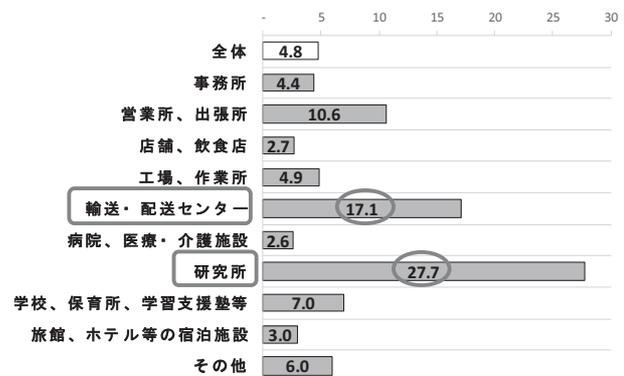


(e) 年次有給休暇の時間単位・計画的付与



(f) 安全委員会・衛生委員会・

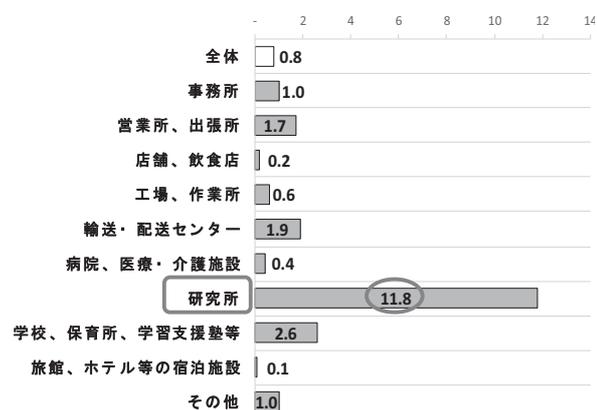
安全衛生委員会の委員の推薦



(g-1) フレックスタイム制の導入



(g-2) 専門業務型裁量労働制の導入



注1)「全体」は「事業所形態」が「無回答」を含む。

注2)「工場、作業所」は鉄道の駅や発電所、倉庫を含む。

⑧労働組合の有無別

「過半数代表」を利用して「手続きを行ったことがある」割合を労働組合の有無別にみると、「労働組合がある」(83.7%)のほうが「労働組合はない」(51.4%)より高くなっている。また「手続きを行ったことがない」割合をみると、「労働組合がある」が12.6%、「労働組合はない」が39.8%、「労働組合があるか『わからない』」が59.5%となっている(図表4-1-17)。

各手続きについてみると、「時間外および休日労働(いわゆる36協定)」では、「労働組合がある」が75.6%、「労働組合はない」が40.9%となっているほか、「就業規則の作成または変更(意見聴取)」ではそれぞれ57.2%と30.7%となっている。

いずれの制度の手続きにおいても、「労働組合がある」ほうが「労働組合はない」事業所より「手続きを行ったことがある」割合が高くなっているが、「変形労働時間の導入」については、「労働組合がある」(21.1%)と「労働組合はない」(16.4%)の乖離が比較的小さい。

乖離が大きいものには、「安全委員会・衛生委員会・安全衛生委員会の委員の推薦」(23.2%、2.1%)、「賃金の一部控除」(22.9%、5.9%)、「労働者派遣法に定める派遣受け入れ期間の延

長」(5.5%、0.7%)、「専門業務型裁量労働制の導入」(3.2%、0.5%)などが挙げられる。労働組合がある割合は事業所規模と比例していることを考えれば、これらの乖離が大きい制度は、規模が大きい事業所でより多く利用されていると考えられる。

⑨過半数組合と過半数代表者の別

「手続きを行ったことがある」割合は、「過半数組合がある」が86.9%、「過半数代表者の選出がある」が90.2%と、両者に大きな差はみられない。ただし個別の制度利用についてみると、「変形労働時間制の導入」以外は、「過半数組合がある」ほうが「過半数代表者の選出がある」より、「手続きを行ったことがある」割合が高くなっている(図表4-1-17)。

図表4-1-17 「過半数代表」を利用した各手続き (n=6,458, %)

／労働組合の有無別、過半数組合・過半数代表者の別

全体	手続きを行ったことがある	労使協定								意見聴取			その他		左記以外の手続き	手続きを行ったことがない	無回答
		賃金の一部控除	(変形労働時間制の導入、1か月、1年単位)	フレックスタイム制の導入	(時間外および休日労働36協定)	専門業務型裁量労働制の導入	年次有給休暇の時間単位・計画的付与	育児・介護休業法に関する定め等	就業規則の作成または変更	(特別)安全衛生改善計画の作成	労働者派遣法の延長	企画業務型裁量労働制導入に必要労働委員会の委員の指名	安全衛生委員会・衛生委員会の推薦				
全体	100.0	54.1	8.0	16.6	2.5	44.1	0.8	9.2	12.6	33.2	2.3	1.3	0.3	4.8	0.8	36.3	9.7
労働組合がある	100.0	83.7	22.9	21.1	7.6	75.6	3.2	24.5	30.1	57.2	7.0	5.5	1.8	23.2	2.5	12.6	3.7
労働組合はない	100.0	51.4	5.9	16.4	1.9	40.9	0.5	7.3	10.3	30.7	1.5	0.7	0.1	2.1	0.6	39.8	8.9
労働組合があるが「わからない」	100.0	30.2	3.5	9.3	-	18.0	-	2.4	1.8	16.7	7.5	-	-	6.6	1.3	59.5	10.3
無回答	100.0	11.7	6.5	2.9	-	11.4	-	0.7	8.0	8.6	1.2	-	-	1.1	-	17.2	71.1
過半数組合がある	100.0	86.9	26.5	24.8	8.7	80.9	3.4	27.2	34.6	59.1	8.7	6.9	2.5	29.1	1.9	10.4	2.7
過半数代表者の選出あり	100.0	90.2	10.3	28.5	2.6	76.0	1.1	11.9	20.1	56.6	2.4	1.6	0.1	4.5	1.3	7.8	2.0

2. 「過半数代表」とのやりとり

(1) やりとりの方法

「過半数代表」を利用して「手続きを行ったことがある」と回答した事業所(n=3,492)に対して、労使協定の締結や意見聴取を行うにあたり、どのような方法で「過半数代表」とやりとりをしたのかを尋ねたところ(複数回答)、「対面」(63.0%)が最も高く、「書面」(27.2%)、「電子メール」(4.8%)、「電話」(3.7%)、「テレビ会議」(0.6%)、「その他」(0.5%)などの順となった。

事業所規模別でも、「対面」が最も高く、規模間格差はあまりみられない。「書面」も

同様に、いずれの規模でも2～3割程度となっている。一方、「テレビ会議」と「電子メール」は規模が大きくなると、概ね割合が高くなる傾向にある（図表4-2-1）。

図表4-2-1 「過半数代表」とのやりとり／事業所規模別（n=3,492, %）複数回答

	全 体	対 面	テ レ ビ 会 議	電 話	書 面	電 子 メ ー ル	そ の 他	無 回 答
全体	100.0	63.0	0.6	3.7	27.2	4.8	0.5	10.6
4人以下	100.0	68.8	1.0	3.8	21.2	2.8	0.1	9.5
5～9人	100.0	58.0	0.4	4.0	30.2	4.5	0.4	12.0
10～29人	100.0	60.8	0.3	4.0	28.4	5.2	1.0	11.1
30～99人	100.0	67.3	1.2	2.2	25.6	5.8	0.2	9.1
100～299人	100.0	74.1	1.1	3.2	25.2	6.0	0.1	6.2
300人以上	100.0	78.3	1.7	6.8	32.8	12.9	0.3	2.5

（2）やりとりの回数

次に、労使協定の締結や意見聴取を行うにあたり、何回くらい話し合いをしたのかを尋ねたところ、最も多かったのが「1回」（58.8%）、次いで「2～3回」（31.9%）、「4～5回」（6.2%）などの順となった（各手続により話し合いの回数は異なるであろうことから、大よその平均を尋ねている）。このように、話し合いの回数は9割以上が3回以内と回答している。

ただし事業所規模別にみると、規模が小さいほど「1回」の割合が概ね高く、規模が大きいほど「2～3回」以上の割合が概ね高くなっている。「300人以上」の事業所では「2～3回」が半数弱（46.9%）と最も高く、「4～5回」も1割以上（13.7%）を占めている（図表4-2-2）。

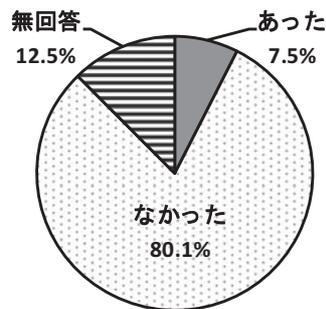
図表4-2-2 「過半数代表」との話し合いの回数／事業所規模別（n=3,492, %）

	全 体	1 回	2 ～ 3 回	4 ～ 5 回	6 ～ 9 回	10 回 以 上	無 回 答
全体	100.0	58.8	31.9	6.2	0.9	0.9	1.2
4人以下	100.0	63.0	29.0	5.6	1.1	0.4	1.0
5～9人	100.0	↑64.6	28.2	6.4	0.2	0.7	-
10～29人	100.0	58.1	32.9	5.0	1.1	1.0	2.0
30～99人	100.0	51.5	36.0	8.5	1.1	1.2	1.7
100～299人	100.0	46.1	39.3	9.7	2.1	1.9	1.0
300人以上	100.0	↓33.0	↑46.9	13.7	1.6	3.4	1.4

(3) 反対の有無

「過半数代表」を利用して「手続きを行ったことがある」事業所に対し、使用者が労使協定を提示、または意見聴取を行った際、「過半数代表」から反対の意向が示されたり、修正を提案されたことがあるか否かを尋ねたところ、「あった」と回答したのは7.5%、「なかった」は80.1%、「無回答」は12.5%だった（図表 4-2-3）。

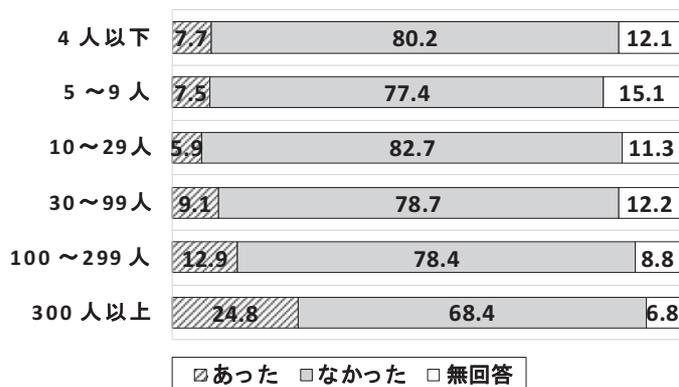
図表 4-2-3 「過半数代表」からの反対の意向や修正の提案の有無（n=3,492, %）



①事業所規模別

事業所規模別にみると、規模が大きくなると「あった」の割合が概ね高くなり、「300人以上」では約4分の1（24.8%）で「過半数代表」から反対の意向や修正の提案が「あった」と回答している（図表 4-2-4）。

図表 4-2-4 「過半数代表」からの反対の意向や修正の提案の有無／事業所規模別（n=3,492, %）



②労働組合の有無別

労働組合の有無別にみると、「過半数代表」から反対の意向や修正の提案が「あった」割合は、「労働組合がある」が22.2%、「労働組合はない」が4.0%で、「労働組合がある」事業所のほうが高い（図表4-2-5）。

図表4-2-5 「過半数代表」からの反対の意向や修正の提案の有無／労組の有無別

(n=3,492, %)

